

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年7月31日
【発行者名】 UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
 （UBS Management（Cayman）Limited）
【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
 （Director, Brian Burkholder）
【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
 タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
 （P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
 1104, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
 同 坂東 慶一
 同 小俣 雄基
 同 佐々木 晴香
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03（6212）8316
**【届出の対象とした募集（売
 出）外国投資信託受益証券に
 係るファンドの名称】** UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
 PIMCOユーロ・インカム・ボンド・ファンド
 （UBS Universal Trust（Cayman） - PIMCO Euro Income Bond
 Fund）
**【届出の対象とした募集（売
 出）外国投資信託受益証券の
 金額】** （ ）当初申込期間
 ユーロクラス受益証券
 10億ユーロ（約1,856億6,000万円）を上限とします。
 円クラス受益証券
 1,000億円を上限とします。
 （ ）継続申込期間
 ユーロクラス受益証券
 10億ユーロ（約1,856億6,000万円）を上限とします。
 円クラス受益証券
 1,000億円を上限とします。
 （注）ユーロの円貨換算は、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
 売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）によります。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） - PIMCOユーロ・インカム・ボンド・ファンド

（UBS Universal Trust（Cayman） - PIMCO Euro Income Bond Fund）

（注１）PIMCOユーロ・インカム・ボンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

（注２）日本において、ファンドの名称について「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）」を省略することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの各受益証券（ユーロクラス受益証券および円クラス受益証券の２種類とします（以下、ファンドの各クラス受益証券を個別にまたは併せて「受益証券」といい、ユーロクラス受益証券を「ユーロクラス」、円クラス受益証券を「円クラス」ということがあります。）。）は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

（ ）当初申込期間

ユーロクラス受益証券

10億ユーロ（約1,856億6,000万円）を上限とします。

円クラス受益証券

1,000億円を上限とします。

（ ）継続申込期間

ユーロクラス受益証券

10億ユーロ（約1,856億6,000万円）を上限とします。

円クラス受益証券

1,000億円を上限とします。

（注１）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券はユーロ建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨または円貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

（ ）当初申込期間

ユーロクラス

受益証券１口当たり100ユーロ

円クラス

受益証券１口当たり10,000円

（ ）継続申込期間

受益証券１口当たりの発行価格は、各取引日に適用される受益証券１口当たり純資産価格（以下「基準価額」といいます。）です。発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じです。

（注１）「取引日」とは、2026年９月30日以降の各ファンド営業日および／またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（注２）「ファンド営業日」とは、ロンドン証券取引所およびTARGET2（欧州のユーロ圏決済システム）が営業を行う日であり、かつ、ニューヨークおよび東京の銀行の営業日（土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。）またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の場所におけるその他の日をいいます。

（５）【申込手数料】

購入時の申込手数料はかかりません。

ただし、報酬代行会社から日本における販売会社に対して購入価額の3.0%（以下「販売手数料前払金」といいます。）が支払われます。

なお、販売手数料前払金は、ファンドの保有期間中に発生する販売管理報酬および途中換金（買戻し）時にかかる条件付後払い販売手数料をもって、受益者が実質的に負担することになります。

換金（買戻し）時に買戻代金から以下の条件付後払い販売手数料が差し引かれ、報酬代行会社に対して支払われます。条件付後払い販売手数料は、換金（買戻し）代金に以下の料率をかけて算出されます。

保有期間	条件付後払い販売手数料
1年未満	3.0%
1年以上2年未満	2.4%
2年以上3年未満	1.8%
3年以上4年未満	1.2%
4年以上5年未満	0.6%
5年以上	なし

ファンドの終了時（繰上償還を含みます。）には、未回収の条件付後払い販売手数料相当額が一括して控除または反映されるため、その影響は、受益証券の保有期間にかかわらず、すべての受益者が負担します。

保有期間は、購入時における国内約定日から算出が始まります。

（６）【申込単位】

（ ）当初申込期間

100口以上1口単位

（ ）継続申込期間

100口以上1口単位

（注）または、管理会社がその単独の裁量により決定するその他の金額または口数とします。

（７）【申込期間】

（ ）当初申込期間

2026年8月17日（月曜日）から2026年9月25日（金曜日）まで

（注）当初申込期間最終日の日本における販売会社（以下に定義されます。）の申込締切時間（日本時間午後3時）までの申込受付分（日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの）を当初申込期間中の申込みとして取り扱います。

（ ）継続申込期間

2026年9月30日（水曜日）から2027年10月29日（金曜日）まで

（注１）各取引日の申込締め切り時間（日本時間午後3時）までの申込受付分（日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの）をその取引日の申込みとして取り扱います。

（注２）申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

（以下「東海東京証券」または「日本における販売会社」といいます。）

ホームページ・アドレス：<https://www.tokaitokyo.co.jp/>

（注１）日本における販売会社または販売取扱会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

（注２）「販売取扱会社」とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。以下同じです。

（９）【払込期日】

（ ）当初申込期間

投資者は、2026年9月25日（金曜日）までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、適用あるクラス受益証券の基準通貨にて、申込金額を支払うものとします。

（ii）継続申込期間

投資者は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、適用あるクラス受益証券の基準通貨にて、申込金額を支払うものとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額の支払いを投資者に依頼する場合があります。

申込金額の合計は、日本における販売会社によって、関連する取引日（同日を除きます。）から5ファンド営業日（以下「支払日」といいます。）以内に管理事務代行会社（以下に定義されます。）のファンド口座に送金されます。

（注１）「国内約定日」とは、購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（通常、お申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日）をいいます。以下同じです。

（注２）「国内営業日」とは、東京の銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）および／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

管理会社は、UBS証券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、適用あるクラス受益証券の基準通貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する為替レートによります。換金（買戻し）代金についても同様です。

日本における販売会社は、当初申込期間における申込みに関しては設定日（2026年9月30日）までに、また、継続申込期間における申込みに関しては支払日までに、管理事務代行会社のファンド口座に対して申込金額を送金します。支払いは、適用あるクラス受益証券の基準通貨で行わなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人、ケイマン諸島の住居者、および欧州経済地域加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの等の適格投資家（以下に定義されます。）でない者による受益証券の取得を制限することができます。当該制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性があります。

（二）日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドの投資目的は、主としてピムコ・ファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ plcのサブ・ファンドであるユーロ・インカム・ボンド・ファンドの投資証券への投資を通じて、実質的にユーロ建ての債券を中心とするポートフォリオに投資を行い、主としてインカム収益の確保を目指すとともに、市場環境の変化を通じて、中長期的な元本の成長も目標とします。

ファンドにおける信託金の限度額は、上限100億ユーロ（約1兆8,566億円）相当額です。

各クラスの受益証券の純資産総額の上限は、ユーロクラスの場合、10億ユーロまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、円クラスの場合、1,000億円または管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。ただし、管理会社の裁量により、純資産総額が当該上限額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

b．ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下「基本信託証書」といいます。）および2026年7月27日付の補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含みます。）（以下に定義されます。）に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

（2）【ファンドの沿革】

2000年1月4日 管理会社の設立

2013年12月2日 基本信託証書締結

2014年7月1日 修正信託証書締結

2014年11月24日 修正信託証書締結

2014年12月29日 修正信託証書締結

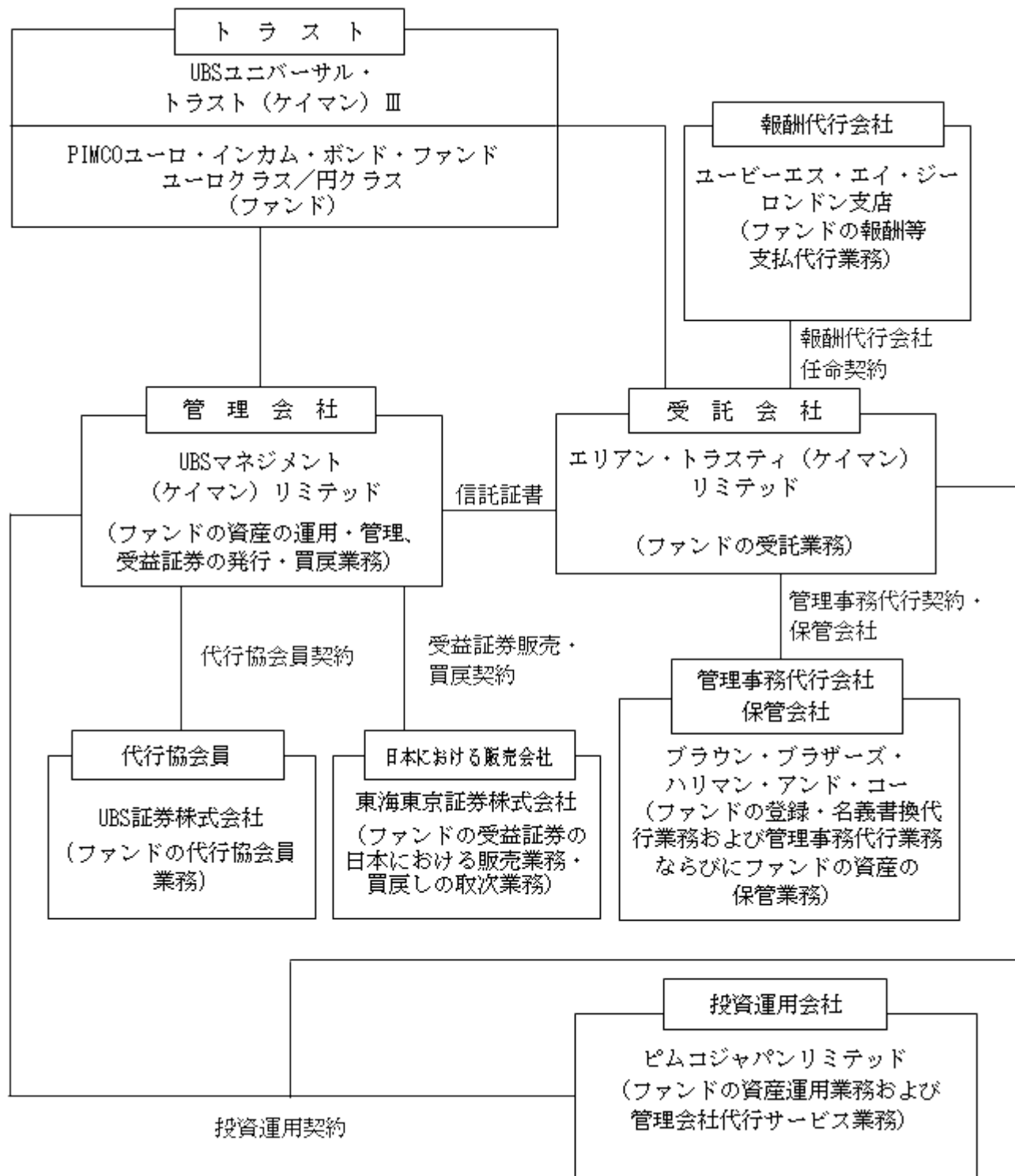
2024年3月1日 修正信託証書締結

2026年7月27日 補遺信託証書締結

2026年9月30日 ファンドの運用開始（以下「設定日」といいます。）

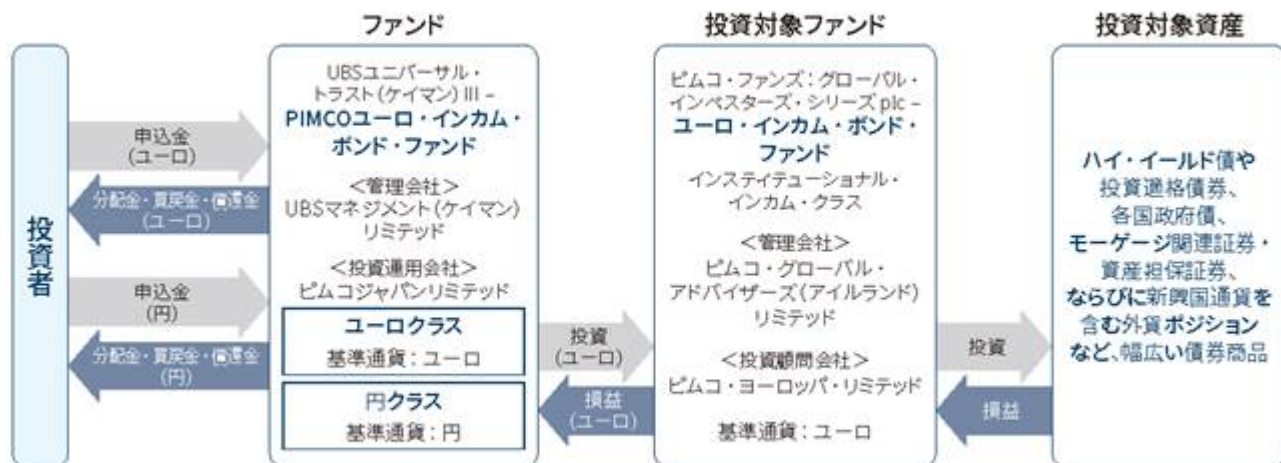
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「ビムコ・ファンズ: グローバル・インベスターズ・シリーズ plc - ユーロ・インカム・ボンド・ファンド (インスティテューショナル・インカム・クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、ハイ・イールド債や投資適格債券、各国政府債、モーゲージ関連証券・資産担保証券、ならびに新興国通貨を含む外貨ポジションなど、幅広い債券商品となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management （Cayman） Limited）	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラステイ （ケイマン）リミテッド （Elian Trustee （Cayman） Limited）	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン・アンド・コー （Brown Brothers Harriman & Co.）	管理事務代行会社 保管会社	2026年9月30日までの日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注1）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。 2026年9月30日までの日付で受託会社との間で締結の保管契約（注2）において、保管会社が提供する業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2026年7月29日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
東海東京証券株式会社	日本における 販売会社	2026年7月31日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ ジー ロンドン支店 （UBS AG, London Branch）	報酬代行会社	2026年9月30日までの日付で受託会社との間で効力が生じた報酬代行会社任命契約（注5）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
ピムコジャパンリミテッ ド	投資運用会社	2026年9月30日までの日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注6）において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社または販売取扱会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

（注5）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

（注6）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management（Cayman）Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年5月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約1億1,715万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー （スイス国 チューリッヒ市 CH - 8001 バーンホフストラッ セ45）	735,000株 （100%）

（注）米ドルの円貨換算は、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）によります。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、募集要項を発行しなければなりません。募集要項は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。募集要項は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集要項の内容または形式を指示することはないものの、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法（その後の改正を含みます。）
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー（KPMG LLP）です。

ファンドは毎年1月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を同年の7月31日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。監査済財務書類は、国際財務報告基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

- () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社であり、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。

CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、平均デュレーションが１年から８年の、主としてユーロ建て債券の分散化されたポートフォリオに間接的に投資を行うことにより、主にインカム・ゲインの獲得を、次いで市場サイクル全体を通じた元本成長を追求することです。

ファンドは、ユーロ・インカム・ボンド・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）のインスティテューショナル・インカム・クラス投資証券にファンドの資産のほぼすべてを投資することにより、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、変動資本を有し、サブ・ファンド間で債務が分離されるオープン・エンド型アンブレラ型投資法人であり、登録番号276928でアイルランド法の下で有限責任で設立され、アイルランド中央銀行（その後任の監督機関を含みます。）（以下「中央銀行」といいます。）により1998年１月28日に譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託として、2011年欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則（2011年S.I.No.352）およびその下で随時発効する規則または通知（以下「規則」といいます。）に従い、承認された、ピムコ・ファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ plc（以下「投資対象投資法人」といいます。）のサブ・ファンドです。

ファンドは、現金（ユーロおよび日本円）（以下「流動資産」といいます。）を保有する場合があります。

投資運用会社は、投資対象ファンドのインスティテューショナル・インカム・クラス投資証券および流動資産により構成されるファンドのポートフォリオ（以下「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。）について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ピムコジャパンリミテッド（以下「投資運用会社」といいます。）を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオをモニターし、サブアドバイズド・ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理等を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

（a）投資対象ファンド、および

（b）現金（ユーロおよび日本円）。疑義を避けるために付言すると、オーバーナイトの現金残高は、保管会社のスウィープビークルで保有されることがあります。

投資運用会社は、ファンドの勘定において、以下の行為を行うことを禁じられます。

（a）ショート・ポジションの取得

（b）投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためのデリバティブの利用

（c）ファンドの純資産総額の10%を超える借入れ（ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過する場合を除きます。）

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。

投資対象ファンドはユーロ建てです。投資運用会社は、ユーロ建て以外の資産（日本円の現金を除きます。）への投資は行いません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、ピムコ・ファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ plcのサブ・ファンドであるユーロ・インカム・ボンド・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）の投資証券への投資を通じて、実質的にユーロ建ての債券を中心とするポートフォリオに投資を行い、主としてインカム収益の確保を目指すとともに、市場環境の変化を通じて、中長期的な元本の成長も目標とします。

ファンドの特色

- ① 実質的に、ハイ・イールド債や投資適格債券、各国政府債、モーゲージ関連証券・資産担保証券、ならびに新興国通貨を含む外貨ポジションなど、幅広い債券商品に投資します。
- ② ポートフォリオの平均デュレーションは、通常1年から8年の範囲で変動します。
- ③ 投資対象ファンドの実質的な運用は、世界有数の資産運用会社であるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの傘下にあるピムコ・ヨーロッパ・リミテッドが個別銘柄の分析とマクロ経済分析を組み合わせて行います。
- ④ 「ユーロクラス」および「円クラス」の2つのクラスからお選びいただけます。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象ファンドに関する情報

投資対象ファンドの投資目的および投資方針

投資対象ファンドの主な投資目的は、慎重な投資運用によりインカム・ゲインを最大化することです。長期的な元本成長は二次的な目的です。投資対象ファンドは、ポートフォリオにインカムをもたらす高利回りの証券を対象とします。投資対象ファンドは、投資適格証券に最低50%を配分し、発展途上国または新興市場経済国と経済的に密接な関係にある発行体の証券（以下「新興市場証券」といいます。）には最大25%、ユーロ以外の通貨へのエクスポージャーは最大30%を配分します。

投資対象投資法人の経営権および投資対象投資法人の資産の運用権限は、投資対象投資法人の取締役（以下「投資対象投資法人取締役」といいます。）に帰属します。投資対象投資法人取締役は、投資対象投資法人の日常的な経営および運営をピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッド（PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited）（以下「投資対象ファンド管理会社」といいます。）に委任しています。投資対象ファンド管理会社は、1997年11月14日に設立された有限責任会社であり、その最終的な過半数の株式はアリアンツ・エスイー（Allianz SE）が保有しています。アリアンツ・エスイーは、欧州を拠点とする多国籍の保険・金融サービス持株会社であり、ドイツの公開会社です。

投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンドの投資運用をピムコ・ヨーロッパ（PIMCO Europe Ltd）（以下「投資対象ファンド投資顧問会社」といいます。）に委任しています。投資対象ファンド投資顧問会社は、1991年4月24日にイングランドおよびウェールズの法律に基づき有限責任会社として設立された投資顧問会社です。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資業務の遂行にあたり、改正2000年金融サービス・市場法（以下「FSMA」といいます。）に基づき英国金融行為規制機構（以下「FCA」といいます。）の規制を受けており、最終的にはアリアンツSEが過半数の株式を保有しています。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象投資法人の設立者でもあります。

投資対象ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロ建て債券およびその他の固定利付商品（以下に定義します。）からなる、満期が異なる分散投資ポートフォリオに投資します。

「固定利付商品」とは、以下のものを指します。

- 1) 以下の商品を含む「固定利付証券」。固定利付証券は、固定金利、変動金利または浮動金利を有し、基準金利に対して逆相関を示す場合があります。
 - a. EU加盟国（以下「加盟国」といいます。）および非加盟国、その地方自治体、政府機関または公的機関によって発行または保証された証券
 - b. 企業の社債およびコマーシャル・ペーパー
 - c. 債権またはその他の資産を担保とする譲渡可能証券である、住宅ローン担保证券およびその他の資産担保证券
 - d. 政府および企業によって発行されるインフレ連動債
 - e. 政府および企業によって発行されるイベント連動債
 - f. 国際機関または超国家的な団体の証券
 - g. 発行時に発行体の債券のカウンセルが、その利子について米国連邦所得税を免除されると判断した債券（地方債）
 - h. 自由に譲渡可能かつレバレッジを伴わないストラクチャード・ノート（証券化されたローン・パーティシペーションを含みます。）
 - i. 自由に譲渡可能かつレバレッジを伴わないハイブリッド証券（従来の株式または債券とオプションまたは先物契約を組み合わせたデリバティブを含みます。）
 - j. マネーマーケット商品に該当するローン・パーティシペーションおよびローン・アサインメント
- 2) 当該固定利付証券に関連して発行される、またはそれらを合成し、あるいはそれらに連動もしくは参照される、先物、オプション、スワップ契約（上場または店頭取引のものを含むがこれらに限定されません。）を含むあらゆるデリバティブ商品

特に、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社の見解において通常高い水準の収益を生み出すと見なされる幅広い固定利付セクターに投資することにより、高水準の利子収益の維持を目指します。投資対象ファンドは、一般的に、その資産を以下の投資セクターを含む複数のセクターに配分します。

- () EU域内および新興国を含む非EU諸国に所在する発行体によるハイイールド社債および投資適格社債
- () EUおよび非EU諸国の政府、その機関および公的機関によって発行される債券およびその他の固定利付証券
- () 住宅ローン関連およびその他の資産担保证券（レバレッジを効かせていないもの）
- () 新興市場国の通貨を含む外貨ポジション

ただし、投資対象ファンドは、いかなる単一の投資セクターに対してもエクスポージャーを持つことを義務付けられているわけではなく、投資対象ファンドのいかなる単一の投資セクターに対するエクスポージャーも、時間の経過とともに変動します。当該証券へのエクスポージャーは、前述の種類の証券への直接投資、または金融派生商品の利用を通じて達成される場合があります。投資対象ファンドは、中央銀行が定める制限の範囲内で、主に投資および／またはヘッジの目的で、オプション、先物、スワップ（固定利回り指数スワップを含みます。）、またはクレジット・デフォルト・スワップなどの金融派生商品の取引を行うことがあります。投資対象ファンド投資顧問会社は、ボトムアップ型のファンダメンタルズ信用調査とトップダウン型のマクロ経済分析を組み合わせています。さらに、投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資目的を達成するために、業界および発行体に関して独自の調査を行い、慎重な分散投資を実施しています。

投資対象ファンドが目指す元本成長は、一般的に、金利の低下、あるいは特定のセクターまたは証券の信用基盤の改善により、投資対象ファンドが保有する債券およびその他の固定利付商品の価値が上昇することから生じます。前述の通り、元本成長は、投資対象ファンドの二次的な目的です。したがって、インカムへの重点的配分および元本からの投資対象ファンド運用報酬（以下に定義します。）の徴収は、元本を減少させ、投資対象ファンドが将来の元本成長を維持する能力を低下させる可能性があります。

投資対象ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、通常、投資対象ファンド投資顧問会社による金利予測に基づき、1年から8年の間で変動します。

投資対象ファンドは、投資適格証券およびハイイールド証券（以下「ジャンク債」といいます。）の両方に投資することができます。ただし、ムーディーズによる格付けがBaa 3未満もしくはS&Pもしくはフィッチによる同等の格付けの証券、または格付けがない場合において投資対象ファンド投資顧問会社が同等の品質であると判断した証券への投資は、資産総額の50%を上限とします。ユーロ建て債券および固定利付商品に投資されていない資産は、必ずしもユーロ建てである必要はなく、またユーロ圏と経済的に結びついている必要もないその他の固定利付商品に投資されることがあります。投資対象ファンドは、新興市場諸国と経済的に結びついている固定利付商品に、資産の最大25%を投資することができます。

投資対象ファンド投資顧問会社が一時的または防御的な目的で適切であると判断した場合、投資対象ファンドは、その純資産の100%を、EU加盟国の政府（その機関または公的機関を含む）が発行し、または元本および利子の支払を保証する固定利付証券および当該債券により担保されたレポ契約に投資することができます。ただし、投資対象ファンドは、少なくとも6種類の異なる銘柄を保有し、また、いずれかの1銘柄の証券が純資産の30%を超えないことを条件とします。投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ管理の目的でのみレポ契約を利用します。

投資対象ファンドの純資産の25%を超えて、エクイティ証券に転換可能な有価証券に投資することはできません。投資対象ファンドの総資産の10%を超えて、エクイティ証券に投資することはできません。投資対象ファンドは、() エクイティ証券に転換可能な証券、() エクイティ証券、() 譲渡性預金、および() 銀行引受手形への投資の合計が、総資産の3分の1を超えないという制限を受けます。投資対象ファンドは、その債券が容易に入手できないか、または詳細な分析を通じて良好な投資機会であると特定された企業へのエクスポージャーを獲得するために転換社債またはエクイティ証券を利用することができます。投資対象ファンドは、その資産の最大10%を、他の集団投資スキームの受益証券または投資証券に投資

することができますが、かかるスキームの投資目的は、投資対象ファンドの投資目的を補完するか、またはそれと整合するものでなければなりません。また、投資対象ファンドは、純資産の最大10%を、非流動性証券（投資方針に規定される債券およびその他の固定利付証券で、非流動性であるものを含みます。）ならびに短期金融商品に該当する貸付参加権および貸付譲渡権に投資することもできます。

投資対象ファンドは、ユーロ建て以外の投資ポジションおよびユーロ建て以外の通貨ポジションを保有することができます。ユーロ建て以外の通貨エクスポージャーは、総資産の30%に制限されます。したがって、ユーロ建て以外の投資およびユーロ建て以外の通貨の変動は、投資対象ファンドのリターンに影響を与える可能性があります。通貨ヘッジ活動および通貨ポジションは、スポットおよび先物為替契約、ならびに通貨先物、オプション、スワップを用いて、当時の経済状況に応じて実施される場合があります。様々な効率的なポートフォリオ管理手法（発行時、受渡遅延、フォワード・コミットメント、通貨取引、買戻し・逆買戻し、証券貸借取引などを含むがこれらに限定されません。）は、中央銀行が随時定める制限および条件に従うものとしします。投資対象ファンド投資顧問会社がこれらの手法の使用に成功するという保証はありません。

投資対象ファンドは、先物、オプション、スワップ契約などのデリバティブ商品（上場または店頭）を使用することができます。通貨先渡契約を締結することもできます。かかるデリバティブ商品は、（ ）ヘッジ目的および/または（ ）投資目的および/または（ ）ポートフォリオの効率的運用で使用されることがあります。例えば、投資対象ファンドは、（ ）通貨エクスポージャーをヘッジするために、（ ）原資産に対するデリバティブ・エクスポージャーが直接的なエクスポージャーよりも良い価値を表示すると投資対象ファンド投資顧問会社が考える場合に原資産におけるポジションを取る代わりとして、（ ）投資対象ファンドの金利のエクスポージャーを投資対象ファンド投資顧問会社による様々な市場の見通しに合わせるため、かつ/または、（ ）特定の債券または債券関連指数の構成およびパフォーマンスに対するエクスポージャーを獲得するために、デリバティブを使用することができます（ただし、投資対象ファンドが直接的なエクスポージャーを持つことができない金融商品、発行体または通貨に対して指数を通じて間接的なエクスポージャーを持つことはできないものとしします。）。投資対象投資法人のリスク管理プロセスに記載され、中央銀行により認められているデリバティブ商品のみを使用することができます。

デリバティブ商品の使用は追加的なレバレッジ・エクスポージャーが生じますが、投資対象ファンドのレバレッジの水準は、投資対象ファンドの純資産価額（以下「投資対象ファンド純資産価額」といいます。）の0%から600%の範囲内となることが予想されています。投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドの株式エクスポージャー、金利エクスポージャー、通貨エクスポージャーまたは信用エクスポージャーを変更するためにデリバティブ商品を使用することが最も適切であるとみなすなどの場合、投資対象ファンドのレバレッジがより高い水準に引き上げられることがあります。レバレッジの数値は、中央銀行により要求されるところに従い、かつ、投資対象ファンドがいずれかの時点において有する相殺およびヘッジの取決めを考慮せずに、使用されるデリバティブの想定金額の合計を用いて計算されます。

本書において規定した通り、投資対象ファンドは投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができます。投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社が詳しい投資分析の結果適切であると判断した場合、シンセティック・ショート・ポジションを取るためにデリバティブを利用する場合があります。シンセティック・ショート・ポジションとは、経済用語でショート・ポジションに相当するポジションをいい、中央銀行の要件に従い金融デリバティブ商品の使用を通じて実行されます。投資対象ファンドは、様々な期間においてロング・ポジションおよびショート・ポジションを取ります。しかしながら、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの組み合わせは、ショート・ポジションをカバーするものではありません。また、投資対象ファンドはシンセティック・ショート・ポジションを多く取得することはありません。ファンドは、いずれかの時点でロング・エクスポージャーのみを有する場合もあれば、逆にショート・エクスポージャーのみを有する場合もありますが、通常の市況下において、ネットで、ショート・エクスポージャーのみを有することは想定されていません。かかるポジションは、本書に記載する投資対象ファンドの投資方針に基づき企図される様々な資産クラスについて取られる可能性があります。投資対象ファンドのデ

リバティブの名目元本総額および一切の直接投資の市場価格を用いて計算した場合、ロング・ポジション総額とショート・ポジション総額の合計は、投資対象ファンドの純資産価額の800%を超えない予定です。

デリバティブの使用に関連する市場リスクは担保され、中央銀行の要件に従い、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）手法を用いてリスク管理されます。VaRは、過去のデータを用いて、片側99%の信頼区間で計算されるファンドの一日当たりの予想最大損失を予測する統計的手法です。ただし、一日当たりのVaRの数値を超過する1%の統計的確率が存在します。VaR手法は過去の観測期間を用いるため、異常な市況が表われず、または過去の観測期間から省かれている場合、VaRの結果が偏ることがあります。したがって、投資対象ファンドは、異常な市況において多大な損失を被る可能性があります。

投資対象ファンドは、絶対VaRモデルを用いる予定です。したがって、投資対象ファンドのポートフォリオのVaRは、投資対象ファンド純資産価額の20%を超えず、また、保有期間は20日とします。過去の観測期間を、一年未満とすることはできません。上記の制限は、中央銀行により要求される現在のVaRの制限であることに留意する必要があります。ただし、ファンドのVaRモデルまたは中央銀行の制限が変更された場合、投資対象ファンドはその英文目論見書補遺および投資対象投資法人のリスク管理プロセスを適宜更新することにより、かかる新しいモデルまたは制限を利用する能力を有します。デリバティブ商品の使用に関連するすべてのエクスポージャーの測定および監視は、少なくとも毎日実行されます。

投資対象ファンドは、アセット・バック証券、コマーシャル・ペーパーおよび預金証書を含むがこれらに限られない付随的な流動資産および短期金融商品を保有および維持することができます。これらの資産は、投資適格であるか、格付が付されていない場合、投資対象ファンド投資顧問会社が同等の格付を有するとみなすものとします。

通貨スポット取引

ファンドは、円クラス受益証券に関して、スポット外国為替取引（以下「スポット取引」といいます。）の締結を通じて、申込み（または買戻し）額に相当する金額を、日本円からユーロ、または、ユーロから日本円に換算することを目指します。受託会社は、スポット取引の管理および監視を行うため、通貨管理事務会社を任命しました。通貨管理事務会社は、スポット取引に関して裁量的な管理権限を有しません。

管理会社は、通貨サービス契約（以下に定義します。）に基づき受託会社により要求されるすべての事項および行為に関して、受託会社の代理人として行為する権限を適式に与えられています。

管理会社は、受託会社の代理人として、スポット取引の価格設定について、受託会社またはその代理人が合意した決定時刻にWM/ロイターが公表する対応するスポットレート、または管理会社が合意するその他のベンチマークレートを参照してあらかじめ合意された通貨ヘッジ管理手数料を調整して行われることを想定しています。参照レートが公表されていない場合、または指定された決定時刻を過ぎた場合には、ヘッジ取引の取引相手方が提示するスポットレートに基づく代替のスポット買値および売値が使用されます。

疑義を避けるために付言すると、投資運用会社はスポット取引には関与しません。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

管理会社について

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、報酬代行会社および投資運用会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラン (「バラン」) ・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ (ケイマン) リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービスズ (ケイマン) リミテッド (以下「OFS」といいます。) のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人 (以下「RTA」といいます。) およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA / 株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会 (AIMA) に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点に、複数のヘッジファンド戦略にわたる多数のファンドの取締役会において独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけては、HFファンド・サービスズ・リミテッドを通じて、同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービスズ (ケイマン) リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏

は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBS ファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

PIMCOについて

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO)の概要

PIMCOは、1971年に米国で設立された資産運用会社であり、アクティブ債券運用におけるグローバルリーダーです。債券運用を中心に、公募・私募の両市場において幅広い投資戦略と専門知識を提供しています。

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッドの概要

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(アイルランド)リミテッドは、PIMCOグループ傘下のアイルランド籍 UCITSファンドの管理会社です。

ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドの概要

ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドは、PIMCOグループ傘下の資産運用会社です。英国において金融行動監視機構の認可および規制を受けています。

（４）【分配方針】

各分配宣言日に月次ベースで分配が宣言されることが予定されています。分配金は、投資元本（投資対象ファンドの受益証券の換価）および関連する分配期間中に受け取ったインカム等収益（もしあれば）から支払うことができます。

当該分配金は、管理会社が、投資運用会社との協議の上、その独自の裁量によって、以下の事項を考慮に入れて決定されるものとします。

（a）投資対象ファンドによって支払われる分配金（すべての適用される税金の控除後）（該当ある場合）

（b）流動資産からの経過利息

（c）保管会社が受領した時から対応する分配金支払日に支払われるまでに、上記（a）および（b）から受領した利息額または経過利息（（a）から（c）までを以下「インカム等収益」といいます。）

（d）投資対象ファンドからの実現および未実現キャピタル・ゲインならびに諸経費

管理会社が、投資運用会社との協議の上、その単独の裁量により、受け取った発生収益では月次分配金の原資として不十分だとみなす場合（投資対象ファンドが関連する分配期間について分配金を宣言しない場合等）、分配期間中に受け取った発生収益を上回る（およびキャピタル・ゲインを上回る）受益証券に帰属する投資元本から分配金の全体または一部を支払うことができます。

さらに、投資者は、受益証券に帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、管理会社が、その独自の裁量によって受益証券に関する分配金を当該月に支払わないと決定できることに留意することが重要です。

分配金が支払われる場合、投資者は、一定の状況において、分配金の全部または一部が、受益証券の申込み水準に応じて、投資元本の買戻しの一部とみなされることにご留意ください。同様に、ファンドの運用実績に応じて、受益証券に関する元本増価が分配金額を下回る場合、分配の全部または一部が投資元本の買戻しの一部とみなされる場合があります。

分配金は、分配宣言日の直前の関連する分配基準日に受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、（ ）ユーロクラス受益証券の場合、ユーロで支払われ、0.005は切り上げて、小数点

第2位に四捨五入され、また、（ ）円クラス受益証券の場合、円で支払われ、0.5は切り上げて、整数に四捨五入されます。

（注1）「分配宣言日」とは、各クラスの受益証券に関して、各分配基準日の翌ファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。

（注2）「分配基準日」とは、2026年11月以降の毎月9日（当日がファンド営業日でない場合はその直前のファンド営業日）または管理会社が決定するその他の日をいいます。

（注3）「分配期間」とは、当該クラスについて、分配基準日（同日を含みます。）に終了し、最初の分配期間については設定日（同日を含みます。）から、その後は前分配基準日の翌暦日から開始する期間をいいます。

上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配が行われる場合、受益証券の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

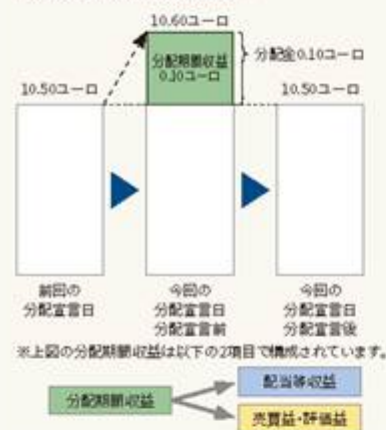
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間^(注)中に発生した収益（投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当月の分配基準日の翌ファンド営業日（以下「分配宣言日」といいます。）の基準価額は前回の分配宣言日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注) 分配期間とは、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間を指します。

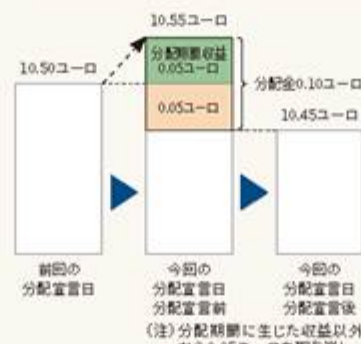
分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合



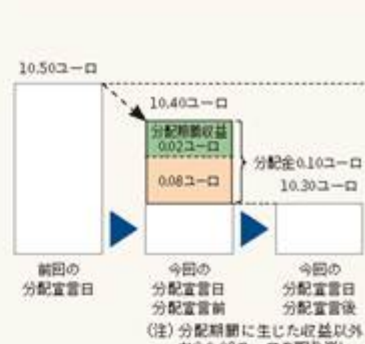
※上記の分配期間収益は以下の2項目で構成されています。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前回の分配宣言日から基準価額が上昇した場合>



<前回の分配宣言日から基準価額が下落した場合>



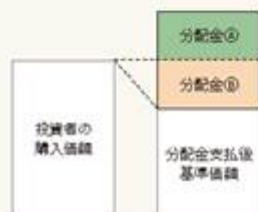
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

※上記は便宜的にユーロでのみ表示していますが、実際の分配金額や基準価額は、各クラスの表示通貨（ユーロ、日本円）により表示されます。

分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資者の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資者のファンドの受益証券の購入価額によっては、以下の通り、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 購入価額を上回る部分(分配金①)に加え、下回る部分(分配金②)も分配金として課税対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 購入価額を下回る部分(分配金②)も分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. ファンドは空売りを行ってはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。
3. 管理会社（または代理人）がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引（自らの利益のために管理会社（または代理人）が行う取引等）も、禁止されています。
4. 受託会社、もしくは管理会社（または代理人）はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することができます。
5. 管理会社（または代理人）は、取得の結果、受託会社または管理会社（もしくは代理人）が管理するすべてのファンドが保有する、ある企業１社の株式の議決権が当該企業の株式の議決権総数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。この制限は、他の投資信託または投資法人に対する投資には適用されません。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
6. 管理会社（または代理人）は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、１発行体に係る当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）（当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社（または代理人）は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）（当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある１社が発行する、組成する、または引き受ける（ ）（株式等エクスポージャー以外の）有価証券、（ ）（デリバティブ等エクスポージャー以外の）金銭債権、および（ ）匿名組出資持分（以下「債券等エクスポージャー」と総称します。）（当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が純資産総額の10%を超える場合、管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社（または代理人）は、ある投資信託／会社またはカウンターパーティー１社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託／会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを（場合に応じて）追加、修正、または削除することができるものとします（この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。）。

管理会社（またはその代理人）は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社（またはその代理人）は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社（またはその代理人）は、（ ）単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、（ ）ファンドが投資を行っている、または管理会社（またはその代理人）の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、（ ）運用開始直後、管理会社（またはその委託先）が新たに拠出された資金の初期投資を行う期間、および／または（ ）（ a ）ファンドの終了に備える目的のため、もしくは（ b ）ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社（またはその代理人）は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の買戻しに関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

借入れおよびレバレッジ方針

管理会社は、ファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することがあります。

3【投資リスク】

リスク要因

基準価額の変動要因

- 基準価額は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ユーロクラスはユーロ建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- ファンドは、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドへの投資から発生する損益はすべて投資者に帰属します。投資者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。以下のリスク要因に関する説明は、ファンドへの投資に伴うリスクを網羅的に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが資本成長（キャピタル・グロース）を達成する保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資をすべて失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、すべての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイ

ザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言（税務、会計、信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。）に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切かつ妥当で適格な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

投資利益（すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益）は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資に係るリスク

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、その投資顧問会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

ポートフォリオの成功または失敗は、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に大きく依存しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

インカム等収益および分配

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が、投資運用会社と協議の上、分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。さらに、ファンドが利益を上げていない場合、受益者が受益証券の換金（買戻し）に関して受け取る換金（買戻し）価格は、当該受益者の当初投資額を下回る可能性があります。

インカム等収益は、ファンドが保有および／または売却する投資対象ファンド投資証券から支払われる支払金の受領に主として依拠しています。ファンドに適用される非条約税率の上昇等を理由として、投資対象ファンド投資証券から支払金が支払われない場合または支払いが予想を下回る場合、これに応じてファンドが得るインカム等収益は投資者の予想を下回ることになります。さらに、ファンドが投資対象ファンド分配あり投資証券から受領する支払金の利率が年度途中で低下した場合も、インカム等収益が投資者の予想を下回る結果になる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。買戻し請求を行った日から関連する買戻し日までの間に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

ユーロクラス受益証券の保有者の為替リスク

ユーロクラス受益証券は、ユーロ建てです。そのため、投資者の財務活動が主としてユーロ以外の通貨または通貨単位（日本円を含み、以下「投資通貨」といいます。）建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク（ユーロの平価切下げまたは投資通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。）およびユーロまたは投資通貨（場合によります。）に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資通貨の価値が対ユーロで上昇した場合、（a）純資産総額および基準価額の投資通貨の相当額ならびに（b）支払われる分配金（もしあれば）の投資者の通貨相当額が減少します。

日本円クラス受益証券の保有者の為替リスク

日本円クラス受益証券の保有者は、ユーロ（以下「投資通貨」という場合があります。）建ての投資対象ファンドへの投資を通じて、為替変動リスクにさらされることが想定されています。投資通貨に対するエクスポージャーについて為替ヘッジは行われなため、日本円クラス受益証券の保有者は、日本円（日本円クラス受益証券の基準通貨）と投資通貨との間の為替変動リスクにさらされることになります。他の条件がすべて同じであれば、投資通貨が日本円に対して下落した場合、日本円クラス受益証券の1口当たり純資産価格は下落する一方、投資通貨が日本円に対して（加重平均ベースで）上昇した場合、日本円クラス受益証券の1口当たり純資産価格は上昇することになります。

クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しおよび申込みにより予期される影響

買戻しまたは申込みは、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益（または損失）は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益（または損失）は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

受益者による受益証券の多量の買戻しがなされる場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるより急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなければならなくなります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。また、管理会社も、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は設定日または取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、追加購入に関して、受益証券の申込者は、関連する取引日（同日を除きます。）またはその日から5ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした設定日または取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る（その場合、受益証券を保有する既存の保有者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する）可能性があります。同様に、受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、受益証券の保有者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する（以下「事前投資」といいます。）可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用（反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある）だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いが付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用

およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの最終買戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資家は、複数の状況においてファンドが繰上終了し、または最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。特に、強制買戻事由（以下において定義します。）が発生した場合、最終買戻日は、当該強制買戻事由の発生後、実務上可能な最も早い買戻日となります。強制買戻事由は、（ ）いずれかの評価日の全てのクラスの受益証券に帰する純資産総額合計額が3,000万ユーロ相当もしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全てのクラスの影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または（ ）管理会社が受託会社と協議の上、ファンドのすべての受益証券について強制的に換金（買戻し）を行うべきと判断した場合（投資対象ファンドが繰上終了した場合も含まれますが、これに限定されません。）に発生します。また、ファンドは、下記「（５）その他 - ファンドの解散」に記載される規定に従って終了することがあります。ファンドが早期終了した場合またはすべての受益証券が強制的に買い戻された場合、受益者は、想定より早期に投資を換金することを求められる可能性があり、受領する最終買戻価格またはその他の買戻代金が当初投資額を下回る可能性があります。

（注）「評価日」とは、2026年9月30日以降のファンド営業日および／またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定することのできるその他の日をいいます。

ファンド障害事由

ファンド障害事由（以下において定義します。）の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および／または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることとなります。

カントリー・リスク（政治的および／または規制リスク）

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査およ

び報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタルゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュスイープ

保管会社が保有するオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることができます。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資家は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社および投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従

い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。）が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券およびその他の流動性の低い投資対象に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資顧問会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。非流動化のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタルゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、（a）投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、（b）投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、（c）投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資顧問会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および / または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が受益証券 1 口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および / またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社 (管理会社を除きます。) も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドのユニットへの投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドのユニットを取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれません、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド管理会社および / または投資対象ファンドの管理事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づいて行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があります。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性があります。かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド管理会社および / または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映するために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後

日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があります、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資顧問会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を利用しますが、これが期待通りの結果をもたらすという保証はありません。さらに、立法上、規制上または租税上の制限、政策または動向により、投資対象ファンドの運用において投資対象ファンド投資顧問会社が利用できる投資技術に影響を及ぼす可能性があり、投資目的達成のための投資対象ファンド投資顧問会社の能力に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資顧問会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資顧問会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド投資顧問会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。

アンダーライニング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資顧問会社およびその他のアンダーライニング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用（運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。）の重複が生じうることに留意すべきです。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ピークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファンドに投資する小規模の投資ピークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ピークルの行為によって重大な影響を受ける可能性が

あります。例えば、大規模な投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者（ファンドおよびその他投資者を含みます。）による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される株式の強制償還が生じる可能性があります、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

ピムコ関係各社との関係

ファンドは、その資産のほぼすべてを、投資対象投資法人の一または複数のサブ・ファンドの投資証券に投資しています。投資対象投資法人の管理会社であるピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッド（PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited）、投資対象投資法人の販売会社であるピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（PIMCO Europe Ltd）およびそれらの各関連会社は、ファンドの発行体、スポンサー、プロモーター、管理会社、投資運用会社、販売会社またはアドバイザーではありません。ファンドへの投資を理由として、ファンドのいかなる投資家も、投資対象投資法人、ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッド、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドまたはそれらの各関連会社に対して、いかなる直接的な権利も取得することはありません。

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッド、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドまたはそれらの各関連会社は、ファンドへの投資に関連して、ファンドの投資家に対して、いかなる受託、助言、契約またはその他の義務・責務も負いません。ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッド、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドまたはそれらの各関連会社は、ファンドの設立、管理、運営、管理事務、募集、マーケティングまたは販売ならびにファンドに関するいかなる決定（ファンドの投資戦略、ポートフォリオ構築、申込み、買戻し、流動性管理、通貨ヘッジまたは通貨換算の手配に関する決定を含みますが、これらに限定されません。）についても責任を負いません。これらの事項については、場合に応じて、ファンド、管理会社、投資運用会社、販売会社および/またはその他の業務提供者が単独で責任を負います。

投資対象ファンド固有のリスク要因

投資対象ファンド投資証券の価格は上昇することもあれば低下することもあり、投資対象ファンドの投資者は投資元本を取り戻せるとは限りません。投資対象ファンドが投資することができる証券に帰属するリスクは、下記「証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」に記載されます。

投資対象ファンドが投資することができる証券および商品は、通常の市場変動および当該有価証券に付随するその他のリスクの影響を受けるため、評価額が上昇するとの保証はありません。投資対象ファンドへの投資における価値は当該投資対象ファンドの投資対象の価値に伴い変動します。これらの価値に多数の要因が影響を及ぼしています。

本書におけるピムコの名称の使用は、あくまで情報提供のみを目的としています。ピムコは、本書およびファンドに関連して配布されるその他の資料や文書について、その内容を確認または承認しておらず、それらの内容について一切の責任または義務を負いません。

金利リスク

金利リスクとは、投資対象ファンドのポートフォリオにおける確定利付証券、配当付資本性証券およびその他の商品の価値が金利の上昇により下落するリスクをいいます。名目金利が上昇した場合、投資対象ファンドが保有する確定利付証券およびその他の商品の価値は減少する可能性が高いです。長期デュレーション証券は、短期デュレーション証券と比べ金利変動に敏感である傾向があり、金利変動は、長期デュレーション証券のボラティリティを高めます。名目金利は、実質金利と予想インフレ率の合計として記載される可能性があります。金利変動は、急激かつ予想外である可能性があり、投資対象ファンドは、金利変動の結果、金銭を失う

場合があります。投資対象ファンドは、金利変動に対してヘッジすることができない場合または経費もしくはその他の理由によりヘッジしないことを選択する場合があります。また、ヘッジは、意図したとおりに作用しない場合があります。実質金利が上昇した場合、インフレ連動債の価値は下落します。実質金利が名目金利よりも早く上昇した場合等の一定の金利環境において、インフレ連動債は、同様のデュレーションを有する他の確定利付証券よりも多額の損失を被る場合があります。

長期デュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響をより受けやすく、通常、短期デュレーション証券と比べ、ボラティリティがより高くなります。また、変動利付証券の価値も金利変動により下落する場合があります。実質金利が上昇した場合、インフレ連動債の価値は下落します。実質金利が名目金利よりも早く上昇した場合等の一定の金利環境において、インフレ連動債は、同様のデュレーションを有する他の確定利付証券よりも多額の損失を被る場合があります。

変動利付証券は金利変動の影響を受けにくい傾向にありますが、かかる証券の金利が市場金利と同程度または同様の速さで上昇しなかった場合は、その価値が下落する場合があります。逆に、変動利付証券は、金利が低下した場合にその価値が上昇する傾向があります。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合にその価値が下落する場合があります。逆変動利付証券は、同程度の信用度を有する確定利付債と比べ、価格変動がより激しくなる可能性があります。投資対象ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（逆変動利付証券の場合は上昇）は、かかる証券から得られる利益および投資対象ファンドの投資証券の純資産価格に悪影響を及ぼします。

配当付資本性証券、特にその市場価格がその利回りと密接に連動しているものは、金利変動の影響をより受けやすくなる可能性があります。金利が上昇した場合、かかる証券の価値は下落する可能性があり、これにより投資対象ファンドは損失を被る場合があります。

金利の上昇は、様々な要因（例：金融政策、インフレ率、一般的な経済情勢等）により引き起こされます。特に、金利が低い経済情勢についてはその傾向があります。したがって、投資対象ファンドは、金利リスクの高まりにさらされる場合があります。

極度な低金利またはマイナス金利は、金利リスクを増大させる場合があります。金利の変動（マイナス金利への変動を含みます。）は、市場に予測不能な影響を及ぼし、市場のボラティリティを高め、投資対象ファンドがかかる金利にさらされている間は投資対象ファンドのパフォーマンスを下げる可能性があります。

平均デュレーション等の尺度は、投資対象ファンドの金利の影響の受けやすさを正しく反映しない場合があります。特に、投資対象ファンドが様々なデュレーションの証券を保有する場合にはその傾向が高くなります。したがって、一定水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有する投資対象ファンドは、平均により示された程度と比べて実際はより高度な金利リスクにさらされる可能性があります。このリスクは、投資対象ファンドが投資対象ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用した場合はより大きくなります。

ベースス・リスク

認識された価格設定の非効率性を追求する戦略および類似の戦略（アービトラージ戦略等）は、市場または各証券の価格が予想通りに推移せず、これにより投資対象ファンドにリターンの減少または損失をもたらし、特定の取引の清算に伴う経費を負担させる恐れがあるというリスクを伴います。市場動向の予想は困難であり、証券は誤った価格を設定され、または投資対象ファンド投資顧問会社により不適切に評価される可能性があります。同一の法主体により発行された証券またはその他これに類似すると考えられる証券は、市場全体でまたは同一市場において同じように価格設定されず、または評価されない場合があります。価格設定の相違から利益を得ようとする試みは、予測不能な価格または評価の変動等の様々な理由により成功しない場合があります。投資対象ファンドが特定の戦略を追求するためにデリバティブを利用する場合、投資対象ファンドは、デリバティブのパフォーマンスが原資産の価格、参照レートまたは参照指数と完全には関連しないというさらなるリスクにさらされます。

平均信用度または平均デュレーション等の尺度は、投資対象ファンドの信用リスクまたは金利の影響の受けやすさを正しく反映しない場合があります。特に、投資対象ファンドが様々な信用格付またはデュレーションの証券を保有する場合にはその傾向が高くなります。したがって、一定水準の信用度または金利リスクを示す平均信用度または平均デュレーションを有する投資対象ファンドは、平均により示された程度と比べて実際はより高度な信用リスクまたは金利リスクにさらされる可能性があります。これらのリスクは、投資対象ファン

ドが投資対象ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用した場合はより大きくなります。

信用リスク

投資対象ファンドは、確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レボ契約もしくはポートフォリオ証券貸付の取引相手方が元金金の適時の返済またはその他自らの義務の遵守を行えないか、または行おうとしない場合、金銭を失う恐れがあります。証券は様々な程度の信用リスクにさらされ、これらは多くの場合、信用格付に反映されています。地方債は、訴訟、法律その他の政治的事由、現地の事業もしくは経済情勢または発行体の破産が、元金金の返済を行う発行体の能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクを伴います。

平均信用度等の尺度は、投資対象ファンドの信用リスクの影響の受けやすさを正しく反映しない場合があります。特に、投資対象ファンドが様々な信用格付の証券を保有する場合にはその傾向が高くなります。したがって、一定の信用度を示す平均信用度を有する投資対象ファンドは、平均により示された程度と比べて実際はより高度な信用リスクにさらされる可能性があります。このリスクは、投資対象ファンドが投資対象ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用した場合はより大きくなります。

ハイイールド債リスク

投資適格でないハイイールド債および同程度の信用度を有する無格付証券（「ジャンク債」として知られます。）に投資する投資対象ファンドは、かかる証券に投資しない投資対象投資法人の他のサブ・ファンドと比べ、より高い金利リスク、信用リスク、繰上償還リスクおよび流動性リスクにさらされる可能性があります。かかる証券は、元金金の返済に応じる発行体の継続的な能力に関して極めて投機的であるとみなされ、同様の満期を有する高格付証券と比べ、ボラティリティがより高くなる可能性があります。不況または金利が上昇する期間または個々の企業動向は、ハイイールド債の市場に悪影響を及ぼし、かかる証券を有利な時期または価格において売却する投資対象ファンドの能力を低下させる可能性があります。特に、ジャンク債は、より小規模で、信用度のより低い企業または高度にレバレッジされた（負債を抱えた）企業により発行される場合が多く、これらの企業は一般的に、財務がより安定している企業と比べ、予定通りに元金金の返済を行う能力が低くなります。ゼロ・クーポン債または現物支払証券の構造を有するハイイールド債は、金利の上昇またはスプレッドの拡大による値下げ圧力の影響を特に受けやすいため、特にボラティリティが高くなる傾向があり、投資対象ファンドに対し、実際に現金通貨を受領することなく帰属利益の課税分配を行うことを余儀なくさせる場合があります。証券の発行体が元金金の返済を行わなかった場合、投資対象ファンドは、その投資額を全額失う可能性があります。ハイイールド債の発行体は、発行済み証券を満期前に「繰上償還」するまたは買い戻す権利を有する場合があります、これにより、投資対象ファンドは、その手取金を金利のより低い証券へ再投資することを余儀なくされる可能性があります。また、ジャンク債は、高格付証券と比べ、その市場が高格付証券の市場ほど広範または活発ではなく、ハイイールド債の発行は投資適格証券の発行と比べ小規模となる場合があります、ハイイールド債に関する公開情報は一般的により少ないため、市場性が低くなる（すなわち、流動性が低くなる）傾向があります。ハイイールド債への投資に伴うリスクのため、投資対象ファンドへの投資は投機的とみなされる可能性があります。

市場リスク

投資対象ファンドが所有する証券の市場価格は、時として急激かつ予測外に上昇する場合もあれば下落する場合もあります。証券の価値は、証券市場全体または証券市場における特定の産業に影響を及ぼす要因により下落する場合があります。証券の価値は、実際のもしくは感知される経済状況の悪化、企業収益の一般的見通しの変化、金利変動もしくは為替相場の変動、信用市場の不利な変動または一般的な投資者心理の悪化といった特定の会社に特に関連していない一般的な市況により下落する場合があります。かかる価値は、労働力不足または生産費用の増加および産業内の競争状況の激化といった特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する場合があります。証券市場の全般的な低迷の間、複数の資産クラスの価値は同時に下落する場合があります。資本性証券は、通常、確定利付証券と比べて価格変動が大きくなります。また、信用格付の格下げは、投資対象ファンドが保有する証券に悪影響を及ぼす場合があります。市場のパフォーマンスが良好である場合でも、投資対象ファンドが保有する投資対象の価格が一般市場に連動して上昇するとの保証はありません。また、市場リスクには、地政学的事由が国内または世界レベルで経済を混乱させるというリスクが含まれます。例えば、テロ、市場操作、政府の債務不履行、政府の閉鎖および自然災害／環境災害はすべて、証券市場に悪

影響を及ぼす可能性があり、これにより投資対象ファンドの価格は下落する可能性があります。市場の混乱は、投資対象ファンドが適時に有利な投資決定を行うことを妨げる可能性があります。投資対象ファンドは、地政学的な市場の混乱が発生している地域に投資を集中させ、その結果、高度な損失リスクにさらされるおそれがあります。

「金利リスク」の項に詳述するとおり、特定の市況は、確定利付証券に投資する投資対象ファンドに関しより高度なリスクをもたらす場合があります。将来における金利の上昇は、確定利付証券に投資する投資対象ファンドの価格を下落させる可能性があります。このため、確定利付証券の市場は、高度な金利リスク、ボラティリティ・リスクおよび流動性リスクにさらされる場合があります。金利の上昇により投資対象ファンドが十分な価格を維持できなくなった場合、投資対象ファンドは、投資主による買戻しの増加に直面する可能性があります。これにより投資対象ファンドは、投資対象を不利な時期または価格で手仕舞うことを余儀なくされ、悪影響を受ける可能性があります。

取引所および証券市場は、早期に取引を終了し、取引の終了が遅延し、または特定の証券につき取引停止命令を出す場合があります。これにより、特に、投資対象ファンドは、特定の証券もしくは金融商品を有利な時期に売買できなくなるか、またはそのポートフォリオ投資対象の価格を正確に設定できなくなる可能性があります。

エpidemickノPandemickに関するリスク

エpidemickとは、特定の時期に、あるコミュニティで感染症が広く発生することをいいます。Pandemickは、エpidemickが国家レベルまたは世界レベルに達した場合に発生します。エpidemickは、主に特定の地域に影響を及ぼす可能性がある（また、当該地域を中心に投資を行う投資対象ファンドは、高い損失リスクにさらされることがあります。）一方、世界経済、関連国の経済および個々の発行体に対しても悪影響を及ぼす可能性があり、これらすべてが投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあります。Pandemickによる影響は、より広範囲に及ぶ可能性が高いです。Pandemickの深刻さおよび期間は様々であるが、Pandemickは、その期間およびそれ以降において、投資対象投資法人、投資対象ファンド管理会社および／またはサービス提供会社（投資対象ファンドの管理事務代行会社（以下「投資対象ファンド管理事務代行会社」といいます。）および投資対象ファンド投資顧問会社を含みます。）に対して重大な財務リスクおよび／またはオペレーショナル・リスクをもたらす可能性があります。Pandemickの深刻度によって、渡航および国境の制限、封鎖措置、サプライチェーンの混乱、消費者需要の減退ならびに市場全般の不確実性および不安定が発生する可能性があります。例えば、2020年1月以降、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウイルスの感染が拡大したことに起因する大幅な乱高下を経験しており、かかる乱高下は今後も続く可能性があります。COVID-19の影響は、世界経済、特定の国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼす可能性があり、これらすべてが投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがあります。

医療および衛生に係る事由に起因するかかる市場の混乱は、投資対象ファンドに劇的な損失をもたらす可能性があります。かかる事由により、通常であれば歴史的に低リスクの戦略が、前例のないボラティリティおよびリスクを伴うものになることがあります。Pandemickは、投資対象ファンドのポートフォリオ、または投資対象ファンドが新規投資対象を発掘したり投資を実現したりする能力に悪影響を及ぼす可能性があります。エpidemick、Pandemickおよび／または類似の事由は、個々の発行体または関係する発行体グループに対しても深刻な影響を及ぼす可能性があり、また、証券市場、金利、オークション、流通取引、格付け、信用リスク、インフレーション、デフレーションおよび投資対象投資法人または投資対象ファンド投資顧問会社（または他のサービス提供会社）の運営に関するその他の要因に悪影響を及ぼす可能性があります。また、衛生上のPandemickまたは病気の急激な発生に関連するリスクは、当該事由が不可抗力事由に該当するか否かの不確実性によって増大します。不可抗力事由が発生したと判断された場合、投資対象ファンドの取引相手方は、投資対象ファンド（またはその委託先）が当事者である特定の契約に基づく自らの義務の免除を受けることができます。不可抗力事由が発生していない場合、投資対象ファンド（またはその委託先）は、運営および／または財務安定性の潜在的な制約にかかわらず、自らの契約上の義務を満たすよう要求される可能性があります。いずれの結果も、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあります。

発行体リスク

運用実績、借入比率および発行体の商品またはサービスの需要の減少といった発行体に直接的に関連する多くの理由により、証券の価値は下落する場合があります。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を売買することが困難な場合に存在します。また、流動性のない証券は、特に変動する市場においては評価がより難しくなる場合があります。流動性のない証券における投資対象ファンドの投資対象は、当該投資対象ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができない可能性があり、これにより投資対象ファンドは他の投資機会を利用できなくなる可能性があることから、当該投資対象ファンドの収益を減少させる場合があります。多大な市場リスクおよび／または信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券を含む主たる投資戦略を有する投資対象ファンドは、流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを有する傾向があります。

また、一部の投資対象の市場は、一部の発行体の状況における特定の不利な変更とは別に、不利な市場または経済情勢において流動性が低くなる場合があります。債券市場は、過去30年間にわたり成長し続けてきた一方で、債券取引を行う伝統的なディーラー・カウンターパーティの能力は同様に成長しておらず、場合によっては低下しています。このため、金融仲介機関の「市場を形成する」能力を主に示す社債のディーラー・インベントリは、市場規模に関し過去最低かまたはそれに近くなっています。マーケット・メーカーは仲介サービスを通じて市場に安定性をもたらすため、ディーラー・インベントリの著しい低下は、債券市場における流動性の低下およびボラティリティの上昇をもたらす可能性があります。これらの問題は、経済の不確実性が続く期間は増大する可能性があります。

このような場合において、投資対象ファンドは、流動性証券への投資の制限およびかかる証券または商品の売買が困難であることにより、特定のセクターへの適度なエクスポージャーを達成できない可能性があります。投資対象ファンドの主な投資戦略に時価総額が少ない企業の証券、外国証券、流動性確定利付証券または多大な市場リスクおよび／もしくは信用リスクを伴う証券が含まれている限りにおいて、投資対象ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーは最大となる可能性が高いです。さらに、満期までのデュレーションがより長い確定利付証券は、満期までのデュレーションがより短い確定利付証券と比べ、より高い流動性リスクにさらされます。最後に、流動性リスクは、過度の買戻請求またはその他の異常な市況のリスクにも起因するため、投資対象ファンドは、許可された期間内にすべての買戻請求に応じることが困難となる場合があります。かかる買戻請求に応じることにより、投資対象ファンドは低価格または不利な条件での証券の売却を余儀なくされ、投資対象ファンドの価格は下落する可能性があります。また、他の市場参加者が投資対象ファンドと同時に保有債券の売却を試み、市場の供給過多を招き、流動性リスクおよび値下げ圧力を高める場合もあります。

元本減少リスク

一定の投資対象ファンドおよび投資証券クラスは、元本ではなく分配金の確保を優先目的とする場合があります。投資対象ファンドの投資者は、分配金への着目ならびに管理報酬およびその他の報酬の元本への請求により元本が減少し、当該投資対象ファンドの将来の元本成長を維持する能力が縮小されることにご留意ください。この点において、当該投資対象ファンドまたは適用される投資証券クラスの存続期間中に行われる分配は、元本払戻型として理解されるべきです。

デリバティブ・リスク

投資対象ファンドは、デリバティブ商品に付随するリスクにさらされる場合があります。

デリバティブは、その価値が、原資産、基準金利または参照指数の価額に左右されるか、またはこれから派生する金融契約です。デリバティブは、通常、（ ）原資産のポジションを取る代わりとして、（ ）発行体、利回り曲線の一部、指数、セクター、通貨および／もしくは地域等に対するエクスポージャーを得るため、かつ／または（ ）金利リスクもしくは為替リスクといった他のリスクに対するエクスポージャーを軽減させるために設計された戦略の一環として利用されます。また、投資対象ファンドは、中央銀行により定められた限度内でエクスポージャーを得るためにデリバティブを利用することができ、その場合、当該投資対象ファンドのデリバティブの利用はエクスポージャー・リスクを伴い、場合によっては当該投資対象ファンドに無限の損失をもたらす可能性があります。デリバティブの利用により、投資対象ファンドの投資リターンは、当該投資対象ファンドが保有しない投資証券のパフォーマンスの影響を受け、結果として当該投資対象ファンドの投資エクスポージャー総額が当該投資対象ファンドのポートフォリオの価格を超える可能性があります。

投資対象ファンドのデリバティブ商品の利用は、証券およびその他の従来型投資対象への直接的な投資に付随するリスクと異なるリスクまたはかかるリスクより大きい可能性のあるリスクを伴います。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスクおよび運用リスクといった本項の他の部分に記載される多くのリスクならびに証拠金要件の変更から生じるリスクにさらされます。また、デリバティブは、誤った価格設定または不当な評価を受けるリスクおよびデリバティブの価格変動が原資産、基準金利または参照指数と完全に相関しないリスクを伴います。デリバティブ商品に投資する投資対象ファンドは、投資した元本を超える金額を失う可能性があり、デリバティブは、特に例外的かつ極端な市況において当該投資対象ファンドのボラティリティを高める場合があります。また、適当なデリバティブ取引がすべての状況において利用できるわけではなく、かかる取引が有益となる可能性がある時に他のリスクに対するエクスポージャーを縮小させるため投資対象ファンドがかかる取引を行うとの保証はなく、また、かかる取引を利用した場合にかかる戦略が成功するとの保証はありません。さらに、投資対象ファンドによるデリバティブの利用により、投資対象投資法人の投資主（以下「投資主」といいます。）が支払う税額の増加または繰上げがなされる場合があります。

デリバティブ商品市場への参加には、これらの戦略を用いなければ投資対象ファンドがさらされないであろう投資リスクおよび取引コストが伴います。デリバティブ戦略を成功裡に実行するために必要となるスキルは、他の種類の取引に必要なスキルとは異なる場合があります。投資対象ファンドがデリバティブ取引に関連する証券、通貨、金利、取引相手方またはその他の経済的要因の価格および／または信用度の予想を誤った場合、投資対象ファンドは、仮にかかるデリバティブ取引を一切行わなかったとすればより有利なポジションを得ることができた可能性があります。特定のデリバティブ商品に伴うリスクおよび契約上の義務を評価するにあたり、特定のデリバティブ取引が投資対象ファンドとその取引相手方との間の合意のみにより変更または終了される可能性があることを考慮することは重要です。したがって、投資対象ファンドは、予定された終了日または満了日より前にデリバティブ取引に伴う投資対象ファンドの義務または投資対象ファンドのリスク・エクスポージャーを変更、終了、または相殺できない可能性があります。このことは、投資対象ファンドに対し、ボラティリティの上昇および／または流動性の低下を招く可能性があります。この場合、投資対象ファンドは、金銭を失う可能性があります。

一部のデリバティブ商品の市場（外国の市場を含みます。）は比較的新しく、発展途上にあるため、リスク管理またはその他の目的で適切なデリバティブ取引をいつでも利用することが可能とならない場合があります。投資対象ファンドは、ある契約の満了時に、類似の契約を締結することによりデリバティブ商品における自らのポジションを維持しようとする場合があるが、当初の契約の取引相手方が新規契約の締結を望まず、他の適切な取引相手方も見つからなかった場合は、これを行えない可能性があります。かかる市場が利用可能でない場合、投資対象ファンドは、より高い流動性リスクおよび投資リスクにさらされる可能性があります。

投資対象ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより通常発生する損失の大部分は、ヘッジ投資による利益により相殺され、その逆もまた同様です。ヘッジは損失を抑えるかまたは排除できるものの、利益を抑えるかまたは排除する可能性もあります。ヘッジは、時折、デリバティブと原証券の間の不完全な相関関係にさらされるため、投資対象ファンドのヘッジ取引が効果を発揮する保証はありません。

将来におけるデリバティブ市場のさらなる規制は、デリバティブの費用を増加させ、デリバティブの利用可能性を制限し、またはその他デリバティブの価格もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。将来におけるかかる不利な展開は、デリバティブを利用する特定の戦略を用いる投資対象ファンドの能力を制限し、投資対象ファンドによるデリバティブ取引の効果を弱め、投資対象ファンドの価格を減少させる可能性があります。

証券化リスク

投資対象ファンドは、証券化商品に投資する場合があります。投資対象ファンド管理会社は、規則（EU）2017 / 2402（以下「証券化規則」といいます。）に基づき、証券化商品への投資に関して一定のデュー・ディリジェンス要件および継続的なモニタリングに係る要件を遵守しなければなりません。証券化規則は、EUの証券化に關与する当事者に対し、投資者が証券化に関する一定の情報を入手できるようにすることを要求しており、これにより、投資対象ファンド管理会社は、証券化規則に基づき要求される必要なデュー・ディリジェンスおよび継続的なモニタリングを行うことが可能となるはずですが、ただし、EU域外の証券化の場合には、かか

る情報が容易に入手できない可能性があります。この結果、投資対象ファンド管理会社はかかる証券化に対するエクスポージャーを得ることができず、投資対象ファンド管理会社の投資ユニバースが制限される可能性があり、ひいては投資対象ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響が及ぶ可能性があります。

証券化規則に基づき、投資対象ファンド管理会社はデュー・デリジェンスを実施する義務があります。投資対象ファンド管理会社またはその委託先がかかるデュー・デリジェンスの完了に関連して専門アドバイザーを雇用する場合、投資対象ファンドが追加費用を負担することとなる可能性があります。

株式リスク

投資対象ファンドが株式または株式に関連する投資対象に投資する場合、投資対象ファンドは株式リスクにさらされます。資本性証券の価格は、実際のもしくは感知される経済状況の悪化、企業収益の一般的見通しの变化、金利もしくは為替相場の変動または一般的な投資者心理の悪化といった特定の会社に関連していない一般的な市況により下落する場合があります。資本性証券の価格は、労働力不足または生産費用の増加および産業内の競争状況の激化といった特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する場合があります。資本性証券は、通常、確定利付証券よりも大きな価格変動性を有します。

配当利回りがより高い資本性証券は、金利変動の影響を受けやすい傾向があり、金利が上昇した場合、かかる証券の価格は下落する可能性があり、これにより投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。投資対象ファンドによる配当獲得戦略（すなわち、発行体による配当が行われる直前に資本性証券を購入し、配当が行われた直後にこれを売却する戦略）の利用は、特に配当獲得取引の対象となった株式の短期間における著しい価格変動が生じた場合に、投資対象ファンドにポートフォリオ回転率の上昇、取引コストの増加およびキャピタル・ロスが生じる可能性をもたらす。また、配当を得るために購入した証券は、多くの場合、売却時（すなわち、配当が行われた直後）に価格が下落し、これによる投資対象ファンドへの実現損失が受領した配当額を上回る場合があります、これにより投資対象ファンドの純資産価額がマイナスの影響を受けます。

モーゲージ・リスク

モーゲージ関連証券を購入する投資対象ファンドは、特定のさらなるリスクにさらされます。金利の上昇は、モーゲージ関連証券のデュレーションを延長させる傾向があり、これによりモーゲージ関連証券は金利変動の影響をさらに受けやすくなります。このため、金利が上昇した場合、モーゲージ関連証券を保有している投資対象ファンドはボラティリティが高まる可能性があります。これは、延長リスクとして知られています。また、モーゲージ関連証券は、期限前返済リスクにもさらされます。金利が低下した場合、借り手は、モーゲージを予定より早く返済する場合があります。投資対象ファンドはかかる金銭をより低い実勢金利で再投資しなければならないため、これにより投資対象ファンドのリターンが減少する可能性があります。

グローバル・インベストメント・リスク

一部の国際法域の証券に投資する投資対象ファンドは、より急激な、かつ激しい価格変動に直面する可能性があります。投資対象ファンドの資産の価額は、世界の政治動向、政策変更、税制変更、外国投資および通貨送金の制限、通貨変動ならびに投資を行う、また／または投資対象ファンドを売り出すもしくは販売する国々の法律および規制におけるその他の動向および解釈等の不確実性の影響を受ける可能性があります。多くの国々の証券市場は比較的小規模であり、限られた数の企業が少数の業界を表章しています。また、多くの国々の発行体は、通常、高度な規制には従いません。さらに、投資を行う特定の国々における法制度ならびに会計、監査および報告基準は、投資者に対し、主な証券市場において通常適用されるものと同程度の投資者保護または情報を提供しない可能性があります。また、国有化、収用もしくは没収課税、通貨の使用制限、経済の不確実性、政変または外交上の出来事が投資対象ファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。国有化、収用またはその他の没収が行われる場合、投資対象ファンドは、かかる国においてその投資額を全額失う可能性があります。ある地域における不利な条件は、その経済が関連していないように見えるその他の国々の証券に悪影響を及ぼす場合があります。投資対象ファンドがその資産の大部分を東欧またはアジア等の集中した地理的地域に投資する場合、投資対象ファンドは、一般的に、投資に伴う地域的経済リスクに対しより高いエクスポージャーを有します。

投資対象ファンドの特定の証券および市場に投資する能力は、投資対象ファンド投資顧問会社または投資対象ファンド管理会社が、投資を別途行う国々の特定の法律および規制により投資対象を回避または処分することが投資主の最善の利益となると判断する場合など一定の状況において制限される可能性があります。投資対象ファンドの特定の証券および市場に投資する能力は、投資対象ファンド投資顧問会社または特定の法域にお

いて投資対象ファンドに関するサービスを提供する他の事業体に適用される特定の法律および規制の影響により制限される可能性があります。かかる状況により、投資対象ファンドは特定の投資対象に対するエクスポージャーを得ることができず、関連する投資対象ファンドの投資ユニバースが制限される可能性があり、ひいては投資対象ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

新興国市場リスク

投資対象ファンドは、発展途上または「新興国市場」の経済を有する国を拠点とする発行体の証券に投資することができます。

投資対象ファンドが新興国市場証券に投資する場合、外国投資リスクは特に高い場合があります。新興国市場証券には、先進国に経済的に結びつく証券および商品に投資するリスクと異なり、かかる先進国におけるリスクより大きい可能性のある市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治リスクおよびその他のリスクが存在する場合があります。投資対象ファンドが特定の地域、国または国の集団に経済的に結びつく新興国市場証券に投資する場合、投資対象ファンドは、当該地域、国または国の集団に影響を及ぼす政治的または社会的に不利な事象に対してより敏感である場合があります。経済、事業、政治または社会の不安定性は、先進国市場証券とは異なった形で、また多くの場合かかる証券と比べてより深刻に、新興国市場証券に影響を及ぼす場合があります。新興国市場証券の複数の資産クラスへの投資に注力する投資対象ファンドは、新興国市場証券全体に不利である場合に損失を軽減させる能力が限られる場合があります。また、新興国市場証券は、先進国に経済的に結びつく証券と比べてボラティリティが高く、流動性が低く、評価が困難である場合もあります。新興国市場における証券の取引および決済に関する制度および手続は、あまり整備されておらず、透明性が低く、決済に時間がかかる場合があります。信用スプレッドの拡大を伴う金利の上昇が、新興国市場の負債の価値に悪影響を及ぼし、外国発行体の資金調達費用を増加させる可能性があります。このようなシナリオで、外国発行体はその債務の返済ができず、新興国市場の負債市場で流動性が低下し、投資元の投資対象ファンドが金銭を失う可能性があります。

決済リスク

それぞれの市場は、異なる清算および決済手続を有する場合があるため、証券取引を行うことが困難になることがあります。投資対象ファンドは、世界の様々な地域における市場のうち、他の法域で確立された法体系を認識しない決済システムを有し、および／または決済システムが十分に整備されていない一定の市場に投資する場合があります。

中央証券預託機関の規制

規則（EU）No.909 / 2014（以下「CSDR」といいます。）に基づき導入された決済規律制度に基づく新しいルールは、EUの中央証券預託機関（例えば、ユーロクリアやクリアストリーム）で行われる決済のフェイル数を減らす目的で、2022年2月1日に効力を生じました。対策には、関連する中央証券預託機関（以下「CSD」といいます。）における決済フェイルにつき責任を負う参加者が、現金にて罰金を支払うよう義務づけられ、当該罰金額が他の参加者に配布される新たな現金罰金制度の導入が含まれます。この制度は、決済フェイルを引き起こす参加者に対する効果的な抑止力として機能することを意図しています。一定の状況において、このような罰金および関連する費用は本制度の対象範囲とされる取引がなされた投資対象ファンドの資産から（直接または間接に）負担されることがあり、結果として、関連する投資対象ファンドが負担する運営費およびコンプライアンス費用が増加することがあります。

為替リスク

一部の投資対象ファンドは為替リスクにさらされる場合があります。通貨間の為替の変動またはある通貨から他の通貨への換算が投資対象ファンドの投資対象の価格を下落または上昇させる可能性があります。為替レートは短期間で著しく変動する場合があります。為替レートは、通常、為替市場における需給関係、異なる国々への投資に関する相対的なメリット、実際のまたは認識された為替レートの変動およびその他の複雑な要因により決定されます。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入（または介入不履行）、為替管理または政治動向によっても予測不能な影響を受けます。また、投資対象ファンドが（ ）存在しなくなった通貨または（ ）当該通貨への参加者が参加者でなくなった通貨に投資する場合、投資対象ファンドの流動性は悪影響を受ける可能性が高いです。

為替ヘッジ

投資対象ファンドは、為替レートの変動の結果として生じる変動から保護することを目的として、（投資対象ファンド・レベル、または一定の状況においては、投資対象ファンド投資証券のクラス・レベルで）為替取引および／またはデリバティブ取引を行うことができます。これらの取引は、ヘッジ対象通貨の価値の下落による損失のリスクを最小限に抑えることを意図していますが、ヘッジ対象通貨の価値が上昇していたら実現したはずの潜在的な利益を限定するものでもあります。関連する契約金額と関連する証券の価値を正確に一致させることは、当該契約が締結される日と当該証券が満期を迎える日との間の当該証券の価値の市場変動の結果として当該証券の将来価値が変動するため、基本的に不可能です。ヘッジ戦略が成功する保証はありません。一般に予想される為替変動に対しては、当該変動の結果として予想される価値の下落から資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることができない場合があります。

債務の分離

投資対象投資法人は、投資対象投資法人のサブ・ファンド間で債務の分離を行うアンブレラ型投資法人です。結果として、アイルランド法の問題として、特定の投資対象投資法人のサブ・ファンドに帰属するいかなる債務も、当該投資対象投資法人のサブ・ファンドの資産からのみ負担され、他の投資対象投資法人のサブ・ファンドの資産を当該投資対象投資法人のサブ・ファンドの債務を負担するために利用できません。加えて、投資対象投資法人が締結する契約には、法の適用により、契約の相手方が契約が締結された投資対象投資法人のサブ・ファンド以外の投資対象投資法人のサブ・ファンドの資産に遡及できないという黙示条項が含まれます。これらの規定は、債権者に対しても支払不能の状態においても拘束力を有するが、詐欺または不当表示を理由として別の投資対象投資法人のサブ・ファンドの一部またはすべての債務を負担するためにある投資対象投資法人のサブ・ファンドの資産の適用を要求する法規または法の支配の適用を妨げるものではありません。さらに、これらの規定は、投資対象投資法人に対する債務を強制執行する訴訟の主たる裁判地となるアイルランドの裁判所においては拘束力を有するが、これらの規定は他の法域では審査されていないため、債権者が投資対象投資法人のサブ・ファンド間の債務の分離の原則を認識していない法域において別の投資対象投資法人のサブ・ファンドに関連して負う債務を負担するために投資対象投資法人のサブ・ファンドの資産の差押えまたは没収を求める可能性が残っています。

投資対象投資法人の投資証券のクラス（以下「投資対象ファンド投資証券クラス」といいます。）間の資産分離が行われなことを理由として、特定の投資対象ファンド投資証券クラスの為替ヘッジに用いられるデリバティブは、投資対象ファンドの全ての投資家にとって潜在的なカウンターパーティ・リスクおよびオペレーショナル・リスクをもたらす共通の資産プールの一部となります。これは、他の投資対象ファンド投資証券クラスに影響するリスク（スピル・オーバーとしても知られる）につながる可能性があり、その一部は為替ヘッジを行わないこともあります。このような波及リスクの影響を軽減するためにすべての措置が講じられるが、例えばデリバティブ取引の取引相手方の債務不履行により、または投資対象ファンド投資証券クラスの特定の資産に関する損失が各投資対象ファンド投資証券クラスの評価額を超えること等により、リスクを完全に排除することはできません。

投資対象ファンド投資証券クラスレベルの為替ヘッジにおけるリスク

投資対象ファンド投資証券クラスレベルでのヘッジ業務が投資対象ファンドをコンタミネーション・リスクにさらす可能性があります。これは、取り決めにおける相手方当事者の遡及の範囲が関連する投資対象ファンド投資証券クラスの資産に限定されることを（契約上または他の方法で）保証することが不可能であるためです。為替ヘッジ取引の費用および損益は、関連する投資対象ファンド投資証券クラスのみが生じるが、それにもかかわらず投資対象ファンドの投資家は、特に（店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する規則（EU）No. 648 / 2012に従い）為替ヘッジ取引が投資対象ファンドに担保（すなわち、当初証拠金または変動証拠金）の設定を義務付ける場合において、ある投資対象ファンド投資証券クラスにおいて行われた為替ヘッジ取引が他の投資対象ファンド投資証券クラスに負の影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされます。そのような担保は投資対象ファンドにより、かつ投資対象ファンドのリスク負担により設定され（投資対象ファンド投資証券クラスが投資対象ファンド資産の分離部分を表していないという理由から、投資対象ファンド投資証券クラスによって行われるものではなく、投資対象ファンド投資証券クラスのリスク負担でもありません。）、そのために他の投資対象ファンド投資証券クラスの投資家を当該リスクの一部にさらすことになります。

エクスポージャー・リスク

デリバティブ取引は、投資対象ファンドを追加のリスク・エクスポージャーにさらす可能性があります。投資対象ファンドに将来のコミットメントを発生させるまたは発生させる可能性のある取引は、関連する原資産または流動資産によりカバーされます。

投資対象ファンドの終了

投資対象投資法人取締役は、いつでも投資対象ファンドを終了および清算することを決定することができ、このことは、投資対象ファンドの投資家に不利な租税上の影響をもたらす可能性があります。投資対象ファンドが終了した場合、投資対象ファンドの投資家は、投資対象ファンドに対する自らの持分割合に相当する現金または現物による分配を受けます。投資対象ファンドへの投資の評価額およびその後の終了における分配は、当該時点の市況に左右されます。終了に伴う分配は、通常、投資対象ファンドの投資家にとり課税対象事由となり、投資対象ファンドに対する投資対象ファンドの投資家の持分ベースにより租税上の利益または損失をもたらす。終了する投資対象ファンドの投資家は、直接的または間接的に負担した費用（販売手数料、会計手数料または投資対象ファンド費用等）の払戻しを受けることができず、また、当該投資主の当初投資額より少ない金額を終了時に受領する可能性があります。

運用リスク

投資対象ファンドは、積極的に運用される投資ポートフォリオであるため、運用リスクにさらされます。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資決定を行う際に投資技法およびリスク分析を用いるが、これらが希望どおりの結果を生み出すとの保証はできません。投資対象ファンドが投資を試みる特定の証券またはその他の商品は、希望する数量が利用可能とならない可能性があります。そのような状況において、投資対象ファンド投資顧問会社は、代替としてその他の証券または商品の購入を決定する場合があります。かかる代替の証券または商品は、予想通りのパフォーマンスを上げない可能性があり、結果として投資対象ファンドに損失をもたらす可能性があります。投資対象ファンドは、認識された価格設定の非効率性を追求する戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を用いる限りにおいて、かかる戦略に含まれる証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動し、投資対象ファンドのリターンを低下させるか、または投資対象ファンドに損失をもたらすリスクにさらされます。

また、法律上、規制上または税制上の制限、方針または動向が投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドの運用に関連して利用できる投資技法に影響を及ぼし、投資目的を達成する投資対象ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性もあります。

資産配分リスク

投資対象ファンドがその資産をどのように配分または再配分するかに関して最適ではないまたは不適切な資産配分の決定または誤り（業務上であるか否かを問いません。）を行うことにより金銭を失うリスクが存在します。投資対象ファンドは、後に多額のリターンを生み出す市場を過小評価することにより魅力的な投資機会を逃す場合があり、後に著しく下落する市場を過大評価することにより投資額を失う場合があります。

評価リスク

投資対象ファンド管理事務代行会社は、（ ）未上場であるか、または（ ）定期的に運営され、一般に開放されている市場である、証券取引所または規制の対象となり公的に認められた市場（以下「規制ある市場」といいます。）に上場しており、もしくは規制ある市場で取引されているものの、市場価格が価値を表していないか、または入手可能でない投資対象の評価に関して、投資対象ファンド投資顧問会社と協議することができます。投資対象ファンドの投資対象の評価の決定における投資対象ファンド投資顧問会社の役割、および投資対象ファンド投資顧問会社が受領する報酬が投資対象ファンドの価格の上昇に伴い増加するという事実起因して、利益相反が生じる可能性があります。

バリューストック投資リスク

投資対象ファンドは、バリューストック投資のアプローチを利用することができます。バリューストック投資は、過小評価されていると投資対象ファンド投資顧問会社が考える会社を特定することを試みます。バリューストック株は、通常、会社の収益、キャッシュ・フローまたは配当といった要因に比例して低い価格を有します。バリューストック株の価格は、市場により過小評価され続けた場合または株価を上昇させると投資対象ファンド投資顧問会社が考える要因が生じなかった場合に、投資対象ファンド投資顧問会社の予想どおりに下落するか、または上昇しない場合があります。バリューストック投資手法のパフォーマンスは、グロース株に焦点を当てるかまたは幅広い投資手法を有するエクイティ・投資対象ファンドと比べ高いこともあれば低いこともあります。

中小型企業リスク

中小型企業が発行する証券における投資対象は、大型企業の投資対象よりも大きなリスクを伴います。中小型企業が発行する証券の価格は、大型企業よりも狭い市場および限られた経営資源および財源により、時として急激かつ予測外に上昇する場合もあれば下落する場合もあります。中小型企業における投資対象ファンドの投資対象は、当該投資対象ファンドのポートフォリオのボラティリティを高める場合があります。

裁定取引リスク

二つの証券の価値間の認識された関係を利用するための裁定取引戦略に基づき購入された証券またはデリバティブ・ポジションにおける投資対象ファンドの投資対象には、一定のリスクが存在します。裁定取引戦略に基づき、投資対象ファンドは、ある証券を購入しつつ、別の証券をシンセティックな方法で空売りするためにデリバティブを利用します。かかる戦略に基づき実行されたシンセティック・ショート・デリバティブ・ポジションが予想どおりに収益を生むとは限らないため、投資対象ファンドは損失を被る場合があります。また、裁定取引戦略に基づき取得した証券の発行体は、再編成、買収、合併、企業取得、公開買付もしくは交換による公開買付または清算といった重大なコーポレート・イベントに関与する場合があります。かかるコーポレート・イベントが当初の計画どおりに完了しないことや、行われないことがあります。

ユーロおよびEU関連リスク

投資対象ファンドは、欧州およびユーロ圏に対する投資エクスポージャーを有する場合があります。欧州ソブリン債務危機に鑑みて、かかる投資エクスポージャーは、当該投資対象ファンドを一定のリスクにさらす場合があります。例えば、様々なユーロ圏の加盟国がユーロを廃止して自国通貨に戻り、かつ／またはユーロが現在の形態の単一通貨でなくなる可能性があります。かかる廃止またはある国によるユーロからの強制離脱が当該国、ユーロ圏の他地域および世界市場に及ぼす影響は予測できないが、好ましくない可能性が高く、欧州における投資対象ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす場合があります。いずれかの国によるユーロからの離脱は、すべてのユーロ圏の国々およびそれらの経済に対して極めて不安定な影響を及ぼし、世界経済全体に悪影響を及ぼす可能性が高いです。多くの欧州諸国の政府、欧州委員会、欧州中央銀行、国際通貨基金およびその他の当局は、現在の財政状況に対処するために（経済改革への着手、支援策の提供および国民に対する緊縮策の実施等の）措置を講じているものの、これらの措置が希望する効果を有さず、欧州の将来の安定性および成長が不透明のままになる可能性があります。

さらに、こうした状況では、ユーロまたは代替通貨建ての投資対象を評価することが困難な場合があります。ユーロから離脱した国が自国の資本流入に対する管理を図る可能性もあり、その結果、投資対象投資法人が、当該法域において投資主からの追加申込みを受理することまたは投資主に対する買戻額を支払うことができなくなる可能性があります。

投資対象ファンドは、2016年6月23日に実施された英国によるEU残留の是非を問う国民投票（英国がEUを離脱する投票結果となった）に伴う潜在的なリスクにさらされる可能性があります。該当する場合、かかる離脱決定は、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドが一部のファンドの投資顧問会社として現在英国において特に金融サービス規制および税制に関して従っている規制体制に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、EUを離脱する旨の投票結果が、外国為替市場のボラティリティを著しく上昇させ、かつ、英ポンドの為替相場が米ドル、ユーロおよびその他の通貨に対して持続的に値下がりする可能性があり、これが投資対象ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。英国が離脱条件の交渉を行うため、英国がEUを離脱する旨の投票結果により不透明な期間が長期にわたり続くおそれがあります。かかる投票結果が、EUの他の27加盟国（投資対象ファンド投資顧問会社はこれらの一部の国々において事業を行っています。）の一部もしくは全部および／またはユーロ圏を不安定にするおそれもあります。投資対象ファンドの一部の投資対象の評価、取引を行う投資対象ファンドの能力、一部の投資対象を評価もしくは換金する能力または自己の投資方針を実行する能力が悪影響を受ける可能性があります。これは、特に、英国、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティが高まること、資産価格の変動、為替相場の変動、英国、EUもしくはその他に所在し、取引され、もしくは上場している投資対象の流動性の低下、金融カウンターパーティおよびその他の取引相手方の取引を行う意欲もしくは能力の変化もしくはかかる取引相手方が取引を行う意欲を有する価格および条件の変動ならびに／または投資対象投資法人、投資対象ファンド投資顧問会社および／もしくは投資対象ファンドの一部の資産が従っているか、もしくは従うこととなる法制度および規制体制の変更に起因する場合があります。投資主は、投資対象投資法人が、そのストラクチャーの方法を変更すること、追加のサービス提供会社もしくは

は代行者を導入、交替、もしくは任命すること、および／または投資対象投資法人にサービスを提供するために現在関わっている者もしくは事業体の任命条件を変更することを要求される可能性があることに留意すべきです。投資対象投資法人は、かかる変更の費用およびその他の影響を最小限に抑えるよう努めるものとしますが、投資対象ファンドの投資家は、投資対象投資法人がかかる変更の費用を負担する可能性があることを認識すべきです。

さらに、英国のEU離脱が英国経済およびその経済の将来の成長に重大な影響を及ぼす可能性があり、これにより投資対象投資法人による英国への投資は悪影響を受ける可能性があります。このことは、英国経済の側面に関する不確実性の長期化を招き、顧客および投資者の信頼を損なう可能性もあります。これら一切の事由および英国以外のEU加盟国によるEUからの離脱または除名が投資対象ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

課税リスク

投資対象ファンドの投資予定者は、投資対象ファンドの分配またはみなし分配に対する所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、富裕税、印紙税または投資対象ファンドの分配金、みなし分配金、投資対象ファンド内のキャピタル・ゲイン（実現したか否かを問いません。）もしくは投資対象ファンド内の収益（受領済、発生済みもしくは受領したとみなされます。）にかかるその他の種類の税金などの支払いを要求される可能性があることを認識しなければなりません。当該税金を支払う義務は、当該投資対象ファンド投資証券が購入、売却、保有または償還される国および投資主の居住国または国籍国における法律および慣行に従うものとし、当該法律および慣行は随時変更されることがあります。

アイルランドまたはその他における税法の変更は、（ ）投資対象投資法人もしくは投資対象ファンドの投資目的を達成する能力、（ ）投資対象投資法人の価値もしくは投資対象ファンドの投資対象の価格または（ ）投資対象ファンドの投資家に対しリターンを支払うか、もしくはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性があります。一切のかかる変更（遡及効を有しうる）は、現在の税法および税務慣行に基づき記載されている本書の情報の有効性に影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの投資予定者および投資対象ファンドの投資家は、本書に記載されている課税に関する記述が、関連する法域において法律および慣行に関し投資対象投資法人取締役が受けた助言に基づくものであり、変更される可能性がある（遡及的な変更を含む場合がある）ことにご留意ください。一切の投資の場合と同様に、投資対象投資法人への投資が行われた時点で適用のある税務ポジションまたは予定される税務ポジションが無期限に持続するとの保証はありません。

一部の国では、一定の状況において、投資者が投資対象投資法人または投資対象ファンドの投資対象を取得、保有および／または処分することに関連して、報告および／または源泉徴収を要求する税法を導入しています。要件の内容に応じて、当該税法は、報告および／または源泉徴収義務を課す（または今後課す予定です）。投資対象投資法人が税法またはその他の法律を遵守する費用を負担すると決定した場合に限り、投資対象投資法人取締役は、取得、保有または処分することにより遵守要件が発生した投資者に対して、それに関する投資対象投資法人または投資対象ファンドに対する費用を、かかる他の投資者と比例按分して負担するよう求めることができます。投資対象投資法人が、法律、規制または市場慣行において源泉徴収または納税申告が必要であるか否か不明確である法域において、投資対象を保有する場合、投資対象投資法人取締役は、投資対象投資法人が採用するか課税上および会計上の取扱いについて誠実に判断するものとし、かかる判断が決定的であるものとします。

投資対象ファンドの投資予定者は、投資対象投資法人に適用される会計基準が、会計上の税務ポジションの不確実性の認定に関する規定を定めている場合があり、当該規定が、過去の期間に関して発生し、投資対象投資法人または投資対象ファンドが支払わなければならない可能性のある所得税のための留保を反映して投資対象投資法人または投資対象ファンドの純資産価額を減少させることを含めて、投資対象投資法人または投資対象ファンドの純資産価額の定期的な計算に重大な悪影響を及ぼす可能性があることを認識しなければなりません。

投資対象ファンドの投資家の事情により、投資対象投資法人または投資対象ファンドがある法域において税金（かかる税金に関する一切の利息または罰金を含みます。）を計上する義務を負うこととなった場合、投資対象投資法人または投資対象ファンドは、投資主に生じる支払いからかかる税額を控除するか、または投資主もしくは投資対象ファンド投資証券の実質的保有者により保有される投資対象ファンド投資証券のうち、投資

対象ファンド投資証券の解約に際して課される一切の解約手数料（以下「解約手数料」といいます。）を控除後にかかる義務を履行するに十分となる価額を有する口数の投資対象ファンド投資証券を強制的に買い戻すか、または消却する権利を有します。関連する投資主は、納税義務を発生させる事由が生じた場合（かかる控除、充当または消却が行われなかった場合を含みます。）に投資対象投資法人または投資対象ファンドが税金およびかかる税金に関する一切の利息または罰金を計上する義務を負うこととなったことに起因して投資対象投資法人または投資対象ファンドに生じる一切の損失から投資対象投資法人または投資対象ファンドを補償し、これらを補償し続けるものとします。

投資対象投資法人、投資対象ファンド管理会社、投資対象ファンド投資顧問会社およびそれらの各関連会社は、投資対象ファンドの投資家に対して税務上またはその他のアドバイスを提供することについて一切責任を負いません。投資対象ファンドの投資家および投資予定者は、投資対象投資法人への投資に伴う課税リスクにご留意ください。

外国口座税務コンプライアンス法

特定の支払いに適用される2010年追加雇用対策法の一部としての外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）は、特定米国人による米国外口座および米国外企業の直接的および間接的な所有を米国歳入庁へ報告するよう求めることをその本質的な目的としており、要求される情報を提供しなかった場合は、直接的な米国投資（および場合によっては間接的な米国投資）に30%の米国源泉徴収税が課されます。米国人投資者および非米国人投資者の双方が、米国源泉徴収税の課税を回避する目的で、自らおよび一定の状況下で自らの投資者に関する情報の提供を求められる可能性が高いです。これに関し、アイルランドと米国の政府は、2012年12月21日にFATCAの実施に関する政府間協定を締結しました。

投資主は、自らの米国または米国外の課税上の地位に関する証明書および投資対象投資法人取締役またはこれらの代理人が随時要請する追加の税務情報の提供を請求される場合があります。請求された情報を提供しなかった場合または（該当する場合であって）FATCAに基づく自己の義務を履行しなかった場合、投資主は、結果的に生じる源泉徴収税、米国情報の申告および当該投資主の投資対象投資法人における投資対象ファンド投資証券の強制買戻しにつき責任を負う場合があります。

投資対象ファンドの投資家および投資予定者は、投資対象投資法人への投資に関連する米国の連邦、州、地方および米国外の税金申告および証明の要件について自己の税務アドバイザーにご相談ください。

共通報告基準

OECDは、FATCAの実施に向けた政府間アプローチの延長として、グローバルベースでのオフショア脱税問題を取り扱う共通報告基準を策定しました。さらに、EUは、2014年12月9日にEU理事会指令2014/107/EUを採択し、課税分野における情報の自動交換の義務化に関する指令2011/16/EU（以下「DAC 2」といいます。）の改正を行いました。

金融機関に関する効率性の向上およびコスト削減を目的として、共通報告基準およびDAC 2（以下、総称して「CRS」といいます。）は、デュー・ディリジェンス、報告および財務会計情報の交換に関する共通基準を提供します。参加法域の税務当局もしくはEU加盟国は、CRSに従い、報告を行う金融機関から、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づき当該金融機関により特定されたあらゆる報告可能な口座に関する財務情報および個人情報を取得し、報告を行う当該金融機関の投資者が年間ベースで居住する他の参加法域の税務当局との間で、かかる情報を自動的に交換しました。投資対象投資法人は、アイルランドで採用されたCRSのデュー・ディリジェンス要件および報告要件の遵守を求められます。投資対象ファンドの投資家は、投資対象投資法人がCRSに基づく自らの義務を履行することを可能とするため、投資対象投資法人に対しさらなる情報を提供するよう求められる場合があります。要請された情報を提供しなかった場合、投資対象ファンドの投資家は、結果として生じる違約金もしくはその他の費用の負担および/または投資対象投資法人に対する自らの持分の強制的売却を余儀なくされる可能性があります。

投資主および投資予定者は投資対象投資法人への投資に伴う身元確認要件に関連して自身の税務アドバイザーに相談すべきです。

OECD BEPS行動項目

2013年、OECDは、「税源浸食と利益移転」（以下「BEPS」といいます。）に関する報告書およびBEPSに関する行動計画を公表しました。報告書および行動計画の目的は、濫用的国際租税回避アレンジメントに対応し、これを削減することでありました。OECDはその後、OECD加盟国の関連する税法に重大な変更をもたらす可能性

のある、国際的に合意された拘束力のある規則の実施を目的として最終報告書、分析および一連の勧告（成果物）を公表しました。最終包括的成果物は、その後、G20の財務大臣によって承認された。租税条約に関連するBEPS勧告を効率的に実施するため、OECDは、租税条約ごとに二国間交渉を行う必要なく、参加法域の租税条約を改正する多国間協定を導入しました。多国間協定は、2018年7月1日に発効しました。その後、多国間協定は、特定の租税条約について、当該条約のすべての当事者が多国間協定を批准した後、一定の時期に発効する予定です。投資対象投資法人が投資を行う予定である国々、または投資対象投資法人が居住もしくは住所を有する国々の税法において実施される最終的な措置、またはこれらの国々が交渉する租税条約の変更は、投資対象投資法人からのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。BEPSは、進行中の計画です。

OECDモデル規則であるGloBE規則

2021年12月20日、OECDは、多国籍企業（以下「MNE」といいます。）に2023年以降、グローバルに15%の最低税率を課すことを目的とした「グローバル税源浸食防止モデル規則」（以下「GloBE規則」といいます。）の草案を公表しました。GloBE規則は、BEPSに関するOECD/G20包括的枠組みの一部です。2021年12月22日、欧州委員会は、GloBE規則をEUで実施するための指令案（以下「ミニマム課税指令」といいます。）を公表しました。ミニマム課税指令は、EU域内市場および域外市場で業務を行う、年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上のMNEグループおよび大規模国内グループに対して、15%の最低実効税率を導入するものです。ミニマム課税指令は、GloBE規則をEU加盟国の国内法に導入するための共通の枠組みを提供しています。ミニマム課税指令は、所得合算ルール（以下「IIR」といいます。）および軽減課税支払ルール（以下「UTPR」といいます。）を定め、対象グループの所得に対する実効税率が15%未満の場合、上乘せ税額を追加徴収することができます。2022年12月15日、EU理事会は、ミニマム課税指令の合意された妥協案を全会一致で採択しました。EU加盟国は、2023年12月31日までにミニマム課税指令を国内法に法制化することを義務付けられており、当該ルールは、2023年12月31日以降に開始する課税年度から発効しますが、UTPRIは例外であり、2024年12月31日以降に開始する課税年度から適用されます。他のOECD加盟国も、GloBE規則の各国版を導入しているところであるか、すでに導入しています（英国など）。投資対象投資法人（または投資対象ファンド）が、過去4年間のうち少なくとも2年間にわたって年間7億5,000万ユーロを超える連結売上高を有するMNEグループ（または大規模国内グループ）の一部とみなされる場合（例えば、投資対象投資法人（または投資対象ファンド）がGloBE規則の目的上、いずれかの投資対象ファンドの投資家と連結していることを理由とする場合など）、投資対象投資法人（または投資対象ファンド）は、ミニマム課税指令（またはいずれかの法域における同等のもの）が適用される可能性があります。ただし、ミニマム課税指令（またはいずれかの法域における同等のもの）が投資対象投資法人（または投資対象ファンド）または投資対象ファンドの投資家の税務ポジションに及ぼす影響（もしあれば）について、確定的な指針を提供することはできません。

繰上償還リスク

確定利付証券に投資する投資対象ファンドは、繰上償還リスクにさらされる場合があります。繰上償還リスクとは、発行体が予想より早い時期に確定利付証券を買い戻す権利を行使する可能性（繰上償還）をいいます。発行体は、多くの理由（例えば、金利の低下、信用スプレッドの変更および当該発行体の信用度の向上）により満期前に発行済証券の繰上償還を行うことができます。発行体が投資対象ファンドが投資している証券の繰上償還を行う場合、投資対象ファンドは、当初投資額を全額回収することができず、より低い利回りの証券、より大きな信用リスクを有する証券またはその他の不利な特徴を有する証券に再投資することを余儀なくされる場合があります。

オペレーショナル・リスク

投資対象ファンドへの投資は、あらゆる投資信託と同様に、処理の誤り、ヒューマン・エラー、不適当なまたは機能しない内部または外部プロセス、システムおよび技術の故障、人事異動ならびに第三者サービス提供者により生じた誤りといった要因に起因するオペレーショナル・リスクを伴う可能性があります。かかる不備、誤りまたは違反の発生が、情報の消失、事業もしくは規制上の監視またはその他の事象を生じさせる可能性があり、ひいては投資対象ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドは管理および監督を通じてかかる事象の最小化を図るが、それでも投資対象ファンドに対する損失を生じさせる不備が存在する場合があります。

規制上のリスク

投資会社および投資顧問会社等の金融事業体は、一般に、アイルランド国内当局および欧州当局から広範な規制および介入を受けます。かかる規制および／または介入は、投資対象ファンドが規制される方法を変更し、投資対象ファンドが直接的に負担する費用および投資対象ファンドの投資対象の価値に影響を及ぼし、投資対象ファンドの投資目的を達成する能力を制限し、かつ／または妨げる場合があります。かかる規制は、頻繁に変更され、重大な悪影響を有する場合があります。さらに、政府の規制は、予測も意図もされていない影響を有する場合があります、投資対象ファンドの収益性および投資対象ファンドが保有する資産の価値に重大な影響を及ぼし、投資対象ファンドに追加の費用を負担させ、投資慣行の変更が必要となり、また投資対象ファンドの配当を支払う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドは、新たな要件を遵守するため追加費用を負担する場合があります。

保管リスク

投資対象ファンドが、保管可能な金融商品である資産（以下「保管資産」といいます。）に投資する場合、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッドおよびアイルランド中央銀行の要件に従い任命される後任の投資対象ファンドの保管会社（以下「投資対象ファンド保管会社」といいます。）は、完全な保管機能を果たすことを義務づけられ、保管されるかかる資産の損失につき責任を負います。ただし、当該損失が、投資対象ファンド保管会社の合理的な支配の及ばない外部事由の結果として生じ、これに対抗するあらゆる合理的な努力を行ったとしても、当該外部事由の結果が不可避であったことを投資対象ファンド保管会社が証明できる場合を除きます。かかる損失が生じた場合（かつ、かかる外部事由が当該損失の原因となったことの証拠がない場合）、投資対象ファンド保管会社は、不当に遅滞することなく、損失を生じた資産と同一の資産またはその対当額を当該投資対象ファンドに返還する義務を負います。

投資対象ファンドが、保管可能な金融商品ではない資産（以下「非保管資産」といいます。）に投資する場合、投資対象ファンド保管会社は、当該投資対象ファンドがかかる資産の所有者であることを確認し、当該投資対象ファンドが所有権を有していると投資対象ファンド保管会社が判断する当該資産の記録を維持する義務のみを負います。かかる資産の損失が生じた場合、投資対象ファンド保管会社は、自らの過失または故意によりUCITS規則に基づく自らの義務を適切に履行しなかったことに起因して損失が生じた場合に限り責任を負います。

投資対象ファンドはそれぞれ、保管資産および非保管資産の両方に投資する可能性があるため、各資産カテゴリーに関する投資対象ファンド保管会社の保管機能およびこれと対応するかかる機能に適用される投資対象ファンド保管会社の責任基準が著しく異なることに留意すべきです。投資対象ファンドは、保管資産の保管に係る投資対象ファンド保管会社の責任という点では、強いレベルの保護を受けます。しかし、非保管資産に係る保護のレベルは著しく低いです。そのため、投資対象ファンドが非保管資産のカテゴリーに投資する割合が高ければ高いほど、発生し得る当該資産の損失を回復できないリスクが高くなる場合があります。投資対象ファンドによる特定の投資対象が保管資産であるか、または非保管資産であるかは、個々の場合に依拠して判断されますが、通常、投資対象ファンドが店頭で取引するデリバティブが非保管資産とされることに留意すべきです。投資対象ファンドが随時投資する他の資産タイプも、同様に取り扱われる場合があります。UCITS規則に基づく投資対象ファンド保管会社の責任の枠組みを考慮すると、これらの非保管資産は、保管という観点から見て、公開取引されている株式および債券等の保管資産よりも、投資対象ファンドを高いリスクにさらすこととなります。

GDPR関連リスク

一般データ保護規則（規則2016 / 679）により導入されたEUデータ保護制度（以下「GDPR」といいます。）の下では、情報管理者は、特に情報管理者が負う説明責任および透明性要件を含む追加的な義務を負い、GDPRに規定された情報処理に関する規則の遵守を実証できなければならず、また、個人情報の処理に関するより詳細な情報を情報主体に提供しなければなりません。GDPRの下では、情報主体には、不正確な個人情報を是正する権利、一定の状況において情報管理者が保有する個人情報を消去する権利、および多くの状況においてプロセスを制限し、またはプロセスに異議を申し立てる権利など、追加の権利が与えられます。GDPRの実施により、直接または間接に投資対象投資法人が負担する運営費およびコンプライアンス費用が増加することがあります。また、投資対象投資法人またはそのサービス・プロバイダーが法令を遵守しないおそれがあり、そのために投資対象投資法人またはそのサービス・プロバイダーは多額の管理事務上の過料を課される可能性があります。

ベンチマーク規則リスク

金融商品および金融契約のベンチマークまたは投資ファンドのパフォーマンス測定に使用される指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」といいます。）は、一定の経過措置および適用免除措置に従い2018年1月1日から施行された。適用される経過措置に従うことを条件として、投資対象ファンドは、ベンチマーク規則の意味において、ベンチマーク規則第34条に従って登録または認可されていないEUインデックス・プロバイダーによって提供されるベンチマークを「使用」できなくなります。該当するEUインデックス・プロバイダーがベンチマーク規則に定められた経過措置に従ってベンチマーク規則を遵守しない場合、またはベンチマークが著しく変更されるもしくは存在しなくなった場合、投資対象ファンドは、困難または不可能であることが判明すれば、利用可能で適切な代替ベンチマークを特定する必要があります。

集中投資者リスク

投資主は、大手機関投資家（年金投資対象ファンド、保険会社またはその他の集団投資スキーム（PIMCOの関連会社が運用しているものを含みます。）等）が投資対象ファンドの資産の大部分を保有するように一定の投資対象ファンドの投資者層が集中する場合があることにご留意ください。これにより、当該投資対象ファンドのその他の投資主は一定のリスクにさらされます。かかるリスクには、投資対象ファンドの資産の大部分がある日買い戻されることにより、当該投資対象ファンド全体の存続可能性が影響を受け、または、買い戻数の制限の設定が必要となるとき等において、当該日に買い戻請求を行わなかったその他の投資者の当該投資対象ファンドから買い戻しを行う能力が影響を受けるというリスクが含まれます。

サイバーセキュリティ・リスク

投資対象ファンドは、業務過程において技術がより広く利用されるようになるにつれ、サイバーセキュリティ違反によるオペレーショナル・リスクの影響をより受けやすくなっています。サイバーセキュリティ違反とは、投資対象ファンドが専有情報を失い、データを改ざんされ、または操作能力を失うことを招くような計画的または非計画的な事由をいいます。これはその後、投資対象ファンドに規制上の違約金、風評被害、是正措置に伴う追加のコンプライアンス費用および/または財務上の損失をもたらす可能性があります。サイバーセキュリティ違反は、（「ハッキング」または悪質なソフトウェアコード等による）投資対象ファンドのデジタル情報システムへの不正アクセスが関連する場合もあるが、サービス妨害攻撃（すなわち、意図されたユーザーがネットワークサービスを利用できないようにするもの）等の外部からの攻撃に起因する場合もあります。投資対象ファンドの第三者サービス提供会社（投資対象ファンド管理事務代行会社、投資対象ファンド名義書換代行会社、投資対象ファンド投資対象ファンド保管会社および投資対象ファンド副投資顧問会社等）または投資対象ファンドが投資する発行体によるサイバーセキュリティ違反もまた、投資対象ファンドを直接的なサイバーセキュリティ違反に伴うリスクと同一のリスクの多くにさらす可能性があります。一般的なオペレーショナル・リスクと同様、投資対象ファンドは、サイバーセキュリティに伴うリスクを低減することが企図されたリスク管理システムを構築しています。しかしながら、特に投資対象ファンドは発行体または第三者サービス提供会社のサイバーセキュリティシステムを直接的に管理しないため、かかる努力が成功するとの保証はありません。

アンブレラレベルでの口座の管理

投資対象投資法人は、投資対象投資法人の名義でアンブレラレベルの専用口座を開設しており、かかる口座には、すべての申込代金、買い戻代金および配当金が預金されます。この口座は、本書において、「アンブレラレベルでの口座」と定義されます。関連するファンドに対しまたは関連するファンドから支払われるすべての申込代金、買い戻代金または配当金は、かかるアンブレラレベルでの口座を通じて送金され、管理され、かかるいかなる口座も個別の各ファンドレベルで管理されません。ただし、投資対象投資法人は、各アンブレラレベルでの口座に預金される金額（プラスかマイナスかを問いません。）が、各ファンドの資産および負債が他のすべてのファンドとは別に管理され、かつ関連するファンドのあらゆる取引が記録される各ファンドのための個別の帳簿および記録が維持されるという要件を遵守するために関連するファンドに帰属することを確実にします。

また、投資対象ファンドの投資家は、投資対象投資法人の他のファンドが破産した場合、関連するファンドが受領する権限を有するものの、アンブレラレベルでの口座の管理（例：不注意によるエラーによる場合）に起因してかかる破産した他のファンドに移転された可能性がある金額の回収がアイルランド信託法の原則およ

びアンブレラレベルでの口座の管理手続の条件に従うことにご留意ください。かかる金額の回収の遅延および/またはかかる回収に関する紛争が生じる場合があります、破産したファンドが関連するファンドに支払うべき金額を払い戻すのに十分となる資金を有していない可能性があります。

投資対象ファンド投資証券の申込みが受領されるか、または受領される予定の日付である投資対象ファンドの取引日（以下「投資対象ファンド取引日」といいます。）より前に投資者から申込代金が受領され、アンブレラレベルでの口座において保有された場合、投資対象ファンドの投資家は、関連する投資対象ファンド取引日付で投資対象ファンド投資証券が発行される時までファンドの一般債権者となります。したがって、当該投資者に対する関連する投資対象ファンド取引日付での投資対象ファンド投資証券の発行より前にかかる金銭が失われた場合、当該ファンドを代理する投資対象投資法人は、（当該ファンドの債権者の資格としての）投資対象ファンドの投資家に対し、かかる金銭の損失に関連して当該ファンドが被った一切の損失を補償する義務を負う場合があります、この場合、かかる損失は、当該ファンドの資産から支払われなくてはならず、したがって当該ファンドの既存の投資者にとっては投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格の下落を意味します。

同様に、ある投資者の投資対象ファンド投資証券が買い戻されるか、またはある投資対象ファンドの投資家に対し配当金が支払われる日付である投資対象ファンド取引日後に当該投資者に対し買戻代金が支払われるべきとなり、かかる買戻代金/配当金がアンブレラレベルでの口座において保有された場合、投資対象ファンド/投資対象ファンドの投資家は、かかる買戻代金/配当金が投資対象ファンド/投資対象ファンドの投資家に支払われる時までファンドの無担保債権者となります。したがって、投資対象ファンド/投資対象ファンドの投資家に対する支払いの前にかかる金銭が失われた場合、当該ファンドを代理する投資対象投資法人は、（当該ファンドの債権者の資格としての）投資対象ファンド/投資対象ファンドの投資家に対し、かかる金銭の損失に関連して当該ファンドが被った一切の損失を補償する義務を負う場合があります、この場合、かかる損失は、当該ファンドの資産から支払われなくてはならず、したがって当該ファンドの既存の投資者にとっては投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格の下落を意味します。遅延した買戻代金または配当金に関する問題は速やかに対処されます。

トータル・リターン、リアル・リターン

関連する場合、投資対象ファンドの投資家は、（ ）当初の投資元本額が失われるリスクがあること、（ ）投資対象ファンドがトータル・リターン、リアル・リターン、プラス・リターン、アブソリュート・リターンその他これらに類する運用成果の達成を目指す投資期間は当該投資対象ファンドの最低推奨保有期間であること、および（ ）当該最低推奨保有期間においてトータル・リターン、リアル・リターン、プラス・リターン、アブソリュート・リターンその他これらに類する運用成果が達成される保証はないことにご留意ください。

その他のリスク

上記のリスクの要約は、投資対象ファンドへの投資に関するすべてのリスク要因の網羅的な一覧であることを意図するものではありません。他の様々なリスクが適用される場合があります。

証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク

以下の記載は、投資対象ファンドが利用する証券、デリバティブおよび投資技法の異なる特徴およびリスクであり、当該投資対象ファンドの投資方針に関連する一定の概念について記載したものです。以下に記載される投資対象ファンドの有価証券、デリバティブおよび投資技法は、投資対象ファンドの投資目的および投資方針を遵守しなければなりません。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは政府系機関の債務またはこれらによって保証される債務です。ただし、関連する政府は、投資対象ファンド投資証券の純資産価額を保証していません。政府証券は、市場リスクおよび金利リスクにさらされ、また異なる程度の信用リスクにさらされる場合があります。政府証券は、ゼロ・クーポン証券を含む場合があるが、同証券は同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクにさらされる傾向があります。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

投資対象ファンドは、モーゲージ・バック証券またはその他のアセット・バック証券に投資することができます。モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」といいます。）（CMOは、モーゲージを担保とする法人のモーゲージ債務担保証券です。CMOは、通常、格付機関により格付けされ、SECに登録され、複数のクラス（「トランシェ」と呼ばれることが多いです。）に構築されます。各クラスは、異なる一定の満期を有しており、元本および利息の返済（期限前返済を含みます。）スケジュールが異なります。）、商業モーゲージ・バック証券、民間発行のモーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、CMOレジデュアル（米国政府機関もしくは下部機関、またはモーゲージ・ローンの民間オリジネーターもしくはモーゲージ・ローンの投資者（貯蓄貸付組合、住宅建築業者、モーゲージ銀行、商業銀行、投資銀行、組合、信託およびそれらの特別目的会社を含みます。）により発行されたモーゲージ証券です。）、分離型モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」といいます。）、およびその他不動産のモーゲージ・ローンへの参加を直接または間接的に表章し、またはかかるモーゲージ・ローンによる担保が付され、支払義務のある証券が含まれます。

一部のモーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の価値は、実勢金利の変動に著しく敏感である場合があります。一部のモーゲージ関連証券の元本の早期返済により、元本の再投資時における投資対象ファンドの収益率が低下する場合があります。金利の上昇時には、通常、モーゲージ関連証券の価値は下落するが、金利の低下時には、期限前返済の特徴を有するモーゲージ関連証券の価値は、他の確定利付証券と同程度までは上昇しない場合があります。原モーゲージの期限前返済率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、購入時の予想を超えて当該証券の実効期間を短縮させる場合もあれば、延長させる場合もあります。予想外の原モーゲージの期限前返済率がモーゲージ関連証券の実効期間を延長させた場合、当該証券のボラティリティが高まると予想することができます。かかる証券の価値は、発行体の信用度に対する市場の認識に応じて変動する場合があります。また、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、通常、何らかの形式の政府または民間の保証および／または保険および／または担保の対象となるが、民間の保証会社または保険会社がその債務を履行するまたは資本価値を裏付ける担保がその債務をカバーするとの保証はありません。

SMBSの種類の一つとして、モーゲージ資産から利息のすべてを受け取るクラス（利息限定または「I0」クラス）と、すべての元本を受け取るクラス（元本限定または「P0」クラス）があります。I0クラスの最終利回りは、原モーゲージ資産の元本返済（期限前返済を含みます。）率に極めて敏感で、元本返済率の加速は、投資対象ファンドの当該証券からの最終利回りに重大な悪影響を及ぼす場合があります。

投資対象ファンドは、債務担保証券（以下「CDO」といいます。）（社債担保証券（以下「CBO」といいます。）、ローン担保証券（以下「CLO」といいます。）およびその他の同様の仕組証券に投資することができます。CBOは、ハイリスクで非投資適格の確定利付証券を分散してプールすることによって裏付けされている信託です。CLOは、証券化されたルール144A証券であり、同証券は、一または複数の格付機関の格付を有するもので、通常、貸出金（特に国内外の優先担保ローン、優先無担保ローンおよび劣後法人ローン（非投資適格ローンまたはそれに等しい無適格ローンを含みます。）を含む場合があります。）のプールを担保とします。投資対象ファンドは、投資者に対して募集済みの他のアセット・バック証券に投資する場合があります。

上記のCMOには、サポート債が含まれる場合があります。CMOが発展するにつれ、一部のクラスのCMO債はより一般的となっています。例えば、投資対象ファンドは、並行返済型クラスおよび計画償還クラス（以下「PAC」といいます。）のCMOならびにマルチクラスのパススルー証券に投資することができます。並行返済型CMOおよびマルチクラスのパススルー証券は、複数のクラスに対し各返済日に元本の返済を行う構成となっています。このような同時返済は、各クラスの一定の満期日または最終分配期日の決定において考慮され、他のCMOおよびマルチクラスのパススルーの構造と同様に、一定の満期日または最終分配期日までに行われなければならないが、早期に行われる場合もあります。PACは、通常、各返済日に元本のうちの一定金額を返済することが義務づけられています。PACは並行返済型CMOであり、すべてのクラスに利息が支払われた後に最優先で元本額を返済することが義務づけられています。PAC証券を含むCMOまたはマルチクラスのパススルーの構造は、PAC証券が一定の満期および最終分配期日を実際の期限前返済実績の範囲内に維持することを可能とするために元本キャッシュ・フローを提供し、または吸収するサポート・トランシェ（サポート債、コンパニオン債または非PAC債として知られます。）も有していなければなりません。このサポート・トランシェは、他のモーゲージ関連証券と比べ、より高度な満期リスクにさらされ、通常、投資者を補償するためにより高い利回

りを提供します。元本キャッシュ・フローが定められた範囲外の額で受領されたために、サポート債が意図されたとおりにPAC証券に十分なキャッシュ・フローを提供し、または吸収することができなくなった場合、PAC証券は、より高度な満期リスクにさらされます。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資目的および投資方針に従い、サポート債を含むCMO債の様々なトランシェに投資することができます。

投資対象ファンドは、その他の種類のモーゲージ関連証券に伴うリスクおよび特性と同様のリスクおよび特性を有する信用リスク移転証券に投資することができます。

ローン、ローン・パーティシペーションおよびローンの譲渡

投資対象ファンドは、ローン、ローン・パーティシペーションおよび/またはローンの譲渡に投資することができます。ただし、かかる商品が、(UCITS規則により定義される)譲渡可能性証券、または金融市場で正常に取引され、流動性があり、かつ、いかなる時においても正確に決定される価値を有する金融市場商品を構成することを条件とします。

かかるローンは、以下の基準をいずれか一つ満たす場合、金融市場で正常に取引される金融市場商品を構成するものとみなされます。

- () 397日以下の発行時満期を有すること、
- () 397日以下の残余期間を有すること、
- () 少なくとも397日毎に金融市場の状態に応じて定期的に利回りを調整すること、または
- () かかるローンのリスク特性(信用リスクおよび金利リスクを含みます。)と、() もしくは() 記載の満期を有し、または() 記載の利回り調整の対象となる金融商品のそれが合致すること。

かかるローンは、投資主の要請に応じてその投資対象ファンド投資証券を買い戻す投資対象ファンドの義務を考慮した上で、適度に短期間のうちに限られた経費で売却することができる場合、流動性があるとみなされます。

かかるローンは、以下の基準を満たす正確で信用性のある評価システムに従う場合、いつでも正確に決定することができる価値を有するとみなされます。

- () ポートフォリオ上保有される、独立当事者間取引の見識かつ意欲のある当事者間で交換可能なローンの価値に従って、該当する投資対象ファンドが純資産価額を計算することができること、および
- () 市場データまたは評価モデル(償却原価に基づくシステムを含みます。)に基づくこと。

ローン・パーティシペーションは、通常、法人である借主に対するローンへの直接的な参加であり、通常、銀行もしくはその他の金融機関または協調融資団によって募集されます。ローン・パーティシペーションを購入する際、投資対象ファンドは、法人である借主に付随する経済リスクおよび介在する銀行またはその他の金融仲介機関に付随する信用リスクを負います。ローンの譲渡は、通常、貸主から第三者への債務の移転を伴います。ローンの譲渡を購入する際、投資対象ファンドは、当該法人である借主に付随する信用リスクのみを負います。

かかるローンは、担保付きの場合もあれば、無担保の場合もあります。十分に担保が付されているローンは、期日における利息または元本の不払いの場合、無担保のローンよりも投資対象ファンドに対する保護が手厚い。ただし、担保付きローンの担保の換金により法人である借主の債務が充足されるとの保証はありません。また、直接的な譲渡によるローンへの投資は、ローンの終了時に、投資対象ファンドがいずれかの担保の一部所有者となり、当該担保の所有および処分に付随する経費および責任を負うというリスクを含みます。

ローンは、すべての保有者の代理人を務める代理銀行によって管理されることが多いです。当該ローンまたはその他の債務の条件に基づき投資対象ファンドが法人である借主に対して直接的な遡及権を有する場合を除き、当該投資対象ファンドは、法人である借主に対して適切な債権者保護策を適用することにつき、代理銀行またはその他の金融仲介機関に依拠しなければならない場合があります。

投資対象ファンドが投資予定のローン・パーティシペーションまたはローンの譲渡は、国際的に認められた格付サービスによって格付されていない場合があります。

社債

社債には、(規制ある市場において上場または取引されている譲渡可能証券である)社債、無担保債券、手形およびその他これらに類似する会社の債務証書(転換社債を含みます。)が含まれます。債券は、ワラント付きで取得することができます。また、法人所得を生み出す証券は、優先株の形態を含みます。社債は、固定金利の場合もあれば変動金利の場合もあり、基準金利に関しては逆に変動する場合があります。下記「変動利

付証券」をご参照ください。一部の債務の元本のリターン率またはリターンは、米ドルと、ある異なる通貨との間の為替相場水準とリンクまたは連動する場合があります。

社債は、発行体が債務の元利金返済に応じることができないというリスクにさらされており、金利感応度、発行体の信用度に対する市場の認識および全般的な市場の流動性等の要因による価格変動にもさらされる場合があります。金利の上昇時には、社債の価値は下落すると予想することができます。満期までの期間が長い債務証券は、満期までの期間が短い債務証券よりも金利変動に敏感である傾向があります。さらに、社債は高度にカスタマイズされている場合があり、結果として、特に流動性リスクおよび価格の透明性のリスクにさらされる場合があります。

会社の債務不履行は、社債により生み出されるリターン率に影響を及ぼす可能性があります。予測外の債務不履行は、社債の収益および資本価値を減少させる可能性があります。さらに、経済状況に関する市場予想および予想される会社の債務不履行件数は、社債の価値に影響を及ぼす場合があります。

社債は、異なる市況では売買が困難となる場合があるため、非流動性リスクにさらされる場合があります。詳細な情報については、上記「投資対象ファンド固有のリスク要因」における「流動性リスク」と題する項をご参照ください。

ハイイールド債および破綻企業証券

ムーディーズのBaaまたはS&PのBBBまたはフィッチの同等の格付未満に格付けされた証券は、「ハイイールド」債または「ジャンク」債と呼ばれることがあります。ハイイールド債および破綻企業証券（債券および資本性証券を含みます。）への投資は、高格付の確定利付証券への投資に付随するリスクに加え、特別なリスクを伴います。ハイイールド債および破綻企業証券は、高格付証券と比べ、キャピタル・ゲインおよび高利回りの機会の可能性が大きい一方、通常、価格変動の可能性が大きく、流動性がない場合があります。ハイイールド債および破綻企業債券は、発行体の元利金の返済に応じる継続的な能力に関して特に投機的であるとみなされる場合があります。ハイイールド債および破綻企業証券の発行体は、成功しない再編手続または破産手続に関与する場合があります。ハイイールド債または破綻企業債券の発行体の信用度の分析は、質のより高い債券の発行体に関する分析と比べ、より複雑となる可能性があります。

また、ハイイールド債および破綻企業債券は、投資適格証券と比べ、実際のまたは感知される経済状況の悪化および産業内の競争状況の激化の影響を受けやすい場合があります。これらの証券の価格は、高格付の投資対象と比べ、金利変動の影響をより受けにくいものの、不況または個別の企業の動向の影響をより受けやすいことが分かっています。例えば、不況になるとの予想は、不景気の到来は債券の元利金の返済を行う高レバレッジ企業の能力を減じる可能性があるため、ハイイールド債および破綻企業債券の価格の下落を招く恐れがあり、ハイイールド債は、債務不履行が生じる前に市場価格が急落する恐れがあります。証券の発行体が債務不履行に陥った場合、元利金の全部または一部の返済が危うくなるほか、投資対象ファンドは、かかる証券に投資することにより、その投資額の回収を求めるためにさらなる費用を負担する可能性があります。ゼロ・クーポン債または現物支払証券として構成された証券の場合、その市場価格は、利息が定期的に現金で支払われる証券と比べ、金利変動の影響をより大きく受けるため、ボラティリティがより高くなる傾向があります。投資対象ファンド投資顧問会社は、分散、信用分析ならびに経済および金融市場における当該時点の展開および動向を注視することにより、これらのリスクの低減に努めます。

ハイイールド債および破綻企業証券は取引所に上場しない場合があります、かかる証券の流通市場は、他のより流動的な確定利付証券の市場と比べ、比較的非流動的となる可能性があります。このため、ハイイールド債および破綻企業証券の取引には、より積極的に取引される証券の取引と比べ、より多くの費用が伴う可能性があります。これは、投資対象ファンドがハイイールド債または破綻企業証券を売却する価格に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、公開情報の不足、不規則な取引活動および買呼値と売呼値のスプレッドの拡大は、特定の状況において、他の種類の証券または商品と比べ、有利な時期または価格でのハイイールド債の売却をより困難にする可能性があります。これらの要因により、投資対象ファンドは、かかる証券の全額を現金化できず、および／またはハイイールド債もしくは破綻企業証券の売却代金をかかる売却後長期にわたり受領できなくなる可能性があります。いずれの場合も投資対象ファンドは損失を被ります。また、悪評および投資者の見方（基本的分析に基づくか否かを問いません。）は、特に取引量が少ない市場においてハイイールド債および破綻企業証券の価値および流動性を低下させる可能性があります。ハイイールド債および破綻企業証券の流通市場がその他の種類の証券の市場

と比べて非流動的であった場合、かかる証券の評価は、より多くの調査を必要とするため、より困難となる可能性があります。かつ、信頼できる客観的なデータがより少ないため、判断要素はより重要となる可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社は、分散、詳細な分析および当該時点の市場動向への注視により、あらゆる証券への投資に伴うリスクを低減するよう努めます。

ハイイールド債の唯一の評価手段としての信用格付の利用には、一定のリスクが伴います。例えば、信用格付は、債券の元利金返済能力の安全性を評価するものであり、証券の市場価格リスクを評価するものではありません。また、信用格付機関は、証券の最後の格付以降の事由を反映して信用格付を適時に変更することを怠る場合があります。PIMCOは、投資対象ファンドのための債券の選定において信用格付のみに依拠せず、発行体の信用度に関する独自の独立した分析を行います。信用格付機関が投資対象ファンドが保有する債券の格付を変更した場合、投資対象ファンドは、PIMCOが投資対象ファンドの投資家の最善の利益となると判断した場合にかかる証券を保有し続けます。

ESG確定利付証券

一定の投資対象ファンドは、特に、環境へのプラス効果および／または社会的利益を有するプロジェクトに資金を提供するための発行体による資本調達を可能にする様々なESG確定利付証券に投資する場合があります。ESG確定利付証券は、グリーンラベルボンドおよびサステナビリティを追求するその他の債務証券を含むが、これらに限られません。ラベルボンドは、多くの場合、当該ボンドがプロジェクトに資金提供を行うことを証明する第三者（監査法人等）の検証を受けている（例えば、グリーンラベルボンドは、その手取金が特に環境プロジェクトに使用されるために確保されている債券です。）。

グリーンボンドは、その手取金が、環境へのプラス効果を有する新規および既存のプロジェクトまたは活動の資金調達または再調達に使用される債券の一種です。対象となるプロジェクトの区分としては、再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン輸送、グリーンビルディング、廃水管理および気候変動への適応が挙げられます。

ソーシャルボンドは、その手取金が、特定の社会的課題の対処もしくは軽減を目的とする、またはポジティブな社会的成果の達成を追求するソーシャルプロジェクトまたは社会活動の資金調達または再調達に使用される債券の一種です。対象となるソーシャルプロジェクトの区分としては、手頃な価格の基本的インフラ設備、必要不可欠なサービスへのアクセス、手頃な価格の住宅、雇用創出、食糧安全保障、または社会経済的向上およびエンパワーメントの提供および／または促進が挙げられます。

サステナビリティボンドは、その手取金が、グリーンプロジェクト／活動およびソーシャルプロジェクト／活動の双方の資金調達または再調達に使用される債券の一種です。手取金が国連の持続可能な開発目標（SDGs）を促進する活動に使用されることに関して厳格な説明責任を課すサステナビリティボンドは、SDGボンドと分類されることがあります。

サステナビリティ・リンク・ボンドは、債券のクーポンを特定の環境目標および／または社会目標と連動させる契約条項を通じてなど、発行体による一定のサステナビリティ目標の達成状況と構造的に連動する債券です。上記の目標または選択された重要業績評価指標に対する進展または遅延に応じて、かかる債券のクーポンは低下または増加します。

上記のグリーンボンド、ソーシャルボンドおよびサステナビリティボンドとは対照的に、サステナビリティ・リンク・ボンドは、特定のプロジェクトのために資金を調達するものではなく、債券の資金調達条件に連動する明確なサステナビリティ目標を有する発行体の一般的用途の資金を調達するものです。

ロール取引

投資対象ファンドは、ロール・タイミング戦略を実施することができ、この場合、投資対象ファンドは、満期前にポジションを手仕舞い、同時に満期日がより遅いことを除き大部分が類似する条件を有する同一の原資産につき新たなポジションを設定することにより、先渡契約、先物契約または「TBA」取引等の原資産に対するポジションの満期日を延長するよう努めます。かかる「ロール」により、投資対象ファンドは、原資産に対する投資エクスポージャーを、当該原資産を引き渡すことなく当初のポジションの満期日以降も維持し続けることが可能となります。同様に、一部の標準化されたスワップ契約は欧州市場インフラ規制の実施により店頭取引から強制的な取引所での取引および決済へ移行したため、投資対象ファンドは、満期前にポジションを手仕舞い、同時に満期日がより遅いことを除き大部分が類似する条件を有する同一の原資産につき取引所で取引され、決済されるスワップ契約を新たに締結することにより、既存の店頭スワップ契約を「ロール」する可能

性があります。大部分が類似する条件を有する同一の原資産についての既存のポジションの手仕舞いと同時に設定されるこの種の新たなポジションは、「ロール取引」と総称されます。ロール取引は、特に、本書に概説するデリバティブ・リスクおよびオペレーショナル・リスクにさらされます。

信用格付および無格付証券

格付機関は、確定利付証券（転換証券を含みます。）の信用度の格付を提供する民間サービスです。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用度の基準ではなく、市場リスクを評価しているわけでもありません。格付機関は、信用格付を適時に変更しない場合があります、発行体の現在の財務状態は格付が示すものよりも良好な場合もあれば脆弱な場合もあります。投資対象ファンドは、証券の格付が購入時から引き下げられた場合、必ずしも当該証券を売却するわけではなく、投資対象ファンド投資顧問会社が投資主の最善の利益になると判断する場合、投資対象ファンドはかかる証券を持ち続けることがあります。投資対象ファンド投資顧問会社は、信用格付のみに依拠しておらず、投資対象ファンド投資顧問会社自身の発行体の信用度に関する分析を開発します。同じ証券について、格付サービスが異なる格付を付与した場合、投資対象ファンド投資顧問会社は、その時点において当該証券の質およびリスクを最も反映すると自らが考える格付を決定し、かかる格付は、複数の付与された格付の中で最も高いものである場合があります。

投資対象ファンドは、（格付機関により格付けされていない）無格付証券が、当該投資対象ファンドが購入することができる格付けされた証券に匹敵する同等の質を有すると投資対象ファンド投資顧問会社が決定した場合、当該証券を購入することができます。無格付証券は、同等の格付を有する証券よりも流動性が低く、投資対象ファンド投資顧問会社が当該証券の相対的な信用格付を正確に評価することができないというリスクを伴う場合があります。ハイイールド債の発行体の信用度の分析は、高格付確定利付証券の発行体の場合と比べ、より複雑である場合があります。投資対象ファンドがハイイールド債および／または無格付証券に投資する場合、当該投資対象ファンドがその投資目的を無事に達成するかは、当該投資対象ファンドが高い質および格付を有する証券のみに投資した場合と比べて、投資対象ファンド投資顧問会社の信用度の分析に強く左右される場合があります。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に支払われる金利の定期的な調整を規定しています。投資対象ファンドは、変動利付債務証券（以下「フローター」といいます。）に投資し、信用スプレッド取引を行うことができます。信用スプレッド取引は、投資ポジションの価値が各証券または通貨の価格または金利（該当する方）間の差異の変動によって決定される場合の投資ポジションです。フローターの金利は変動金利であり、別の金利に連動し、定期的にリセットされます。

変動利付証券は、金利の上昇に対する一定の保護を投資対象ファンドに提供する一方、投資対象ファンドは、金利の低下も甘受することとなります。

一部の投資対象ファンドは、逆変動利付債務証券（以下「インバース・フローター」といいます。）に投資することができます。インバース・フローターの金利は、インバース・フローターが連動する市場金利とは逆方向に再設定されます。逆変動利付証券は、同程度の信用度を有する確定利付債と比べ、価格変動がより激しくなる可能性があります。

インフレ連動債

インフレ連動債は、確定利付証券であり、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整されます。指数測定インフレ率が低下した場合、インフレ連動債の元本価格は下方調整され、その結果、当該証券の支払利息（元本額がより少額なものに関して計算されます。）は減少します。米国財務省インフレ連動長期証券の場合、満期時の原債券元本の返済（インフレ率に応じて調整されます。）が保証されています。同様の保証を提供していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがあります。

インフレ連動債の価格は、実質金利の変動に応じて変動することが予想されます。実質金利は、名目金利とインフレ率との間の関係に連動しています。名目金利がインフレ率を上回る速度で上昇した場合、実質金利は上昇し、インフレ連動債の価格が下落します。短期的なインフレ率の上昇は価格の減少をもたらす場合があります。インフレ連動債の元本額の上昇分は、投資者が満期まで元本を受け取らなかった場合においても、課税対象の経常所得とみなされます。

転換証券および資本性証券

投資対象ファンドが投資する転換証券は、所定のまたは確定できる交換比率で裏付けとなる普通株式に転換または交換される債券、手形、無担保債券および優先株式から構成されます。転換証券は、転換可能な普通株式よりも高い収益を提供する場合があります。投資対象ファンドは、転換証券の発行体による当該証券の買戻し、裏付けとなる普通株式への転換または第三者への売却を認めることを求められる場合があります。

転換証券を有する投資対象ファンドは、転換証券の発行体が当該証券の転換を選択するかについてコントロールできない場合があります。当該発行体が転換することを選択した場合、当該選択は、投資対象ファンドが本来であれば選択していたであろう時期よりも前に当該発行体が転換を強いられることがあるため、投資対象ファンドのその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

一部の国々または会社は、有利な投資対象とみなされる場合がある一方、純粋な固定収入の機会は、不十分な供給または法律もしくは技術上の制限により魅力的でない場合もあれば、限定される場合もあります。その場合、投資対象ファンドは、かかる投資対象に対するエクスポージャーを得るため転換証券または資本性証券を検討する場合があります。

資本性証券は、通常、確定利付証券と比べて価格変動が大きいです。投資対象ファンドが所有する資本性証券の市場価格は、時として急激にまたは予測外に上昇する場合もあれば下落する場合もあります。資本性証券の価値は、資本性証券市場全体またはかかる市場に代表される特定の産業に影響を及ぼす要因により下落する場合があります。また、資本性証券の価値は、運用実績、借入比率および発行体の商品またはサービスの需要の減少といった発行体に直接的に関連する多くの理由により下落する場合があります。

偶発転換商品

偶発転換証券（以下「CoCo債」といいます。）は、規制上の資本限度額にリンクする一定の「トリガー」が生じた場合または発行金融機関の規制当局が継続企業としての当該事業体の継続可能性を疑問視した場合に株式への転換または元本の削減を意図するハイブリッド債券の一形態です。CoCo債は、発行金融機関およびその規制上の要件に応じた株式の転換または元本の削減という独自の特徴を有します。CoCo債に付随する追加のリスクの一部は、以下のとおりです。

損失吸収リスク：

CoCo債の特徴は、金融機関に課せられる特定の規制上の要件を充足するよう設計されてきた。特に、CoCo債は、その規制上の自己資本比率があらかじめ定められた水準を下回った場合または関連する規制当局が金融機関が存続不可能であるとみなした場合に発行金融機関の株式への転換または元本の削減を行う可能性があります。さらに、かかるハイブリッド債務証券は、所定の満期および完全な裁量によるクーポンを有していません。このことは、銀行をして損失を吸収させるため、金融機関の裁量においてまたは関連する規制当局の要請に応じてクーポンが取り消される可能性があることを意味します。

劣後証券：

CoCo債は、転換前に適切な自己資本比率の取扱いを提供するため、劣後債務証券の形式で発行されることが多いです。したがって、発行体の清算または解散が転換前に生じた場合、CoCo債の条件に関してまたはかかる条件に基づき生じるCoCo債の保有者（投資対象ファンド等）の当該発行体に対する権利および債権は、一般に、当該発行体の非劣後債務の全保有者の債権に劣後するものとされます。さらに、転換事由の後にCoCo債が発行体の裏付けとなる資本性証券に転換された場合、債務証券の保有者から資本性証券の保有者への転換により各保有者は劣後します。

予測不可能な要因に基づき変動する市場価格：

CoCo債の価値は予測不可能であり、多くの要因（（ ）発行体の信用度および／または当該発行体の適用される自己資本比率の変動、（ ）CoCo債の需給、（ ）全般的な市況および利用可能な流動性、ならびに（ ）当該発行体、その特定の市場または金融市場全体に影響を及ぼす経済、金融および政治情勢を含むがこれらに限られません。）の影響を受けます。

株式連動証券および株式連動債

投資対象ファンドは、その資産の一部を株式連動証券に投資することができます。株式連動証券は、単一の株式、一連の株式または株式指数のパフォーマンスに基づくリターンを有する私募発行デリバティブ証券です。株式連動証券は、多くの場合、他のデリバティブ商品の目的と大部分が同じ目的で利用され、他のデリバティブ商品に伴うリスクと大部分が同じリスクにさらされます。

株式連動債は、そのパフォーマンスが単一の株式、一連の株式または株式指数に連動する、企業または金融機関により一般的に発行される債券です。株式連動債の保有者は、通常、当該債券の満期時に、連動証券の元本成長に基づき元本の返済を受けます。株式連動債の条件には、保有者に対する固定金利または変動金利での定期的な利払いが規定される場合があります。株式連動債は株式に連動するため、連動証券の価値の下落に起因して満期時に元本を下回る額が返済される可能性があります。投資対象ファンドが外国の発行体により発行される株式連動債に投資する場合は、外国の発行体の債券および外貨建て証券に伴うリスクにさらされます。株式連動債は、債務不履行リスクおよびカウンターパーティ・リスクにもさらされます。

グローバルベースの証券

グローバルベースの証券への投資には、特別なリスクおよび考慮事項が伴います。投資対象ファンドの投資家は、グローバルベースの企業および政府により発行される証券に投資する可能性のある投資対象ファンドに伴う実質的なリスクを十分に考慮すべきです。これらのリスクには、次のものが含まれます。

- ・ 会計、監査および財務報告に関する基準の相違
- ・ 外国のポートフォリオ取引における一般的により高い手数料
- ・ 国有化、収用もしくは没収課税が行われる可能性
- ・ 投資規制または為替管理規制の不利な変更
- ・ 政情不安

各国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、設備投資、資源、自給率および国際収支等の点で投資者の国の経済とは有利にまたは不利に異なる可能性があります。証券市場、証券価格、利回りおよび特定の証券市場に関連するリスクは、それぞれ独自に変動する可能性があります。また、一部の証券ならびにかかる証券につき支払われる配当および利息は、外国税（かかる証券に関する支払いから源泉徴収される税金を含みます。）の課税対象となる場合があります。グローバルベースの証券は、多くの場合、国内証券と比べ、より少ない頻度および取引高で取引されるため、価格変動がより激しくなる可能性があります。グローバルベースの証券への投資はまた、国内投資と比べ、より高額な保管費用および外貨の換金に関する追加の取引コストを伴う場合があります。為替レートの変動は、外貨建てまたは外貨で価格設定された証券の価格にも影響を及ぼします。

一部の投資対象ファンドは、政府、その機関もしくは下部機関またはその他の政府関連機関により発行されるソブリン債に投資することもできます。ソブリン債の保有者は、かかる債券の債務繰延べへの参加および政府機関に対するローンの拡大を要請される場合があります。また、デフォルト債となったソブリン債を回収できる破産手続は存在しません。

新興国市場証券

投資対象ファンドは、発展途上国または「新興国市場」経済に経済的に結びつく発行体の証券（以下「新興国市場証券」といいます。）に投資することができます。証券の発行体または保証人が新興国に本社を置く場合または当該証券の決済通貨が新興国の通貨である場合、当該証券は当該国と経済的に結び付いています。

投資対象ファンド投資顧問会社は、新興国証券市場として適格であると自らが考える国を特定した上で当該国に投資する広範な裁量権を有します。新興国市場証券への投資を行う際に、投資対象ファンドは、相対的に低い一人当たり国民総生産を有する国および急速な経済成長の可能性がある国に着目します。新興国市場の国は、一般に、アジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカおよび欧州の発展途上国に位置します。投資対象ファンド投資顧問会社は、相対的な金利、インフレ率、為替相場、金融政策および財政政策、貿易および経常収支ならびに投資対象ファンド投資顧問会社が関連すると考える他の特定の要因に対する投資対象ファンド投資顧問会社の評価に基づき、投資対象ファンドの国および通貨構成を選定します。

新興国市場証券の追加のリスクには、（ ）社会、経済かつ政治的不確実性および不安定性がより深刻であること、（ ）政府による経済への介入がより大きいこと、（ ）政府による監督および規制がより緩慢であること、（ ）通貨ヘッジ技法が利用できないこと、（ ）新たに設立された小規模会社であること、（ ）発行体に関する重要な情報の入手不能をもたらす監査および財務報告基準が異なること、（ ）法制度が発展途上であることが含まれます。さらに、新興国証券市場は、異なる清算および決済手続を有している場合があります。それゆえ、証券取引量に対応することができず、またはその他当該取引を行うことが困難となる場合があります。決済に関する問題が生じた場合、投資対象ファンドは、魅力的な投資機会を逸し、投資までの間当該

投資対象ファンドの資産の一部を現金で保有し、または組入証券の処分が遅れる場合があります。かかる遅れは、当該証券の購入者に対し、責任を生じさせる可能性があります。

為替取引

投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ運用および投資を行う目的で、為替オプションおよび/または為替先物を売買することができ、また市場での為替レートの不利な変動のリスクを低減し、外貨に対するエクスポージャーを増大させ、または外貨の変動に対するエクスポージャーをある国から別の国へ変更する目的で、中央銀行により随時定められる制限に従い、直物または先渡しベースで為替取引を行うことができます。投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ運用を行う目的で、中央銀行により随時定められる技法および商品に加え、中央銀行により随時定められる制限および条件に従い、直物または先渡しベースで為替を売買することができます。

契約時に定められた将来の日付および価格で特定の通貨を売買する義務を伴う為替先渡契約は、投資対象ファンドが売却する通貨の変動に対する投資対象ファンドのエクスポージャーを低減し、契約期間中に投資対象ファンドが購入する通貨の変動に対するエクスポージャーを増大させます。投資対象ファンドの価格への影響は、ある通貨建ての証券を売却し、他の通貨建ての証券を購入した場合に類似します。通貨を売却する契約は、ヘッジされた通貨の価値が下落した場合に実現できる潜在的利益が限定されます。投資対象ファンドは、為替リスクに対しヘッジし、通貨エクスポージャーを増大させ、または通貨の変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨へ変更する目的で、これらの契約を締結することができます。適切なヘッジ取引は、いかなる状況においても利用可能となるわけではない可能性があり、投資対象ファンドがいつでもまたは随時かかる取引を行うとの保証はありません。また、かかる取引が成功せず、関連する外貨の有利な変動から投資対象ファンドが利益を得られる機会が減少する可能性があります。投資対象ファンドは、2つの通貨間の為替レートがプラスに相関している場合に、他の通貨(または一連の通貨)の価値の不利な変動に対しヘッジする目的で、特定の通貨(または一連の通貨)を使用することがあります。

イベント・リンク債

イベント・リンク債は、保険会社により設立された特別目的事業体が一般に発行する債務であり、災害保険契約の保険損害に結び付く利払いがなされます。トリガー・イベントに起因するものなどの大規模な保険損害は、利払いを減額し、元本の返済に影響を及ぼす可能性があります。イベント・リンク債は、債券の条件において定義されたトリガー・イベントの発生時に深刻なまたは全額の損失を被ることがあります。

イベント・リンク債は、通常、非投資適格の信用格付を有する(または格付が付与されていない場合にはこれと同等と考えられます。)。イベント・リンク債は、トリガー・イベントが生じる確率の計算値に基づき、信用格付機関により格付を付与される場合があります。いかなる場合も、投資対象ファンドは、各投資対象ファンドに関連する投資方針に定められる信用度基準を満たす債券のみに投資します。

イベント・リンク債で用いられるトリガー・イベントには、巨大な自然災害および人為的な巨大災害またはその他の事象(ハリケーン、地震、台風、雹嵐、洪水、津波、竜巻、暴風、異常気温、航空事故、火災、爆発、海難事故および特定レベルの物理的または経済的な損失(死亡率および寿命を含みます。))をもたらすその他の事象を含むが、これらに限られません。)が含まれることがあります。当該巨大災害の発生率および深刻度は、本質的に予測不可能であり、当該トリガー・イベントによる投資対象ファンドの損失は、重大なものとなるおそれがあります。当該トリガー・イベントの頻度および/または深刻度が高まる結果をもたらす可能性のある気候事象またはその他の事象(例えば、気候条件の変化は、様々な地理的地域において暴風雨、竜巻およびハリケーンならびに森林火災および洪水の頻度および激しさが増すことにつながる可能性があります。))は、投資対象ファンドに重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

イベント・リンク債は、実際の損失ではなく、損失額を確定するための様々なトリガー(ある企業もしくは業種の被る損失、モデル化された損失、業種別指数、科学機器の表示数値またはトリガー・イベントに関連するその他の特定のパラメーターを含むが、これらに限られません。)を利用することができます。トリガー・イベントの確率を計算するために使用されるモデリングは、正確でない場合があるか、またはトリガー・イベントが生じる可能性を過小評価している場合があり、損失リスクを増大させることがあります。

トリガー・イベントにより、債券の条件に指定される地域および期間において特定の金額を上回る損害が生じた場合、当該債券の条件に基づく債務は、当該債券の元本および経過利息に限定されます。トリガー・イベントが一切生じなかった場合、投資対象ファンドは、元本および利息を回収します。イベント・リンク債は、

トリガー・イベントが生じた場合またはその可能性がある場合に損失請求を処理し監査するため、強制的なまたは発行体の裁量において任意的な満期の延長について規定することが多いです。満期の延長は、ボラティリティを増大させる場合があります。特定のトリガー・イベントに加え、イベント・リンク債により、投資対象ファンドは、一定の予想外のリスク（発行体リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、不利な規制または管轄上の解釈および不利な租税上の影響を含むが、これらに限られません。）にもさらされる場合があります。イベント・リンク債は、トリガー・イベントが生じた場合、流動性がなくなる場合があります。投資対象ファンドのイベント・リンク債に対するエクスポージャーは、その投資目的および投資方針に従って制限されることになるが、単一のトリガー・イベントが複数の地理的領域および事業分野に影響を及ぼすおそれ、またはトリガー・イベントの頻度もしくは深刻度が予想を上回るおそれがあり、いずれも投資対象ファンドの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

差金決済契約および株式スワップ

差金決済契約（以下「CFD」といいます。）（シンセティック・スワップとしても知られます。）は、株式もしくは金融商品の価値もしくは価格またはかかる株式もしくは金融商品の指数の変動を参照して利益を保護し、または損失を回避するために利用されます。株式CFDは、一般的な株式投資の経済パフォーマンスおよびキャッシュ・フローを複製することが企図されたデリバティブ商品です。

CFDは、特に特定の証券に関し利用可能な先物契約が存在しない場合、または価格設定リスクもしくはデルタ/ベータ・ミスマッチのリスクにより指数オプションもしくは指数先物がエクスポージャーを得る方法として効率的とならない場合に、投資対象資本性証券への直接投資の代替として、または先物およびオプションの代替として、かつ、先物およびオプションと同一の目的で、利用することができます。

投資対象ファンドは、CFDおよびトータル・リターン・エクイティ・スワップ（エクイティ・スワップ）に投資することができます。CFDおよびエクイティ・スワップに内在するリスクは、取引において投資対象ファンドが取るポジションにより異なります。CFDおよびエクイティ・スワップを利用することにより、投資対象ファンドは、投資対象株式につき「ロング」ポジションを取る場合があります。この場合、投資対象ファンドは、投資対象株式の値上がりから利益を取得し、値下がりから損失を被ります。「ロング」ポジションに内在するリスクは、投資対象株式の購入に内在するリスクと同一です。逆に、投資対象ファンドは、投資対象株式につき「ショート」ポジションを取る場合もあり、この場合、投資対象ファンドは、投資対象株式の値下がりから利益を取得し、値上がりから損失を被ります。「ショート」ポジションに内在するリスクは、「ロング」ポジションに内在するリスクより大きいです。投資対象株式の価格がゼロになった場合の「ロング」ポジションの最大損失額には上限があるのに対し、「ショート」ポジションの最大損失額は投資対象株式の値上がり分となり、かかる値上がりは、理論的には上限がありません。

「ロング」または「ショート」のCFDまたはエクイティ・スワップのポジションは、投資対象証券の将来の方向性に関する投資対象ファンド投資顧問会社の意見に基づくことにご留意ください。かかるポジションは、投資対象ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、CFDおよびエクイティ・スワップの利用には、取引相手方に関するさらなるリスクが存在します。投資対象ファンドは、取引相手方が約束した支払いを行わないというリスクにさらされます。投資対象ファンド投資顧問会社は、この種類の取引に関与する取引相手方が注意深く選定され、かつ、カウンターパーティ・リスクが制限され、厳格に管理されることを確実にします。

デリバティブ

投資対象ファンドは、中央銀行が随時発行する制限およびガイドラインに従い、リスク管理目的でまたはその投資戦略の一環として、デリバティブ商品を利用することができる（ただし、その義務を負うものではありません。）。一般に、デリバティブは、その価値が原資産、基準金利または参照指数の価額に左右され、またはかかる価値から派生する金融契約であり、株式、債券、金利、通貨または為替相場および関連指数に関連する場合があります。投資対象ファンドが利用可能なデリバティブ商品の例として、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約（クレジット・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、フォワード・スワップ・スプレッドロック、スワップ契約のオプション、ストラドル、先物為替予約および仕組債を含みます。）が含まれます。ただし、いずれの場合も、かかる商品の利用により、（ ）譲渡可能証券、金融指数、金利、為替相場または通貨以外の商品に対するエクスポージャーが生じないこと、（ ）投資対象ファンドが直接的に投資する資産以外の原資産に対するエクスポージャーが生じないこと、および（ ）

投資対象ファンドがその投資目的から逸脱しないことを条件とします。投資対象ファンド投資顧問会社は、かかる戦略を用いないことを決定することができ、また、投資対象ファンドが利用するデリバティブ戦略が成功するとの保証はありません。

投資対象ファンドは、仕組債およびハイブリッド証券の売買、証券（ストラドルを含みます。）、証券指数および通貨のコール・オプションおよびプット・オプションの売買および先物契約の締結ならびに先物契約（ストラドルを含みます。）のオプションの利用を行うことができます。また、投資対象ファンドは、スワップ契約（金利、証券指数、特定の証券およびクレジット・スワップのスワップ契約を含むがこれらに限られません。）を締結することができます。投資対象ファンドが外貨建て証券に投資することができる場合、投資対象ファンドは、為替スワップ契約にも投資することができます。また、投資対象ファンドは、通貨、金利および証券指数に関しては、スワップ契約のオプションを含むスワップ契約を締結することができ、さらに、先物為替予約およびクレジット・デフォルト・スワップを実行することもできます。投資対象ファンドは、このような総合的な投資戦略の一環としてこれらの技法を利用することができます。

投資対象ファンドは、「エキゾチック」と区分されるデリバティブに投資することができます。具体的には、かかる投資対象ファンドの場合、かかるデリバティブは、バリア・オプションならびにバリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップとなります。バリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップは、為替相場、金利または株価といった原商品のボラティリティまたはバリエーションにより測定される変動率に付随するリスクをヘッジし、かつ／またはかかる変動率に付随するエクスポージャーを効率的に管理することができる店頭金融デリバティブであり、特定の資産の実現ボラティリティが現在の市場における予想と異なる可能性が高いと投資助言者が考える場合等において利用することができます。バリア・オプションは、一種の金融オプションで、関連する契約に基づく権利を行使するオプションが原資産が予定価格に到達またはこれを上回ったか否かに左右されます。バリア・オプションの追加の構成要素として、トリガーまたはバリアがあり、「ノックイン」オプションの場合、予定価格に到達した場合、バリア・オプションの購入者に対して支払いがなされます。反対に、「ノックアウト」オプションの場合、契約期間中にトリガーに到達しなかった場合のみ、当該オプションの購入者に対して支払いがなされます。バリア・オプションは、特定の資産の価格が水準を上回る確率が現在の市場における予想と異なる可能性が高いと投資助言者が考える場合等において利用することができます。

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドのためにデリバティブ戦略を用いた際に、金利、市場価格またはその他の経済的要因を不正確に予想した場合、投資対象ファンド投資顧問会社が当該取引を一切実行しなければ当該投資対象ファンドはより有利なポジションを得ていた可能性があります。かかる戦略の利用は、一定の特別なリスク（デリバティブ商品の価格変動と、関連する投資対象の価格変動との間に不完全な相関関係が生じる可能性、または相関関係が一切生じない可能性を含みます。）を伴います。デリバティブ商品を含む戦略の中には、損失リスクを軽減させることができるものがある一方、（ ）関連する投資対象の有利な価格変動を相殺することにより、もしくは（ ）本来であれば有利となったであろう時期に投資対象ファンドが組入証券を売買することができない可能性により、または（ ）投資対象ファンドが不利な時期に組入証券を売却する必要性の可能性および投資対象ファンドがデリバティブ・ポジションを手仕舞いまたは清算することができない可能性により、利益を得る機会を減少させ、または損失を生じさせる可能性があるものがあります。

投資対象ファンドによるスワップ契約およびスワップ契約のオプションの利用の成功は、一定の種類の投資対象が他の投資対象よりも高いリターンを生み出す可能性が高いかを正確に予想する投資対象ファンド投資顧問会社の能力に左右されます。スワップ契約は、両当事者間の契約であり、期間が7日を超える場合がありますことから、流動性がない投資対象とみなされる場合があります。さらに、投資対象ファンドは、スワップ契約の取引相手方の債務不履行または破産が生じた場合、スワップ契約に基づき受領する予定であった金額を失うリスクを負います。スワップ市場は、比較的新しい市場であり、そのほとんどが規制されていません。スワップ市場の発展（潜在的な政府の規制を含みます。）が既存のスワップ契約を終了させ、または同契約に基づき受領される金額を換金する投資対象ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドが利用するスワップは、英文目論見書補遺に記載される関連投資対象ファンドの投資方針と一致します。

スワップ契約は、期間が数週間から1年超にわたる両当事者間の契約です。標準的なスワップ取引において、両当事者は、あらかじめ定められた特定の投資対象または商品から得られるまたは実現されるリターン

（またはリターン率の差）（利率要因を調整する場合があります。）を交換することに合意します。両当事者間で交換または「スワップ」される総リターンは、一般に、「想定元本」（すなわち、特定の利率で、特定の外貨または特定の指数を表章する証券のバスケットに対して特定の通貨の金額を投資した場合のリターンまたは価値の上昇）について算定されます。「クアント」または「ディファレンシャル」スワップは、金利および通貨取引の両方を統合したものです。スワップ契約の他の形式には、（ ）プレミアムの支払いを対価として、一方当事者が相手方当事者に対し、金利が特定の利率、すなわち「キャップ」を上回った場合に支払いを行うことに同意する金利キャップ、（ ）プレミアムの支払いを対価として、一方当事者が相手方当事者に対し、金利が特定の利率、すなわち「フロア」を下回った場合に支払いを行うことを同意する金利フロア、および（ ）一定の上限および下限を超えて金利が変動した場合に備えて、ある当事者がキャップを売却してフロアを購入するか、またはその逆を行う金利カラーが含まれます。

投資対象ファンドは、デフォルト・スワップ契約を締結することができます。クレジット・デフォルト契約の「買主」は、対象となる参照債務に債務不履行事由が生じていないことを条件として、「売主」に対して契約期間にわたる一連の定期的な支払いを行う義務を負います。債務不履行事由が生じた場合、売主は、当該参照債務と引換えに、当該参照債務の名目元本（すなわち「額面価額」）の全額を買主に支払わなければなりません。投資対象ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ取引において、買主または売主のいずれにもなることができます。投資対象ファンドが買主の場合で、債務不履行事由が生じていない場合、当該投資対象ファンドは、その投資額を失い、一切回収しません。しかしながら、債務不履行事由が生じた場合、当該投資対象ファンド（買主の場合）は、価値が少額であるかまたは価値がない可能性のある参照債務の名目元本の全額を受領します。売主として、投資対象ファンドは、債務不履行事由が生じないことを条件として、契約期間（通常、6 か月から3 年間まで）にわたり固定料率の収入を受領します。債務不履行事由が生じた場合、売主は、参照債務の名目元本の全額を買主に支払わなければなりません。

仕組債は、確定利付商品と一連のデリバティブ構成要素を組み合わせたデリバティブ債券です。それゆえ、債券のクーポン、平均残存期間および／または償還価格は、様々な指数、株価、為替相場、モーゲージ・バック証券の期限前償還率等の変動にさらされる可能性があります。

ハイブリッド証券は、2 つ以上の金融商品を組み合わせた証券です。ハイブリッド証券は、一般に、従来型株式または債券をオプションまたは先物為替予約と組み合わせます。一般に、ハイブリッド証券の満期または償還時に支払われる元本額または利息は、ある通貨の価格、証券指数、別の金利または他の経済的要因（それぞれを、以下「ベンチマーク」といいます。）に（プラスまたはマイナスで）結び付く。ハイブリッド証券の満期時に支払われる利息または元本額は、ベンチマークの価額変動に左右され、上昇する場合もあれば下落する場合もある（元本額については、この点が多くは確定利付証券と異なります。）。

投資対象ファンドによるデリバティブ商品の利用には、証券およびその他のより伝統的な投資対象への直接投資に伴うリスクとは異なる（場合によってはこれより大きい）リスクが伴います。以下に、投資対象ファンドが利用することのできる一切のデリバティブ商品に関連する重要なリスク要因を概説します。

運用リスク：デリバティブ商品は非常に専門性の高い商品であるため、株式および債券に関連するものとは異なる投資技法およびリスク分析を要します。デリバティブの利用は、あらゆる潜在的な市況におけるデリバティブのパフォーマンスを監視することなく、原商品のみならずデリバティブ自体の理解を要します。

信用リスク：デリバティブ商品の利用には、契約の他方当事者（通常「カウンターパーティ」と呼ばれます。）が要求される支払いを行わないことまたはその他契約条件を遵守しないことに起因して損失が生じるというリスクが伴います。また、クレジット・デフォルト・スワップは、投資対象ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの対象企業の信用度を正しく評価しなかった場合に損失が生じる可能性があります。店頭デリバティブもまた、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクを伴います。上場デリバティブに関する主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度です。

流動性リスク：流動性リスクは、特定のデリバティブ商品の購入または売却が困難な場合に生じます。デリバティブ取引の規模が特に大きいかまたは関連する市場が（非公開で相対取引されるデリバティブの多くの場合と同様に）流動性を欠く場合、有利な時期または価格で取引を開始するかまたはポジションを清算することができない可能性があります。

エクスポージャー・リスク：一部の取引は、エクスポージャーを生じる可能性があります。かかる取引には、特に、リバース・レボ契約および発行日取引証券、後日引渡証券または買付予約証券の利用が含まれます。デ

デリバティブの利用にはエクスポージャー・リスクが伴う場合があるものの、デリバティブの利用により発生する一切のエクスポージャーは、中央銀行の要件に従い高度なリスク測定手法を用いてリスク管理されます。利用可能性の欠如：一部のデリバティブ商品の市場は比較的新しく、発展途上にあるため、リスク管理またはその他の目的での適切なデリバティブ取引は、いかなる状況においても利用可能となるわけではない可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社は、ある契約の満了時に、類似の契約を締結することによりデリバティブ商品における投資対象ファンドのポジションを維持しようとする場合があるが、当初の契約の取引相手方が新規契約の締結を望まず、他の適切な取引相手方も見つからなかった場合は、これを行えない可能性があります。投資対象ファンドがデリバティブ取引をいつでもまたは随時行えるとの保証はありません。デリバティブを利用する投資対象ファンドの能力は、特定の規制上および税務上の考察によっても制限される可能性があります。

市場リスクおよびその他のリスク：デリバティブ商品は、他の大部分の投資対象と同様、かかる商品の市場価格が投資対象ファンドの利益を損なうような形で変動するというリスクを伴います。投資対象ファンド投資顧問会社が、投資対象ファンドのためのデリバティブの利用において、証券、通貨もしくは金利の価値またはその他の経済要因の予想を誤った場合、投資対象ファンドは、かかる取引を一切行わなければより有利なポジションを得ていた可能性があります。デリバティブ商品を含む戦略の中には、損失リスクを軽減させることができるものがある一方、他の投資対象ファンドの投資対象の有利な価格変動を相殺することにより、利益を得る機会を減少させ、または損失を生じさせる可能性があるものがあります。投資対象ファンドはまた、特定のデリバティブ取引に関連する相殺ポジションまたは資産カバレッジの維持を法的に要求されることに起因して、不利な時期または価格での証券の売買を余儀なくされる場合があります。

デリバティブの利用に伴うその他のリスクには、デリバティブの価格設定の誤りまたは不適切な評価およびデリバティブが原資産、参照レートまたは参照指数と完全には関連しないことが含まれます。デリバティブの多く、特に非公開で相対取引されるデリバティブは複雑であり、多くの場合主観的に評価されます。不適切な評価は、取引相手方に対する支払要件の増加または投資対象ファンドの価格の下落を招く可能性があります。また、デリバティブの価格は、密接に追従することが企図された原資産、参照レートまたは参照指数の価格と完全にはまたは全く関連しない可能性があります。さらに、投資対象ファンドは、デリバティブの利用により、かかる商品を利用していなかった場合と比べ、より高額な短期キャピタルゲイン（一般的に、通常の所得税レートで課税されます。）を実現する可能性があります。

発行日決済取引、特約日決済取引および先物コミットメント取引

投資対象ファンドは、投資目的で、かつ／またはポートフォリオの効率的運用を目的として、自身が発行時決済ベースで購入する資格がある証券を購入すること、特約日決済のためにかかる証券を売買すること、および通常の決済時期を過ぎた将来のある日付において確定価格でかかる商品を購入する契約（先物コミットメント）を締結することができます。かかる購入額が未払いとなっているとき、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社が流動性があると決定した資産を、購入価格を十分に満たす金額で決済日まで分離した上で維持します。発行時決済取引、特約日決済取引および先物コミットメントは、証券の価値が決済日前に下落した場合に損失リスクを伴います。このリスクに加え、投資対象ファンドの他の資産の価値が下落するリスクもあります。通常、証券の引渡しが行なわれる前に投資対象ファンドが購入を約束した証券からは収益は生じないが、投資対象ファンドは、かかるポジションをカバーするために自身で分離していた証券から収益を得る場合があります。

譲渡可能な非流動的証券

一定の流動性のない証券は、投資対象投資法人取締役の監督の下誠実に決定される公正価格での価格設定が必要な場合があります。投資対象ファンド投資顧問会社は、流動性のない証券を処分するのに大幅に遅延する場合があります。流動性のない証券の取引は、流動性のある証券の取引に要するものよりも高額な登録費用およびその他の取引費用を伴う場合があります。この目的において、「流動性のない証券」とは、投資対象ファンドが証券を評価した金額と同等の価格で、通常の業務過程において7日以内に処分することができない証券を意味します。

預託証券

米国預託証券（以下「ADR」といいます。）、グローバル預託証券（以下「GDR」といいます。）および欧州預託証券（以下「EDR」といいます。）は、ADR、GDRまたはEDRを発行した保管銀行に一定の数の株式が預託さ

れたことを証明する記名式の譲渡可能証券です。ADRは米国の取引所および市場において、GDRは欧州および米国の取引所および市場において、EDRは欧州の取引所および市場において取引されます。

地方債リスク

投資対象ファンドは、その資産の大部分を教育、医療、住宅、交通機関および公共事業に関するもの等と同様のプロジェクトの債券、産業開発債または一般財源債に投資する場合（特に、発行体が単一の地方に大きく集中している場合）、経済情勢、事業展開または政治情勢の悪化に対してより敏感である場合があります。これは、地方債の価値が特定の発行体の地方の政治、経済、法律および立法の現実または地方セクターの事象によって著しく影響を受けるためです。また、国税率の大幅な変更または関連する立法機関における同主題に関する深刻な議論は、地方債の価格を下落させる可能性があります。地方債に対する需要は、投資者の不課税所得の価額により強く影響を受けます。所得税率の引下げは、地方債を所有する利点を減少させる可能性があります。同様に、病院セクターといった特定のセクターに関連する規制の変更は、ある部分の市場についての収益の源泉に影響を及ぼす可能性があります。地方債は、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにもさらされます。

金利リスク：地方債の価格は、他の確定利付証券と同様、一般的な市場において金利が上昇した場合は下落する可能性が高いです。逆に金利が下落した場合、債券価格は通常上昇します。

信用リスク：借り手が期日の到来した元利金の返済を行えなくなるというリスク。地方債に投資する可能性のある投資対象ファンドは、発行体の債務返済能力に依拠する可能性があります。これにより、投資対象ファンドは、地方債の発行体が財務上不安定となるか、または多額の債務を負い、その義務履行能力が損なわれるという信用リスクにさらされます。短期から中期にかけて多額の債務返済要件を有している地方債の発行体、格付を有さない発行体ならびに追加の費用を負担するに十分となる資本および流動性を有していない発行体は、最もリスクが高いです。より質の低い地方債または高利回りの地方債に投資する可能性のある投資対象ファンドは、地方債市場における不利な信用事由の影響をより受けやすい可能性があります。破綻した地方自治体の扱いはより不確実であり、社債と比べ、地方債の保有者の方がより不利となる可能性が高いです。

流動性リスク：投資者が売却を望んだ時に買い手を見つけることが困難となり、市場価格より割安で売却せざるを得なくなるというリスク。地方債市場では流動性が損なわれる場合があり、主に地方債に投資する投資対象ファンドは、地方債を適時に売買することが困難となる可能性があります。流動性は、金利事由、信用事由または一般的に不安定な需給バランスに起因して損なわれる場合があります。これらの不利な動きに起因して、投資対象ファンドは、より多くの買戻請求を受けることがあります。特定の発行体および当該時点の経済情勢により、地方債はボラティリティがより高い投資対象と見なされる可能性があります。

一般的な地方債市場リスクに加え、様々な地方債セクターにより、様々なリスクにさらされる可能性があります。例えば、一般的な債券は、債券を発行する地方自治体の十分な信頼、信用および税金回収能力により保証されます。このため、適時の返済は、税収を得、財務上安定した予算を維持する地方自治体の能力に左右されます。適時の返済はまた、未払年金債務またはその他の従前の従業員給付制度（OPEB）の債務の影響も受けます。

収益債券は、特別な税収またはその他の収益源により保証されます。特定の収益が実現しなかった場合、かかる債券の返済は行われない可能性があります。

民間活動債は、また別の種類の地方債です。地方自治体は、民間企業による利用を目的とした工業施設の開発資金を調達するために民間活動債を利用します。元利金の返済は、かかる開発の恩恵を受ける民間企業により行われ、このことは、民間活動債の保有者が、民間発行体が民間活動債につき履行を怠るというリスクにさらされることを意味します。

道義的支払保証債券は、通常、特別目的公的法人により発行されます。かかる公的法人が債務不履行に陥った場合、返済は、法的義務ではなく「道義的な義務」となります。道義的支払保証債券の保有者は債務不履行が生じた場合に償還請求権を殆どまたは全く有さないため、債務不履行が生じた場合の返済に対する法律上強制執行可能な権利の欠如は、道義的支払保証債券の保有者を特別なリスクにさらす。

地方債は一般的な地方債に類似するものの、通常は短期となります。地方債は一時的な資金調達を行うために利用され、予想される収益が実現されなかった場合は返済が行われない可能性があります。

政治リスク／紛争リスク

近年、様々な国で大きな内紛が起きており、場合によっては内戦となっており当該国の証券市場に悪影響を及ぼしていることがあります。加えて、戦争行為やテロ行為、その他の政治動向による新たな騒乱の発生は排除することができません。一見すると安定している体制であっても、混乱が生じたり、思いも寄らない政策の転換が行われたりすることがあります。国有化、収用もしくは没収の課税、通貨の使用制限、政変、政府規制、政治的、規制上、社会的不安定性や不確実性、または、制裁その他の類似の措置の発動を含む外交上の出来事は、投資対象ファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。中央による計画的な社会主義経済から、より市場志向の強い経済への移行は、多くの経済的・社会的な混乱や歪みをももたらしています。さらに、かかる移行を達成し維持するために必要な経済的、規制上および政治的イニシアティブが継続される保証はなく、仮にそのようなイニシアティブが継続され維持されるとしても、それが成功する保証、またはそのようなイニシアティブが外国の（または国民以外の）投資家に利益をもたらす続ける保証もありません。インフレ・インデックス商品などの一定の商品は、債務者でもある政府（または政府の影響下にある団体）がとりまとめた対策に依存することがあります。

上記についての最近の例としては、ヨーロッパではロシアとウクライナの間で、中東ではハマスとイスラエルの間で続いている武力衝突の関連で生じている紛争、人命の損失および災害があり、こういった移行の最中にある国の例としてはベネズエラがあります。こういった紛争、関連する制裁・報復措置の規模、期間、影響を確定することは困難であり、地域経済や世界経済、一定の証券・商品・通貨の各市場に重大な悪影響を及ぼすなど、重大な影響を地域に及ぼす可能性があります。軍事衝突の内容によっては、エネルギーや金融サービス、防衛など多くの分野で事業を展開する世界中の企業が影響を受ける可能性があります。これらの影響により、一定の市場、投資先、サービス・プロバイダー、またはカウンターパーティへのアクセスが制限されたり、全くアクセスできなくなったりする可能性があります。その結果、該当する地域と経済的に結び付いている証券および商品への投資対象ファンドの投資に悪影響が及ぶ可能性があり、これには価値の下落や流動性の低下が（これらに限らず）含まれます。ボラティリティの増加、為替の変動、流動性の制約、カウンターパーティのデフォルト、評価と決済の困難性、およびそのような紛争に起因する運営リスクも、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。このような事象が発生した場合、これまでは歴史的に「低リスク」とされた戦略が、かつてないボラティリティおよびリスクを伴う形で実行される可能性があります。

さらに、新たな制裁が発動されたり、以前に緩和された制裁が再び発動された場合（移行中の国に関する制裁も含みます。）、当該制裁は、特に制裁対象国の通貨安や当該国もしくは当該国で設立された企業の信用格付けの格下げ、禁止されている資産に投資している資産、証券、資金の即時凍結、証券価値の下落、証券、財産または持分の流動性の低下、および／または制裁対象国の経済に対する他の悪影響をもたらす可能性があります。当該制限に従うことで、投資対象ファンドが一定の投資を追求できなくなったり、当該投資または売却の完了に関して遅延その他の支障が生じたり、不利な条件での投資の売却または凍結が必要になったり、パフォーマンスの低い投資の売却が実行不可能になったり、投資対象ファンドの投資目的の達成能力に悪影響となったり、投資対象ファンドが本来受け取るべき支払いを受けられなくなったり、投資対象ファンドの調査費用その他類似の費用が増加したり、影響下にある投資の評価が困難になったり、または投資対象ファンドがそういった制限がない場合よりも不利な条件で投資を完了する必要性が生じたりする可能性があります。こうした結果のいずれかが、当該投資に関する投資対象ファンドのパフォーマンス、ひいては投資対象ファンド全体のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

ロシア証券への投資に関する特別なリスク

ロシア証券への投資は、投資対象ファンドの主たる投資集中を構成するものではなく、むしろ、投資対象ファンドがその投資裁量においてその資産の一部をロシアに位置する発行体の証券に投資することができるセクターを構成するものです。前記「証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」における「新興国市場リスク」と題する項に開示されるリスクに加え、ロシア発行体の証券への投資は、特に高度のリスクおよび先進国市場への投資に付随しない特別な考慮事項を伴う場合があり、その多くがロシアの継続的な政治および経済的な不安定性およびその市場経済の緩慢な発展から生じています。特に、ロシアへの投資は、ロシア以外の国が経済制裁を課する場合があるというリスクにさらされており、これは、エネルギー、金融業および防衛を含む多くのセクターの会社に影響を及ぼす場合があり、ひいては、特に、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび／またはその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、（投資対象ファンドがロシアに結び付く一定の投資対象の取引を禁止された場合等において）一定の投資対象は流動性に

欠ける場合があります、その結果、当該投資対象ファンドは、投資主の買戻しに応じるため、不利な時期または価格において他の保有ポートフォリオの売却を余儀なくされる可能性があります。かかる制裁は、投資対象ファンドにサービスを提供する非ロシア事業体がロシア事業体と取引することを妨げる可能性もあります。かかる状況において、投資対象ファンドは、投資対象ファンドの確定利付証券の保有に関連して支払期日が到来している支払い等、一定の投資対象に関して支払期限が到来している支払いを受領することができません。一般に、ロシア証券への投資は非常に投機的とみなされるべきです。かかるリスクおよび特別な考慮事項は、（a）ロシアの株式登録および保管システムから生じるポートフォリオ取引の決済遅延および損失リスク、（b）ロシアの経済体制における汚職、インサイダー取引および犯罪の蔓延、（c）公開情報量が限られていること等に基づき、多くのロシア証券の正確な市場評価を得ることが困難であること、（d）特に多額の企業内債務を含む場合があるロシア会社の全般的な財務状態、（e）一貫性に欠け、遡及効を有し、かつ／または法外な税制を防止するためにロシア税制が改正されないというリスク、または改正された税制が新たな税法と合致せず、かつ新たな税法の予測不能な施行を生じさせるというリスク、（f）ソビエト連邦の解体以降実施されている経済改革プログラムの支援について、ロシア政府または他の執行機関もしくは立法機関が継続しないことを決定するというリスク、（g）ロシア全体に適用されるコーポレート・ガバナンス規定の欠如、ならびに（h）投資者保護に関する規定および規制の欠如を含みます。

ロシア証券は、発行体の登録機関が保有する株主名簿に記録される所有権とあわせて記帳形式で発行されます。譲渡は、登録機関の帳簿への記入により実行されます。株式の譲受人は、発行体の株主名簿に自己の氏名が記載されるまで株式に関して所有権を有しません。ロシアにおいて、保有株式の登録に関する法律および慣行は十分に発展しておらず、株式の登録遅延または不登録が生じる可能性があります。他の新興国市場と共通して、コーポレート・アクション情報の発表または公開について、ロシアは中央当局を有していません。したがって、投資対象ファンド保管会社は、コーポレート・アクション通知の配布に関する完全性または適時性を保証することはできません。

中国証券への投資に関する特別なリスク

中国証券または中国に経済的に関係する証券への投資は、投資対象ファンドの主たる重点投資先となるわけではなく、むしろ、投資対象ファンドがその投資裁量において投資することができる一セクターを構成するに過ぎませんが、投資対象ファンドは、その資産の一部を中華人民共和国（以下「中国」といい、本開示の目的上、本書に別途示されない限り、香港、マカオおよび台湾を除きます。）に所在する発行体の証券に投資する場合があります。かかる投資は、中国適格外国機関投資家プログラム（以下「F」プログラムといい、最近の中国における規制法の発展により1つのプログラムに統合された適格外国機関投資家（「QF」）プログラムおよびRMB適格外国機関投資家（「RQF」）プログラムを含みます。）を含みますがこれらに限定されない、様々な市場アクセスプログラムを通じて行われます。前記「証券、デリバティブおよび投資技法の特性およびリスク」における「新興国市場リスク」と題する項に開示されるリスクに加え、中国発行体の証券への投資は、一般的に先進国市場への投資に付随しない、特に高度なリスクおよび特別な考慮事項を伴う可能性があります。

かかる追加のリスクは、（a）異常な成長に起因する非効率性、（b）一貫して信頼性のある経済データが利用不能であること、（c）潜在的な高インフレ率、（d）輸出および国際貿易への依拠、（e）比較的高いレベルの資産価格のボラティリティ、一時停止リスクおよび証券の決済が困難であること、（f）潜在的な流動性不足および限定的な外国人投資家による利用可能性、（g）小規模な市場資本、（h）地域経済との競争の激化、（i）特に、為替ヘッジ商品の相対的な欠如および現地通貨を米ドルその他通貨に換算する能力の抑制を考慮した、為替レートの変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、（j）多くの中国の会社は比較的小規模であり、運用歴が欠如していること、（k）証券市場、保管の取決めおよび商取引の法的枠組みおよび規制上の枠組みが発展的な性質を有していること、（l）当該投資を行うためのFプログラムおよび他の市場アクセスプログラムのルールおよび規則に関する不確実性および変更可能性、（m）中国政府による当該経済改革を引き続き進める旨の約束、（n）市場の混乱時に、中国の規制当局が中国発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取引停止を許可する）可能性があり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があること、（o）中国発行体の財務諸表の質に関する異なる規制要件および監査要件、（p）中国で行われる監査の質を検査する能力、特に公開会社会計監視委員会（以下「PCAOB」といいます。）が中国に所在するPCAOB登録の会計事務所を検査するアクセスがないことでこれが制限されること、（q）非米国企業および非米国人

に対する米国当局の強制執行能力が制限されること、ならびに（「r」）法律上の問題として、投資家の権利および救済が制限されることを含む（が、これらに限りません。）。

さらに、より発展した国際市場に比べて、中国の証券市場における規制および執行に係る活動の水準は低くなります。これらは潜在的に、関連する規制の解釈および適用における一貫性の欠如ならびに規制機関が、市場参加者に対する事前の相談または通知なく、既存の法律を即座に、もしくは速やかに変更するか、または、新規の法律、規則、規制もしくは方針を導入する（かかる変更または導入により投資対象ファンドのその投資目的または投資戦略を追求する能力が厳格に制限される可能性があります。）リスクとなる可能性があります。また、中国への外国投資の抑制および投資済み資本の本国送金に対する制限も存在します。F プログラムにおいては、特に、投資範囲、投資割当て、資金の本国送金、外国人株式保有制限および勘定の構成を含みますが、これらに限らない側面に関して一定の規制上の制限が存在します。関連するF 規制が最近改定され、F による国内投資および資本管理に係る一定の規制上の制限が緩和（投資割当て制限の撤廃および投資収益の本国送金ルーティーンの簡略化を含みますがこれらに限りません。）されましたが、これは比較的新しい進展であるため、実施した場合に、特に初期の段階でどのような効果があるのかについては不透明です。一方で、最近改正されたF 規則は、なかでも情報開示の点においてF に対する継続的な監督を強化しています。特に、F は、対象となる顧客（F プログラムを通じて中国の証券に投資する投資対象ファンドなど）が中国の利害関係開示規則（例：5%の実質株主報告義務ならびに関連当事者およびF プログラムおよびストックコネクト（以下に定義します。）を含む様々なアクセスチャネルに基づく保有資産に適用される合算）を遵守することを確保し、かかる対象となる投資者の代わりに要求された開示を行うことを要求されます。

中国の規制上の要件により、投資対象ファンドの中国に關係する証券もしくは商品に投資する能力が制限される可能性および／または中国に關係する証券もしくは商品におけるその持分を清算することを要求される可能性があります。証券の価格が低水準にあるときなどの一定の場合において、かかる清算により投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。さらに、中国の証券取引所は、一般的に、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有しています。中国政府または関連する中国の規制機関は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある政策を実施する可能性もあります。かかる停止、制限または政策は、投資対象ファンドの投資パフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

中国の政治的な環境は近年比較的安定していますが、かかる安定が将来にわたって維持される保証はありません。新興市場として、多くの要因（富裕層と貧困層との間の格差の拡大または農業不安および既存の政治構造が不安定であること等）によりかかる安定に影響が及ぶ可能性があり、中国に経済的に關係する証券および商品へ投資する投資対象ファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。政治的不安定、軍事介入および政治汚職は、市場および経済改革、民営化および貿易障壁の撤廃への好ましい傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱が生じる可能性があります。

中国は、共産党に支配されています。中国への投資は、政府による経済統制および経済への関与の強化に付随するリスクにさらされます。中国の通貨は、市場によって決定されるレベルではなく、対米ドルの人為的なレベルで管理されています。この種のシステムにより、通貨が突然かつ大幅に調整される可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響が及ぶ可能性があります。中国は、自国通貨を外国通貨に自由に転換することを制限する場合もあります。通貨の本国送金制限により、特に買戻請求に関して、中国に關係する証券および商品の流動性が比較的低くなるという影響が及ぶ可能性があります。さらに、中国の政府は、資源配分および金融政策への直接的および重大な関与、外国通貨建て債務の支払統制ならびに特定の産業および／または会社に対する優遇措置の提供により、経済成長を著しく統制しています。中国における経済改革プログラムは成長に寄与していますが、かかる改革が継続する保証はありません。

中国は歴史的にみて干ばつ、洪水、地震および津波等の自然災害が起こりやすいとされており、地域経済は今後、かかる環境上の事由による影響を受ける可能性があります。したがって、投資対象ファンドの中国への投資は、かかる事由のリスクにさらされます。さらに、中国と台湾の間には特に注意を要するものであり、中国と台湾の交戦は、投資対象ファンドの中国への投資にリスクをもたらす可能性があります。

税法の適用（例えば、配当または利息支払いに対する源泉徴収税の賦課）または没収課税もまた、投資対象ファンドの中国への投資に影響を及ぼす可能性があります。中国に経済的に關係する証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が常に明確ではないため、投資対象ファンド投資顧問会社は、中国に経済的に關係する証券および商品の処分または保有から得られる実現利益および未実現利益を留保することにより、当該

証券および商品に投資する投資対象ファンドに対するキャピタル・ゲイン税への備えを行う場合があります。かかるアプローチは、現在の市場慣行および適用される税務規則に関する投資対象ファンド投資顧問会社の理解に基づくものです。市場慣行または適用される税務規則に関する理解が変わった場合、留保される金額が、実際に負担する税金に対して多すぎるか、または、少なすぎることを示す可能性があります。投資対象ファンドの投資家は、中国の税金に関する法令の変更によりその投資に悪影響が及ぶ可能性があることを認識すべきです。かかる法令は、遡及効果をもって適用されることがあり、また、常に流動的な状態にあり、長期にわたって常に変更されます。

さらに、中国の証券市場(上海証券取引所(以下「SSE」といいます。)、深圳証券取引所(以下「SZSE」といいます。))および北京証券取引所を含みます。)は、成長期および変革期を経ており、これにより、取引の決済および記録ならびに関連する規制の解釈および適用が困難となる可能性があります。

最後に、他の通貨による投資に伴うリスクに加えて、人民元による投資に伴う追加のリスクが存在します。

中国銀行間債券市場へのアクセス

投資対象ファンドは、中国の関連する規制または当局により許容される範囲で、また、関連する投資対象ファンドの募集書類を遵守することを条件として、中国人民銀行(以下「PBOC」といい、上海の本店を含みます。))が発行した関連規則(公告2016年第3号およびその施行規則(以下「CIBM規則」といいます。))を含みますが、これらに限りません。)を遵守し、PBOCに申請書を提出することにより、投資割当制限に従うことなく、中国銀行間債券市場(以下「CIBM」といいます。))(直接的アクセス制度(以下「CIBMダイレクト・アクセス」といいます。))および/またはボンドコネクトを含みます。)で取引される許容される確定利付商品に直接投資することもできます。

CIBM規則に基づく投資に関して割当限度は存在しませんが、投資対象ファンドは、その投資規模を増やすことを想定する場合はPBOCに追加の届出を提出する必要があります。PBOCがコメントを行ったり、変更を求めたり、または、当該追加届出を受理する保証はありません。要求された場合、投資対象ファンド投資顧問会社または投資対象ファンド副投資顧問会社はPBOCの指示に従い、かかる指示に応じて関連する変更を行う必要があります。想定する投資規模の増大についての追加届出がPBOCによって受理されない場合、投資対象ファンドのCIBMダイレクト・アクセスを通じた投資能力は限定的となり、その結果、投資対象ファンドのパフォーマンスは不利な影響を受ける可能性があります。

市場のボラティリティおよびCIBMにおける特定の債務証券の低取引量に起因する流動性の潜在的な欠如により、当該市場で取引される特定の債務証券の価格が著しく変動する可能性があります。したがって、かかる市場に投資を行う投資対象ファンドは、流動性リスクおよびボラティリティ・リスクにさらされます。かかる債務証券の価格の買呼値と売呼値の間のスプレッドが大きくなる可能性があるため、投資対象ファンドは多額の取引費用および換金費用を負担する可能性があります。また、当該投資対象の売却時に損失を被る可能性もあります。

投資対象ファンドがCIBMへ投資を行う範囲で、投資対象ファンドは、決済手続きおよび取引相手方の債務不履行に付随するリスクにさらされる可能性もあります。投資対象ファンドと取引を行った取引相手方が、関連する有価証券の引渡しまたは対価の支払いによる取引決済義務を履行しない可能性があります。

関連する中国の当局がCIBMにおける口座開設または取引を停止する極端な状況では、投資対象ファンドのCIBMへ投資を行う能力は制限され、その結果、投資対象ファンドは相当な損失を被る可能性があります。

PBOCは、国内の決済代理人およびCIBM規則に基づく投資対象ファンドの取引を継続的に監督し、CIBM規則の不遵守があった場合は、関連する行政上の措置(投資対象ファンドならびに/または投資対象ファンド投資顧問会社および/もしくは投資対象ファンド副投資顧問会社(場合に応じて)に対する取引の停止および強制手仕舞い等)を講じることができます。

ストックコネクトを通じた投資

投資対象ファンドは、上海 - 香港相互株式投資制度および深圳 - 香港相互株式投資制度(以下、総称して「ストックコネクト」といいます。))を通じて、SSEまたはSZSEに上場され取引される適格証券(以下「ストックコネクト証券」といいます。))に投資することができます。ストックコネクトは、非中国人投資家(例えば投資対象ファンドなど)が、香港のブローカーを通じて、一定の中国上場株式を購入することが可能な制度で、ストックコネクトを通じた証券の購入は、市場全体の1日あたりの割当限度の対象とされることから、投資対象ファンドは、有利な時期でもストックコネクト証券の購入が妨げられる可能性があります。さらに、

ストックコネクトを運営するにあたり必要とされる適用ルールや、取引、決済および情報技術（以下「IT」といいます。）システムは進化を続けており、関連するシステムが適切に機能しない場合、ストックコネクトを通じた取引は混乱する可能性があります。

ストックコネクトは、香港および中国双方の規則に服します。両法域の規則とも、ストックコネクトの取引を停止することを許しています。市場の混乱時に、中国の規制当局は、中国発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取引停止を許可する）可能性もあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があります。これ以上の規制がストックコネクトにおける証券の入手可能性、運営上の取決めその他の制約に影響しないとの保証はありません。

CIBMダイレクト・アクセスを通じて行うCIBMへの投資に関するリスク

CIBM規則は比較的新しいものであり、依然として、継続的な進化の対象となっており、投資対象ファンドのCIBMへの投資を行う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドは、取引に先立って、CIBMで取引される商品（CIBMダイレクト・アクセスおよびボンドコネクト制度の両方を通じて取引される商品を含みます。）の投資限度に準拠しているかどうかを審査されます。したがって、投資対象ファンドは、CIBMで取引される商品の取引を申込み、それが翌日まで完了しなかった場合でも、投資対象ファンドが当初の準拠審査の時点において、適用ある限度に準拠していた場合は、投資限度の違反にはなりません。同様に、投資対象ファンドがCIBMで取引される（外貨建て取引と債券といった）2つの補完的な商品の取引を申込み、一方の取引が翌日まで完了しなかった場合でも、投資対象ファンドが当初の準拠審査の時点において両方の商品につき適用される割合限度に準拠していた場合は、投資限度の違反にはなりません。CIBMダイレクト・アクセスを通じたCIBMへの投資はまた、投資対象ファンドのパフォーマンスや流動性に影響を及ぼす可能性のある、資金送金や本国送金に関して中国当局が課す一定の制限の対象となります。資金送金および本国送金の要件に準拠しない、またはこれを満たせない場合、規制当局による制裁を受ける可能性があり、その結果、投資対象ファンドのCIBMダイレクト・アクセスを通じた投資の一部に悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、CIBM投資に関連する資金送金および本国送金の要件が、政府の政策や外国為替管理政策の変更により変更されないとの保証はありません。投資対象ファンドは、CIBM投資に関する資金送金および本国送金の要件にこのような変更が生じた場合、損失を被る可能性があります。

CIBMダイレクト・アクセスに基づき、投資対象ファンド投資顧問会社または投資対象ファンド副投資顧問会社は、投資対象ファンドを代理して提出を行い、投資対象ファンドのために取引および決済代行サービスを行うため、国内の取引および決済代理人を雇用するものとします。

CIBMダイレクト・アクセスを通じて行うCIBM投資のための関連する提出、PBOCへの登録、および口座開設は、国内の取引および決済代理人、登録代理人、または他の第三者（場合に応じて）によって行われなければならないため、投資対象ファンドは、それら第三者側の不履行または過誤のリスクにさらされます。

投資対象ファンドはまた、国内の決済代理人の取引を決済する過程における行為または不作為による損失を被る可能性もあります。その結果、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、投資対象ファンドの投資家は、関連する国内の決済代理人において投資対象ファンドの現金口座に預けられた現金は分別管理されないことに留意する必要があります。国内の決済代理人の破産または清算に際し、投資対象ファンドは当該現金口座に預けられた現金に対する所有権を一切持たず、投資対象ファンドは当該国内決済代理人の無担保債権者となり、他のすべての無担保債権者と同順位の債権者となります。投資対象ファンドは当該資産についての回収困難および/または回収遅延に直面する可能性があり、あるいはその全額の回収ができないまたは回収が全くできない可能性があり、その場合、投資対象ファンドは損失を被ることになります。

CIBMダイレクト・アクセスに基づき、CIBM規則により、外国の投資家は、CIBMへの投資に関して人民元または外貨建ての投資金額を中国に送金することが可能となります。投資対象ファンドによる資金の中国国外への送金に関して、投資元本が中国に送金される通貨と中国から送金される通貨は、原則一致しなければなりません。かかる要件は将来変更される可能性があり、かかる変更により、投資対象ファンドのCIBMへの投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

2020年9月、中国外貨取引センターおよび全国銀行間資金調達センター（以下「CFETS」といいます。）によって、CIBMダイレクト・RFQ取引サービスが開始されました。当該サービスに基づき、CIBMダイレクト・アクセスにおける外国投資家は、見積もり請求（以下「RFQ」といいます。）を行うことにより、国内のマー

ケット・メーカーとの現物債券取引の勧誘を行うことができ、CFETSのシステムにおいて取引を確認することができます。CIBMダイレクト・アクセスに基づく新たな取決めであるため、CIBMダイレクト・RFQ取引は、今後の調整および実施の不確実性にさらされる可能性があり、このことは、投資対象ファンドがCIBMダイレクト・RFQ取引のメカニズムを用いて取引を行う限りにおいて、投資対象ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

ボンドコネクトを通じて行うCIBMへの投資に関するリスク

ボンドコネクトは、中国と海外の投資家が、それぞれの関連する金融インフラ機関間の接続を通じて、互いの債券市場において様々な種類の債券取引を可能にする香港と中国との間の取決めを指します。ボンドコネクトは、CFETS、中央国債登記結算有限責任公司（以下「CCDC」といいます。）、上海清算所（以下「SHCH」といいます。）、香港証券取引所ならびに香港証券保管決済機関（以下「CMU」といいます。）によって確立されました。

ボンドコネクト・プログラムは比較的新しいプログラムであり、さらなる解釈および指針の対象となる可能性があります。さらに、ボンドコネクトにおける非中国人投資家に要求される取引、決済、ITシステムは比較的新しいものであり、進化を続けています。関連するシステムが適切に機能しない場合、ボンドコネクトを通じた取引は混乱する可能性があります。これ以上の規制が当該プログラムにおける証券の入手可能性、償還の頻度、その他の制約に影響しないとの保証はありません。さらに、香港および中国の法律および規制の適用および解釈、ならびにボンドコネクト・プログラムに関して関連規制当局および取引所が公表または適用する規則、方針またはガイドラインは不確実であり、投資対象ファンドの投資およびリターンに有害な影響を及ぼす可能性があります。

ボンドコネクトの主な特徴は、中国の債券商品に投資する投資家に適用ある自国市場の法律および規則が適用されることです。したがって、投資対象ファンドのボンドコネクトを通じた証券への投資は、一般的に、中国の証券規制や上場規則などの制約を受けます。当該証券はいつでもその投資適格性を喪失することがあり、その場合、当該証券を売却することはできますが、ボンドコネクトを通じて購入することはできなくなります。投資対象ファンドは、ボンドコネクトを通じて投資を行う場合、取引の不履行から投資対象ファンドを保護するために設定された香港の投資家補償基金へのアクセスからの恩恵は受けられません。ボンドコネクトは、中国および香港の両方の市場が開いている日にのみ利用可能です。その結果、ボンドコネクトを通じて購入された証券の価格は、投資対象ファンドがその保有するポジションの追加や手仕舞いを行えない時間帯に変動する可能性があり、そのため、取引が魅力的であってもこれを行う投資対象ファンドの能力が限られる可能性があります。ボンドコネクトを通じた投資による収入および利益への課税を定める中国の税制における不確実性は、投資対象ファンドに予想外の税負担を生じさせる可能性があります。現在、海外投資家に支払う配当金およびキャピタル・ゲインの源泉徴収税の取扱いはいまだ確定していません。

ボンドコネクトを通じた取引は、投資対象ファンドの投資およびリターンに影響を及ぼす可能性のある多くの制約を受けます。ボンドコネクト・スキームは、国内決済代理人への投資者の関与を義務付けることなく、確立された電子プラットフォームのよく知られた取引インターフェースを利用することによって、国外の投資家にとって運用レベルで効率的かつより利便性の高いものとなるよう設計されています。ボンドコネクトを通じて行われる投資は、中国では比較的実証されていない注文、清算、決済手続に従うものであり、投資対象ファンドにリスクをもたらす可能性があります。さらに、ボンドコネクトを通じて購入された証券は、中国に拠点を置く投資対象ファンド保管会社（CCDCまたはSHCHのいずれか）に維持される香港金融管理局（金管局）- 債務工具中央結算系統の名義で振替決済共同勘定を通じて、最終投資家（例えば投資対象ファンドなど）に代わって保有されることになります。ボンドコネクト証券における投資対象ファンドの所有権は、CCDCまたはSHCHの帳簿に直接表示されず、代わりに香港の副投資対象ファンド保管会社の帳簿にのみ表示されます。この記録維持システムはまた、投資対象ファンドが債券保有者として権利を行使する能力が限られるリスクや、香港の投資対象ファンド副保管会社の決済遅延およびカウンターパーティーの不履行のリスクを含む、様々なリスクに投資対象ファンドをさらしています。最終投資家はボンドコネクト証券の受益権を保有していますが、実質的所有者がその権利を行使するために用いるメカニズムは検証されておらず、中国の裁判所における受益権の概念の適用経験は限られています。このため、投資対象ファンドは、時間的制約その他の運営上の理由により、適時の分配金の支払いなど、債券保有者としての投資対象ファンドの権利に影響を及ぼす企業活動に参加することができないことがあります。

ボンドコネクに参加することを希望する投資家は、オフショアの保管代理人、登録代理人またはCFETSが認めた他の第三者（場合に応じて）を通じて参加しますが、これらは関連当局への届出および関連当局における口座開設について責任を負います。現金は香港において国外で交換されます。このインフラストラクチャーは、香港と中国との間の双方向のアクセスを企図しており、適格外国投資者が香港を通じてCIBMへ投資すること（一般に「ノースバウンド取引リンク」と称します。）および適格国内投資者が海外の債券市場に投資すること（一般に「サウスバウンド取引リンク」と称します。）を可能にします。

したがって、投資対象ファンドは、当該代理人の不履行または過誤のリスクにさらされます。ボンドコネクの取引は人民元で決済されるため、投資家は香港で人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできません。さらに、ボンドコネクを通じて購入された証券は、適用される規則に従い、ボンドコネクを経由しない限り、通常、売却、購入またはその他の方法で譲渡することはできません。

ノースバウンド取引リンクに基づき、ボンドコネクを利用する適格外国投資者は、PBOCへの登録を申請するため、CFETSまたはPBOCが認めるその他の機関を登録代理人として任命することを義務付けられます。

ボンドコネクにおけるノースバウンド取引は、複数の階層の保管の取決めを採用しており、かかる取決めにより、CCDC / SHCHが、最終的な中央証券保管機関（中国における債券の保管およびCMUの決済を取り扱います。）としての主要な決済機能を遂行します。CMUは、国外の投資者がノースバウンド取引リンクを通じて取得するCIBM債券のノミニー保有者です。CMUは、かかる国外の投資者の実質的所有のためにCMUに開設された口座の保管および決済を取り扱います。

ボンドコネクの重層的な保管協定に基づき、

- 1) CMUは、CIBM債券の「ノミニー保有者」として行為します。
- 2) 国外の投資者は、CMU構成員を通じたCIBM債券の「実質的所有者」です。

国外の投資者は、CFETSにおいて取引注文が執行される国外の電子取引プラットフォーム、投資者と国内の参加ディーラーとの間のCIBMの中央電子取引プラットフォームを通じて投資を行います。

ノースバウンド取引リンクに基づき、CIBMの債券発行体および債券取引は、中国の市場規則に服します。中国債券市場の法律、規制および方針の変更またはノースバウンド取引リンクに関する規則の変更は、関連するCIBM債券の価格および流動性に影響を及ぼす場合があります、また投資対象ファンドによる関連する債券への投資は、悪影響を受ける場合があります。

中国に関する制裁、取引制限および投資制限

近年、様々な政府機関が中国（香港およびマカオを含みます。）を対象とした制裁措置、貿易・投資制限、届出義務を検討し、場合によっては課しており、将来的にさらなる制限が課される可能性があります。中国と他の特定の国々との間の関係が複雑かつ発展的であることを考慮すると、当該制限が市場環境に与える影響を予測することは困難です。さらに、当該制限に従うことで、投資対象ファンド投資顧問会社または投資対象ファンドが一定の投資を追求できなくなったり、当該投資の完了に関して遅延その他の支障が生じたり、当該投資を行う際に政府当局への届出を義務づけたり、不利な条件での投資の売却または凍結が必要になったり、パフォーマンスの低い投資の売却が実行不可能になったり、投資対象ファンドの投資目的の達成能力に悪影響となったり、投資対象ファンドが本来受け取るべき支払いを受けられなくなったり、一定の投資家による一定の投資への参加が制限されたり、投資対象ファンド投資顧問会社または投資対象ファンドが対象となる投資家に関する情報を取得する必要があったり、投資対象ファンドの調査費用その他類似の費用が増加したり、中国関連投資の評価が困難になったり、または投資対象ファンドがそういった制限がない場合よりも不利な条件で投資を完了する必要性が生じたりする可能性があります。こうした結果のいずれかが、当該投資に関する投資対象ファンドのパフォーマンス、ひいては投資対象ファンド全体のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。新たなおよび検討中の制裁、貿易、他の投資制限、義務も、様々なかつ予測不能な方法で投資対象ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンドは、当該制裁その他制限の遵守を促進するために必要または適切な場合、投資家の投資対象ファンド株式を購入する能力を制限する権利、および適用ある法律で認められている範囲で、既存の株主に償還させる権利を留保します。当該制裁その他制限により生じる混乱は、中国経済のみならず、投資対象ファンドが投資している中国その他の証券の発行体にも影響を与える可能性があり、中国が対抗措置を講じる結果となる可能性があり、投資対象ファンドおよびその投資にも悪影響が及ぶ可能性があります。

CIBMにおける投資に関する税務リスク

2018年12月29日に発効した中国企業所得税法およびその実施条例に基づき、中国に恒久的施設または事業所を有しない課税上の非中国居住者企業は、一般に、当該企業の中国を源泉とする所得（受動的所得（例えば、配当、利息、資産の譲渡から生じる利益等）を含むが、これらに限られません。）について10%の源泉所得税（以下「WIT」といいます。）の対象となります。特段の免除が適用されない限り、中国の課税上の非居住者企業は、中国の課税上の居住者企業から発行された債務証券（中国国内に設立された企業により発行された債券を含みます。）の利息の支払いについてWITの対象となります。一般的なWITの適用レートは10%ですが、中国課税当局による適用ある二重課税条約および協定に基づく減税の対象となります。

特定の債券（すなわち、企業所得税法実施条例および鉄道債から生じた受取利息に対する所得税方針に関する告知に対する2019年4月16日通達および2023年9月25日通達に従い、それぞれ100%の中国企業所得税（以下「CIT」といいます。）免除および50%のCIT免除を受けることができる国債、地方債および鉄道債）から生じた受取利息を除き、非居住機関投資家がCIBMへのCIBMダイレクト・アクセスおよび/またはボンドコネクトを通じて取引されるその他の債券から得る受取利息は、中国を源泉とする収益であり、税率10%の中国WITおよび税率6%の付加価値税の対象です。

国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針に関する通達に従い、外国の機関が中国の債券市場で得るクーポンの受取利息の企業所得税および付加価値税は、2018年11月7日から2021年11月6日まで一時的に免除されます。当該期間は、2021年11月22日に出された国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針の更新に関する発表文に基づき、2025年12月31日まで延長された。CIT免除の範囲から、外国機関の国内の事業体/機関と直接関係を有する外国機関の国内の事業体/機関が得る債券の利息は除外されています。

非居住機関投資家がCIBM債券の取引から得るキャピタル・ゲインは、厳密には中国を源泉としない利益であるとみなされるため、中国のWITの対象ではありません。中国の税務当局は、現在かかる非課税の取扱いを実際実施していますが、現行の税制の下では、かかる非課税の取扱いに関して利用可能な明確なガイドラインは存在しません。

財税2016年70号に基づく、金融機関の銀行間取引に対する付加価値税方針に関する補足通達に対する2016年6月30日付のその他の通達に従い、PBOCが認める外国機関がCIBMの現地通貨市場への投資から得るキャピタル・ゲインは、付加価値税が免除されるものとします。

さらに、中国の税金に関する法令は常に変更されており、遡及効果のある変更がなされる可能性もあります。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用性は、先進国に比べて一貫性に欠け、かつ透明性の高いものではない上に、地域ごとに異なる可能性があります。その結果、投資対象ファンド投資顧問会社が支払い、CIBMダイレクト・アクセスおよび/またはボンドコネクトを通じて保有される資産に帰属する限りにおいて投資対象ファンドによって払い戻される中国の租税公課は、常に変更される可能性があります。

中国の対外関係

貿易、為替、知的財産保護などに関する米中関係などの対外関係も、資本フローおよび事業運営に関して影響を及ぼす可能性があります。中国における対外貿易、製造、開発、投資に関する法律や政策の変更を促す米国の社会的、政治的、規制上および経済的状況は、投資対象ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、近年、米国の連邦政府は、中国に関して積極的な貿易政策を実施し、これには、中国からの一定の輸入品につき関税を課すこと、中国の貿易政策について中国政府を批判すること、個別の中国企業に対して措置を講じること、香港政府および中国中央政府の一定の高官に対して制裁を課すこと、および中国に拠点を置く一定の企業およびその子会社との間で一定の取引を禁止する行政命令を出すことなどが含まれます。当該関係性に不確実性を追加した最近の出来事の中には、米国政府が米国人による一定の中国会社への投資や中国会社による米国内での活動や取引への関与を限定する制限を課すなどが含まれます。加えて、中国政府は米国政府が開始した新たな通商政策、条約、関税に対応する措置を実施しており、今後も追加で実施する可能性があり、これには例えば、中国政府の転覆や外国団体との共謀を含む一定の罪を犯罪とする、中国全国人民代表大会（全人代）による香港国家安全法（以下「国家安全法」といいます。）の可決が含まれます。国家安全法はその後、米国における香港自治法の公布および追加制裁を定めた行政命令の発布を誘発しました。米国はまた、中国の高官および中国のテック企業の特定の従業員に対して制裁を課し、米商務省のエンティティリストに新たに多数の中国企業を追加しました。英国も、香港との犯罪人引渡し条約を停止し、対中

武器禁輸措置を香港にも拡大しました。追加の制裁、輸出規制および／または投資制限が発表される可能性もあります。これらの出来事に起因する米中間の緊張の激化、および国・州レベルの各政府が講じたまたは講じる可能性のある報復的対抗措置（米国の制裁と中国における反制裁法を含みます。）、ならびに将来におけるその他の経済的、社会的または政治的不安は、投資対象ファンド投資顧問会社、当社、その保有する各投資対象ファンド、または投資対象ファンドの投資先企業の活動に、重大な悪影響を及ぼしたり、これを制限する可能性があります。

投資対象ファンド・リスク

投資対象ファンドは、（中央銀行の要件に従い）他の集団投資スキームに投資する場合、当該投資対象ファンドによる当該他の集団投資スキームへの投資の評価の方法および時期により評価リスクにさらされる場合があります。他の集団投資スキームは、投資対象ファンドの管理者に關係する投資対象ファンドの管理事務代行者または投資対象ファンドの管理者自身により評価される場合があります、その結果、定期的または適時に独立した第三者が検証していない評価が生じます。したがって、（ ）特定の時期において投資対象ファンドの評価が他の集団投資スキームの持分の真正な価値を反映しないというリスク（投資対象ファンドに対し多額の損失または不正確な価格設定を生じさせる可能性があります。）および／または（ ）投資対象ファンドの投資対象が評価され、投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格が計算される時点において投資対象ファンドが評価を入手することができないというリスク（投資対象ファンドの資産の一部または全部が見積ベースで評価される場合があります。）が存在します。

投資対象ファンド投資顧問会社またはその委託先は、投資対象ファンドに適用される投資制限を遵守する一方で、他の集団投資スキームの管理者および／またはサービス提供者は、かかる他の集団投資スキームの運用／管理上、かかる投資制限を遵守する義務を負うものではありません。他の集団投資スキームが個々の発行体または他のエクスポージャーに関する投資対象ファンドの投資制限を遵守すること、または他の集団投資スキームによる、個々の発行体もしくは取引相手方に対するエクスポージャーの合計が投資対象ファンドに適用される投資制限を超えないことが保証されるものではありません。

かかる投資対象ファンドに投資する経費は、一般に、個々の株式および債券に直接的に投資する投資信託に投資する経費よりも高額です。かかる投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドの投資家は、かかる投資対象ファンドの直接的な報酬および費用に加え、他の集団投資スキームにより請求される報酬および費用を間接的に負担します。また、投資対象ファンド・オブ・ファンズ構造の利用は、投資主への分配の時期、金額および性格に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドが他の集団投資スキームに投資する場合、当該投資対象ファンドの投資対象に付随するリスクは、かかる他の集団投資スキームが保有する証券およびその他の投資対象に付随するリスクに密接に関連しています。当該投資対象ファンドの投資目的を達成する能力は、かかる他の集団投資スキームの投資目的を達成する能力に左右されます。他の集団投資スキームの投資目的が達成されることを保証することはできません。

各投資対象ファンドは、中央銀行の要件に従い、投資対象投資法人のその他の投資対象ファンドおよび／または投資対象ファンド投資顧問会社もしくは投資対象ファンド投資顧問会社の関連会社により運用される他の集団投資スキーム（以下「関連投資対象ファンド」といいます。）に投資することができます。場合によっては、投資対象ファンドは、特定の関連投資対象ファンドの大口または主要投資主となることがあります。関連投資対象ファンドにつき行われる投資決定は、一定の状況において、関連投資対象ファンドの費用および投資パフォーマンスに関し投資対象ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、関連投資対象ファンドからの投資対象ファンド投資証券の大量の買戻しにより、関連投資対象ファンドは、本来は売却することのない証券の売却を余儀なくされる場合があります。かかる取引が関連投資対象ファンドが当該投資対象ファンドにもたらすリターンに影響を及ぼす可能性があります。

上場投資対象ファンド（以下「ETF」といいます。）への投資

ETFへの投資には、一定のリスクが伴います。特に、指数ETFへの投資には、ETFのパフォーマンスがETFが追隨することを企図している指数のパフォーマンスに追隨しないというリスクが伴います。ETFは、指数とは異なり、証券の取引において事務費用および取引コストが発生します。また、ETFの投資証券を購入し、買い戻す投資家からのまたはかかる投資家への資金流入および資金流出の時期および規模は、ETFのパフォーマンスを（常に「全額投資され」続けている）指数から乖離させるキャッシュバランスを生み出す可能性があります。

す。ETFのパフォーマンスとETFが追隨することを企図されている指数のパフォーマンスもまた、当該指数の構成銘柄とETFにより保有される証券が異なる場合があるため乖離する可能性があります。

また、ETFへの投資には、ETFの純資産価額、ETFの保有証券の価値およびETFの投資証券の需給関係の変動に応じてETFの投資証券の市場価格が時折急激に変動するというリスクが伴います。ETFの設立／買戻しは、通常、ETFの投資証券が純資産価額、市場ボラティリティ、ETFの投資証券の積極的な取引市場の欠如および（授權参加者またはマーケット・メーカー等の）市場参加者の混乱に連動して取引される傾向を高めるものの、通常の設立／買戻しプロセスにおける混乱は、ETFの投資証券が純資産価額と比べて著しく高い（「プレミアム」）価格または著しく低い（「ディスカウント」）価格で取引されることを招く可能性があります。かかる状況またはその他の状況においてETFの投資証券を取引する場合は多大な損失がもたらされる可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象投資法人のいずれもETFの投資証券が純資産価額より高く、低くまたは同額で取引されるかを予想することはできません。ETFの投資実績は、ETFの日々の純資産価額に基づいています。市場価格が純資産価額と異なりうる流通市場においてETFの投資証券を取引する投資者は、ETFの日々の純資産価額に基づく実績とは異なる投資実績を有する可能性があります。

空売り

通常、投資対象投資法人等のUCITSは、「ロング・ポジションのみ」で投資します。このことは、UCITSが保有する資産の市場価値に基づきその純資産価額が上昇（または減少）することを意味します。「空」売りは、売主が所有していない証券を、後日より低い価格で同一証券（またはこれと交換可能な証券）を購入することを期待して売却することを含みます。買主に引き渡すため、売主は、証券を借り受けなければならない、また同証券（またはこれと交換可能な証券）を貸主に返却する義務を負うが、これらは後日の当該証券の購入により達成されます。投資対象投資法人は、UCITS規則に基づき空売りを実行することを認められていないが、投資対象ファンドは、空売りと同一の経済的効果を生み出すように設計されている一定のデリバティブ技法（差金決済取引等）（以下「シンセティック・ショート」といいます。）を利用することにより、個々の株式および市場において「ロング」と「ショート」両方のポジションを確立することができます。その結果として、市場に合わせて上昇または下落する保有資産のほか、投資対象ファンドは、市場価格が下落すれば上昇し、市場価値が上昇すれば下落するポジションも保有することができます。シンセティック・ショート・ポジションは証拠金取引を含むため、ロング・ポジションによる投資よりも大きなリスクを伴う可能性があります。

証券金融取引リスク

レボ取引、リバース・レボ取引、有価証券貸借取引、信用取引による貸付取引およびファンドにおいて従事することが認められた証券金融取引規則の範囲内のその他の取引（以下「証券金融取引」といいます。）では、取引相手方が債務を履行しないカウンター・パーティリスクや、取引相手方の債務不履行をカバーするために差し入れられた担保を投資対象ファンドが現金化できない流動性リスクといった各種リスクが投資対象ファンドおよび投資者に発生します。

レボ契約：現金の預け先である取引相手方が破綻した場合、投資対象ファンドは、預けられた現金の回収が遅れたり、担保の実現が困難であったり、市場変動により担保の売却代金が取引相手方に預けられた現金より少なくなることから損失を被る可能性があります。

リバース・レボ契約：担保を差し入れた取引相手方が破綻した場合、投資対象ファンドは、差入れた担保の回収が遅れが生じたり、市場変動により当初受け取った現金が取引相手方に差し入れた担保より少なくなることから損失を被る可能性があります。

担保リスク：店頭金融デリバティブ取引または証券金融取引に関して、担保または証拠金は、投資対象ファンドによって取引相手方またはブローカーに移転されることがあります。担保または証拠金としてブローカーに預託された資産は、当該ブローカーが分別勘定で保有しないことがあり、よって、当該ブローカーが支払不能または破産に陥った場合には、その債権者に当該資産が提供されることがあります。権原の移転により担保が取引相手方またはブローカーに差し入れられた場合、当該担保は、当該取引相手方またはブローカーが自らの目的において再利用することがあり、したがって、投資対象ファンドが追加リスクにさらされることとなります。取引相手方が有する担保の再利用権に関連するリスクには、かかる再利用権が行使された場合に、当該資産の帰属先が投資対象ファンドではなくなり、投資対象ファンドが同等資産の返還に対する契約上の請求権のみを有することになるリスクが含まれます。取引相手方が支払不能に陥った場合、投資対象ファンドは、無担保債権者としての地位に置かれることとなり、当該取引相手方から自らの資産を回収できないことがあります。

す。さらに広範に見れば、取引相手方による再利用権の行使対象となる資産は、投資対象ファンド管理会社もしくはその代行者が把握できないまたはそれらの支配の及ばない複雑な一連の取引の一部を構成することがあります。

トータル・リターン・スワップ：トータル・リターン・スワップに関して、参照資産のボラティリティまたはボラティリティ予測が変化する場合、金融商品の市場価格が悪影響を受ける可能性があります。投資対象ファンドは、スワップの取引相手方および参照債券の発行体の信用リスクにさらされます。スワップ契約の取引相手方によるデフォルトが生じた場合、投資対象ファンドは、当該取引に関連する合意に従う契約上の救済に限定されます。スワップ契約の取引相手方がスワップ契約に従う自らの義務を果たすことができる保証はなく、また、デフォルトが生じた場合に投資対象ファンドが契約上の救済を達成することに成功する保証もありません。したがって、投資対象ファンドは、スワップ契約に従って投資対象ファンドに対して負担する債務の支払いが遅延するまたは妨げられるリスクを想定しています。投資対象ファンドがそのエクスポージャーを得るために行ったトータル・リターン・スワップに関連して発生する経費、投資対象ファンドにより請求される手数料、通貨価値の差額およびヘッジされたまたはヘッジされていない投資対象ファンド投資証券クラスに関連する経費等の様々な要因により、トータル・リターン・スワップの裏付けとなる指数 / 参照資産の価値は、投資対象ファンド投資証券 1 口あたりに帰属する価値と異なる可能性があります。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者（以下「利害関係人」といいます。）は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、インベストメント・マネジャー、投資顧問会社または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。例えば、投資対象ファンドの管理事務代行会社および保管会社は、ファンドに関して、各自、同様の役割を果たします。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記（a）項の場合、受託会社を除きます。）は、以下のことを行うことができます。

- （a）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- （b）同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。

- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびに各関連会社は、サブアドバイザー・ポートフォリオに含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

投資対象ファンドの投資顧問会社では、投資委員会において投資戦略ならびに金利、クレジット、為替等の各種リスクに係る目標値が設定されます。リスク管理チームおよびコンプライアンス部門は、投資対象ファンドの運用がこれらの目標値ならびに投資制限・投資ガイドライン等を遵守しているかを確認します。

なお、ファンドの投資制限の詳細は前記「2 投資方針、(5) 投資制限」を、投資ガイドラインおよび運用方針についての詳細は前記「2 投資方針、(1) 投資方針」を参照のこと。

ファンドの基準価額（受益証券1口当たり純資産価格）の変動要因

- 投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- ユーロクラスはユーロ建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ファンドは、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

<ファンド・投資対象ファンドに関する主なリスク要因>

投資目的および取引リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。投資の損益はすべて投資者に帰属します。

価格変動リスク

ファンドの組入資産の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

円クラスは、円建てである一方、その発行手取金はユーロ建ての投資対象ファンドに投資されるので、日本円とユーロとの間の為替変動の影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。

投資対象ファンドの投資顧問会社への依拠

投資対象ファンドの損益は、投資対象ファンドにおける投資先の選択、そのパフォーマンスをモニタリングする判断力と能力に大きく左右されます。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によってモニタリングされますが、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドの投資顧問会社のスキルおよび専門知識に依拠することになります。

投資対象の集中

ファンドは、申込みによる購入代金の大部分を、主として投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況およびパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

投資対象ファンドへの投資に関連する報酬

投資者は、投資対象ファンドで発生する費用について、ファンドを通じて間接的に負担します。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

市場リスクおよび金利リスク

金利の変動は、投資対象ファンドが投資から得られる収益ならびにその投資の市場価値およびそれに対応する利益または損失の水準に重大な影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドによる投資は、通常の市場変動および国際証券市場への投資に内在するリスクの影響を受けるものであり、価値の上昇が生じることについては何ら保証されません。

信用リスクおよび取引相手方（カウンターパーティー）リスク

債券は、発行体が債務条件に従って利息を支払い、元本を返済する能力（すなわち信用リスク）に左右されます。景気後退は、これらの証券の市場を深刻に混乱させ、そのような証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドは、その取引相手方に対して重大な信用リスクおよび業務リスクのエクスポージャーを有します。取引相手方がデフォルトした場合、通常の状況下では、投資対象ファンドは取引契約に関連する契約上の救済策を有していることがありますが、このような契約上の権利を行使することは、遅延や費用を伴う場合があります。その結果、投資対象ファンドが当該取引を行わなかった場合と比較して、投資対象ファンドの純資産価値が減少することがあります。

流動性リスク

市場動向に応じて、投資対象ファンドが行った投資の流動性が低下するリスクがあります。極端な市場状況下では、投資の購入を希望する買い手が存在しない可能性があり、その投資を希望する時点または価格で容易に売却できない場合があります。

通貨リスク

投資対象ファンドは、基準通貨以外の通貨で表示された資産を保有する場合があります。そのため、為替リスクおよび外国為替相場の変動にさらされることになり、これが運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

新興市場および政府関連リスク

投資対象ファンドは、その純資産総額の一定割合を上限として、新興国関連証券に投資することがあります。新興国への投資には、大きなリスクが伴う場合があります。新興国の経済および市場は、先進国のそれらと比べて、経済変化に対してより不安定な反応を示す可能性があります。また、政治的および経済的不安定性は、資産の収用、没収的課税、または国有化などを含む追加的な政府規制の導入をもたらす可能性があります。

デリバティブおよびレバレッジ・リスク

投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために先物、オプションおよびスワップ等のデリバティブ戦略を使用することがあります。これらの戦略の使用には、カウンターパーティー・リスク、相関の不完全さ、および特定の時点で特定の金融商品に対する流動的な市場の欠如といった、一定の特有のリスクが伴い、場合によっては多額の損失を被る可能性があります。レバレッジは、総収益を増加させる機会を提供する一方で、損失を増大させる可能性のある効果をも有します。

法的リスク、規制リスクおよび課税リスク

投資対象ファンドの存続期間中、法律上、規制上および税務上の変更が生じる可能性があり、これらの変更の一部は投資対象ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。また、規制当局による監督の強化は、追加的な事務的負担を課す可能性もあります。

証券化商品に関するリスク

MBSやABSなどの証券化商品の価値は原資産の借主の返済能力に依存するため、価格変動リスクや信用リスクが顕著であり、大幅な損失を被る可能性があります。また、MBSおよびその他の不動産担保証券への投資は、不動産市場変動に伴う追加的なリスクが存在します。不動産価値の変動、テナント等の財務健全性、資金調達の可否、規制変更などが、MBSのパフォーマンスと価値に影響を及ぼす可能性があります。

非投資適格証券に関するリスク

投資対象ファンドは、その純資産総額の一定割合を上限として、格付機関が投資適格ではないと評価した証券（ハイ・イールド債券等）に投資します。これらはリスクが高い投資であり、金利変動や景気悪化の影響を受けやすく、投資対象ファンドおよびファンドの収益や元本が損失を被る可能性があります。これらの証券は、債務不履行（デフォルト）になるリスクが相対的に高いとされています。さらに、ハイ・イールド債券などは価格変動が大きく、投資適格証券に比べて流動性が低い傾向があります。

偶発転換社債（CoCo債）に関するリスク

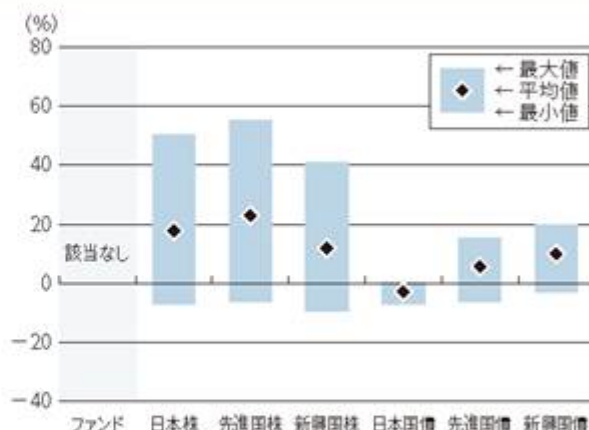
投資対象ファンドは、偶発転換社債（CoCo債）（一定の条件が発生すると株式に強制転換されたり、元本や利息が減額・消滅する可能性のある債券）に投資することがあります。これらの社債の値動きは、金利動向、信用リスク、株式市場の動きに加え、こうした要因同士の相関性の影響を受けます。そのため、これらの社債への投資は、投資対象ファンドおよびファンドへの投資に対して、追加的で大きなリスクをもたらします。

参考情報

ファンドの年間騰落率および 基準価額の推移

ファンドは2026年9月30日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日（2026年7月31日）現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値		50.5%	55.3%	41.0%	0.6%	15.4%	19.9%
平均値	該当なし	17.9%	23.0%	11.9%	-2.8%	5.7%	10.0%
最小値		-7.1%	-6.0%	-9.4%	-6.8%	-6.1%	-2.9%

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

○すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）

先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時の申込手数料はかかりません。

ただし、報酬代行会社から日本における販売会社に対して購入価額の3.0%（販売手数料前払金）が支払われます。なお、上記の販売手数料前払金は、ファンドの保有期間中に発生する販売管理報酬および途中換金（買戻し）時にかかる条件付後払い販売手数料をもって、受益者が実質的に負担することになります。

（２）【買戻し手数料】

換金（買戻し）時に買戻代金から以下の条件付後払い販売手数料が差し引かれ、報酬代行会社に対して支払われます。条件付後払い販売手数料は、換金（買戻し）代金に以下の料率をかけて算出されます。

保有期間	条件付後払い販売手数料
1 年未満	3.0%
1 年以上 2 年未満	2.4%
2 年以上 3 年未満	1.8%
3 年以上 4 年未満	1.2%
4 年以上 5 年未満	0.6%
5 年以上	なし

ファンドの終了時（繰上償還を含みます。）には、未回収の条件付後払い販売手数料相当額が一括して控除または反映されるため、その影響は、受益証券の保有期間にかかわらず、すべての受益者が負担します。

保有期間は、購入時における国内約定日から算出が始まります。

条件付後払い販売手数料の詳細については、後記「第二部 ファンド情報 - 第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」の「条件付後払い販売手数料」をご参照ください。

（３）【管理報酬等】

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、原則として純資産総額の年率2.23%程度です。

（注１）有価証券届出書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

（注２）管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬（以下に定義されます。）から四半期ごとに後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる12,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い負担したすべての適切な経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対し、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を有します。保管会社報酬は、保管業務の提供に対し、ファンドの資産から支払われます。また、保管会社は、関係者との間で合意したその他の報酬を受け取り、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。保管会社報酬は見直され、変更されることがあります。

保管会社報酬は、ファンド資産の保管業務の提供の対価として保管会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、各評価日時点で按分のうえ、四半期ごとに後払いされる純資産総額の年率0.07%の報酬を受け取る権利を有します（ただし、最低月間報酬は、3,750米ドルです。）。管理事務代行報酬は、受託会社によってファンドの資産から支払われます。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

日本における販売会社は、各受益証券のクラスに関して、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、当該受益証券のクラスに帰属する純資産総額の年率0.70%に、当該クラスの発行済受益証券の口数に占める販売会社が保有する当該クラスの受益証券の口数の割合を乗じた額を受け取る権利を有します。販売報酬は、ファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社または販売取扱会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.15%の報酬（以下「報酬代行会社報酬」といいます。）を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、ファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用（以下「通常経費」といいます。）を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、販売管理報酬、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス費用、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、ファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、最初の発生期間に限り、起算日は設定日（同日を除きます。）とし、その後は毎四半期の最終日（以下それぞれ「報酬計算日」といいます。）（同日を除きます。）から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日（以下「最終評価日」といいます。）（同日を含みます。）までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

通常経費の支払は、報酬計算日および最終評価日（該当する方）から10ファンド営業日以内に行われるものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬およびその他の報酬の支払業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、ファンドに対して、投資運用報酬を一切請求しません。投資運用会社の関係会社は、投資対象ファンドにおいて、投資対象ファンドの純資産総額の年率0.49%の運用・管理報酬等を受領しており、かかる報酬は、ファンドが投資対象ファンドに投資することを通じて、間接的にファンドの投資者が負担することになります。

販売管理報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される、純資産総額の年率0.78%の報酬（以下「販売管理報酬」といいます。）を受領する権利を有します。販売管理報酬は、ファンドの資産から報酬代行会社に支払われます。

投資対象ファンドの報酬および費用

投資対象ファンド管理会社は、投資顧問、管理事務、保管およびその他の業務を提供または手配し、その対価として、投資対象ファンドは、投資対象ファンドの純資産価額の年率0.49%に相当する単一の管理報酬（以下「投資対象ファンド管理報酬」といいます。）を投資対象ファンド管理会社に支払います。

投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンド投資顧問会社が提供する投資顧問およびその他の業務の対価として、また、投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドのために調達した管理事務、保管およびその他の業務の対価として、投資対象ファンド投資顧問会社に対して投資対象ファンド管理報酬の全部または一部を支払うことがあります。

投資対象ファンドは、投資対象ファンド管理報酬の対象とならない、その運営に関連するその他の費用を負担する場合があります。これらの費用には、（ ）税金と政府に対する手数料、（ ）仲介手数料および手数料ならびにその他の取引費用（投資対象および潜在的な投資対象に関するデュー・デリジェンスおよび／または当該取引の交渉に関連する手数料および費用を含みますが、これらに限定されません。）、（ ）支払利息を含む借入金費用、（ ）設立費用、（ ）訴訟費用および補償費用を含む特別費用、ならびに（ ）投資対象投資法人の独立取締役およびそれらの顧問弁護士に対する報酬および費用が含まれますが、これらに限定されません。

投資対象ファンドの設立費用および関連する目論見書の作成・印刷費用は、投資対象ファンドの運用開始後1年間、または投資対象投資法人の取締役が定めるその他の期間にわたり償却されます。投資対象ファンドの設立費用は、投資対象ファンドに計上されます。

（４）【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行されたすべての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料（以下を含みます。）
 - () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - () 委託手数料（もしあれば）および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - () 副資産保管会社報酬および費用
 - () 政府または当局に対して支払われるすべての税金および法人手数料
 - () 借入れにかかる利息
 - () 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - () 保険の費用（もしあれば）
 - () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - () 登録サービスの提供
 - () 財務書類の準備および純資産総額の計算
 - () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他のすべての設立および運営費用
 - () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
 - () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社（および適法に任命された代理人）に補償するために必要な金額
 - () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料または報酬
 - () 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用（募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。）ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料（もしあれば）、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、5 会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の申込手数料はかかりません。 ※ただし、報酬代行会社から日本における販売会社に対して購入価額の3.0%が支払われます。 なお、上記の日本における販売会社に支払われる金額は、ファンドの保有期間中に発生する販売管理報酬および途中換金（買戻し）時にかかる条件付後払い販売手数料をもって、受益者が実質的に負担することになります。	
条件付後払い販売手数料	換金（買戻し）時に換金（買戻し）代金から以下の条件付後払い販売手数料が差し引かれ、報酬代行会社に対して支払われます。条件付後払い販売手数料は、換金（買戻し）代金に以下の料率をかけて算出されます。	
	保有期間	条件付後払い販売手数料
	1年未満	3.0%
	1年以上2年未満	2.4%
	2年以上3年未満	1.8%
	3年以上4年未満	1.2%
	4年以上5年未満	0.6%
	5年以上	なし
保有期間は、購入時における国内約定日から算出が始まります。		

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの資産から支払われる実質的費用は、純資産総額の年率2.23%程度 + その他の費用・手数料となります。^(注1)

管理報酬等	内訳	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料（年率は純資産総額に対する割合）
		報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理会社報酬等の支払い代行業務	年率0.15% ^(注2)
		管理会社報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル
		受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間12,000米ドル
		投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドの資産運用業務およびファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務	なし ^(注3)
		代行協会会員報酬	代行協会会員	ファンド証券の基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%
		保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.025%
		管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07% ^(注4)
		販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理	年率0.70%
		投資対象ファンドの運用・管理報酬等	投資対象ファンドの管理会社	投資対象ファンドの運用および管理業務等	投資対象ファンドの純資産総額の年率0.49% ^(注5)
その他の費用・手数料 ^(注5)	上記の報酬のほか、設立費用、受益証券の販売管理に関連する販売管理報酬（純資産総額に対して年率0.78%）、監査報酬、目論見書等の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。また、ファンドの終了時（繰上償還を含みます。）には、未回収の条件付後払い販売手数料相当額が一括して控除または反映されるため、その影響は、受益証券の保有期間にかかわらず、すべての受益者が負担します。				

(注1) 管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回る場合があります。

(注2) 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託報酬は年間12,000米ドルであり、年率0.15%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

(注3) 投資運用会社の関係会社である投資対象ファンドの管理会社が、投資対象ファンドにおいて、投資対象ファンドの純資産総額の年率0.49%の運用・管理報酬等を受領しており、かかる報酬は、ファンドが投資対象ファンドに投資することを通じて、間接的にファンドの投資者が負担することになります。そのため投資運用会社は、ファンドに対して、追加的な投資運用報酬を一切請求しません。投資対象ファンドの管理会社は、投資対象ファンドの投資顧問会社に対して投資対象ファンドの管理報酬の全部または一部を支払うことがあります。

(注4) 管理事務代行報酬は最低月間3,750米ドルが設定されております。

(注5) その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、一部を除いて事前に料率・上限額等を記載することができません。

(注6) 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2026年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)。なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2048年1月1日以後は所得税のみ15.15%の税率となります。))。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(ト

ラストまたはファンドに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される）いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。有価証券届出書提出日現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2026年9月30日から運用を開始します。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

該当事項はありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

ファンドの各クラスの受益証券は、当初、最低発行価額を下限として、2026年8月17日（同日を含みます。）から2026年9月29日（同日を含みます。）までまたは管理会社が受益証券に関してその単独の裁量で決定するその他の日（以下「海外における当初募集期間」といいます。）に当初発行価格にて投資者に対して募集が行われ、設定日に発行されます。

最低発行価額は、（a）ユーロクラス受益証券については、1,000万ユーロまたは管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とし、（b）円クラス受益証券については、10億円または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とし、海外における当初募集期間中の申込総額がこれに達しない場合には、管理会社は、その単独裁量により、当該クラスの受益証券を発行しないことを決定することができます。

投資者は、設定日（同日を含みます。）以降、ユーロクラス受益証券および円クラス受益証券の申込みを行うことができます。投資者は、最低申込口数を下限として、各クラスの受益証券について、該当するクラスの基準価額に相当する価格にて各取引日に申込みを行うことができます。基準価額は、当該取引日（当該取引日が評価日と重ならない場合、その直前の評価日）時点で算出されます。最低申込口数は100口とし、それ以降は1口単位で申し込むことができます。

申込金額の総額は、（a）ユーロクラス受益証券については、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入され、また、（b）円クラス受益証券については、0.5を切り上げて、整数に四捨五入されます。

申込手数料は受益者により直接支払われることはありません。

受託会社は、ファンドの勘定において、販売会社に対して、各クラスの受益証券の申込みに関して受領した申込代金の3.00%に相当する金額の販売手数料前払金を支払う義務を負います。当該金額は、受託会社、報酬代行会社および販売会社の間の販売手数料契約に基づき、報酬代行会社から販売会社に対して申込時に支払われるものとします。

さらに、販売手数料前払金は、販売管理報酬（以下に定義します。）および該当する場合には条件付後払い手数料を通じて、受益者が負担するものとします。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原、または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

海外における当初募集期間

投資者は、ファンドの英文目論見書の別紙1に添付する様式による記入済申込書（ならびに申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類）を、海外における当初募集期間最終日の午後5時（東京時間）または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および/もしくは日付までに管理事務代行会社が受領できるように管理事務代行会社に送付することにより、海外における当初募集期間中に該当するクラスの受益証券を申し込むことができます。

購入代金は、設定日の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは、ユーロクラス受益証券についてはユーロで、円クラス受益証券については日本円で行わなければなりません。

いかなる第三者による支払いも認められません。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、完成された申込書の受理後の最初の取引日まで保留することができ、その場合、該当するクラスの受益証券は、かかる取引日において関連する基準価額で発行されます。

海外における継続募集

すべての取引日においてあるクラスの受益証券の購入を希望する投資者は、関連するクラスの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した購入申込書（場合によります。）（ならびに、あらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類）を、関連する取引日の午後6時（東京時間）または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および／もしくは日付までに管理事務代行会社が受領できるように管理事務代行会社へ送付しなくてはなりません。受益証券は、当該取引日に適用される関連する基準価額で発行されます。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、完成された申込書の受領後最初の取引日まで保留することができ、その場合、受益証券は、当該取引日に適用される関連するクラスの基準価額で発行されます。

購入代金は、関連する取引日（同日を除きます。）から5ファンド営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。ユーロクラス受益証券はユーロ建てで、また、円クラス受益証券は円建てで、支払いを行わなければなりません。いかなる第三者による支払いも認められません。

一般

すべての申込書は、申込書に記載された電子メールアドレスおよび／またはファックス番号に宛てて管理事務代行会社へ承認された電子的手段またはファックスで送付される必要があります。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および／または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを口座開設申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、設定日または関連する取引日に発行されます。申込みが受理された価格の詳細は、関連する受益者が管理事務代行会社から取得することができます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者により善意で署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み（適格投資家（注）でない者による申込みを含みますが、これに限られません。）を拒否する権利を留保し、関連する取引日に発行されたが上記の記入済みの申込書（または同等の書類）および支払いが期日以内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は（受託会社との協議の後、）（申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく）かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、（i）かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および（ii）管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および／または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高（場合による）は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、（無利息で）返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿（以下「登録簿」といいます。）に登録されない場合がありますが、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

（注）「適格投資家」とは、以下の個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

次のいずれにも該当しないもの。（a）米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人（1933年米国証券法下のレギュレーションS（その後の改正を含みます。）において定義されます。）、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、（b）ケイマン諸島に居住もしくは所在する者（慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。）、（c）適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、（d）欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、（e）上記（a）から（d）までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および／または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

マネー・ロンダリング防止およびテロリストへの資金供与の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は、手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供するよう求めることがあります。受託会社はまた、許可を受け、一定の条件に従う場合には、管理事務代行会社を含む適任者にこれらの手続（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を依頼することがあります。

受託会社またはその代理人は、受託会社のために、受益者（すなわち、申込者または譲受人）の身元、その実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および購入代金の出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。状況が許せば、受託会社またはその代理人は、適用法に基づき関連する免除が適用される場合には、申込みに際し完全なデュー・デリジェンスが不要であると判断することがあります。ただし、受益証券に関する代金の支払いまたはその譲渡の前に詳細な確認情報が必要となる場合があります。

申込者側に証明のために要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社または代理人は、申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合は、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従って受益証券の発行を停止しまたは受益証券を買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、当初引き落としが行われた口座に無利息で返還されます。

また、受託会社、管理会社またはその代理人は、受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるか、またはその旨を通知された場合、またはかかる支払いを拒否することが受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を確保するために必要または適切とみなされる場合、当該受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に所在する者が、他者の犯罪行為への関与、もしくはテロもしくはテロリストの財産への関与を知っており、もしくは疑っている、またはそれを知るもしくは疑うに足る合理的な理由を有しており、かつ、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの業務またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の過程でかかる者の知るところとなったものである場合、その者は、かかる情報または疑いを、（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（その後の改正を含みます。）に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ（以下「FRA」といいます。）に、または（ ）テロへの関与またはテロリストへの資金供与もしくはテロリストの財産に関する開示の場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（その後の改正を含みます。）に従い巡査もしくはそれより上級の警察官またはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密保持義務違反または法律その他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正および改訂されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員であって、当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、日本における販売会社および／または管理事務代行会社が、ケイマン諸島および／またはその他の法域内での

マネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じて、申込者に関するすべての情報を規制機関およびその他に開示することに同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特定の場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金、ならびに申込者の身元および購入代金の資金の出所を証明するために必要なすべての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

すべての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券の券面ではなくファンドの受益者名簿への記載をもって証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込金、買戻金および配当金を管理する目的で使用されます。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員とは分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有します。買戻金または分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ、定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息／受取利息は、定期的にファンドの資産に充当されます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁制度の対象となる法主体、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および（もしあれば）自らの実質的所有者、支配者または授権者（以下「関係者」といいます。）が、その知る限りまたは信じる限りにおいて、（ ）国際連合、米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。）もしくは日本の財務省が維持する、または欧州連合（以下「EU」といいます。）および／もしくは英国（以下「UK」といいます。）の規制（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）および／もしくはケイマン諸島の規制に基づく制裁対象の法人または個人のリストに掲載されていないこと、（ ）国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび／またはケイマン諸島が制裁を課している国または地域に運営上の拠点を有しておらず、居住もしていないこと、また（ ）その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）またはケイマン諸島により課される制裁の対象（以下あわせて「制裁対象」といいます。）となっていないことを継続的に表明および保証することを求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ当該申込者への通知をすることなく、当該申込者および／または当該申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者および／またはその関係者（該当する場合）が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者が被った負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的または派生的損失、逸失利益、利益の減少、信用の毀損ならびにすべての金利、罰金および訴訟費用その他一切の専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限られません。）に対して一切の責任を有しません。

また、ファンドの勘定で保有される投資対象が事後的に制裁の対象になった場合、管理会社および／または投資運用会社は、直ちに、受益者に対して通知することなく、制裁が解除されるまで、または、取引を継続することについて適用法の下で免許を取得するまで、当該投資対象についてさらなる取引を行うことを停止することができます。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得ない場合があります。例えば、金融庁法（その後の改正を含みます。）に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のための要請、または税務情報庁による、税務情報法（その後の改正を含みます。）ならびに関連する規制、合意、協定および覚書に基づく要請があります。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、一定の場合には、受託会社、管理会社またはそれらの取締役もしくは代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

受託会社および管理会社は、ケイマン諸島のデータ保護法（改正済）（以下「DPA」といいます。）に基づく一定の義務を負います。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に関する権利の概要を記した書類（以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。）を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および／または代理人との連絡（口座開設申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。）の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人（例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者）の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および／または代理人（管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。）に、DPA第2条において定義される個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および／または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および／または代理人は、データ処理者として（または状況によっては自らの権限でデータ管理者として）行動することができます。

ファンドに投資することおよび／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

（２）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - （７）申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社または販売取扱会社により取扱いが行われます。原則として、（ ）当初申込期間については2026年9月25日の午後3時（日本時間）までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が当初発行価格での購入となり、（ ）継続申込みについては、各取引日の午後3時（日本時間）までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が、その取引日に適用される各クラスの基準価額での購入となります。

販売の単位は100口以上1口単位です。

投資者は、（ ）当初申込期間中の申込みについては2026年9月25日までに、（ ）継続申込みについては、国内約定日から起算して4国内営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額を適用あるクラス受益証券の基準通貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額の支払いを投資者に依頼する場合があります。

す。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する為替レートによります。換算（買戻し）についても同様です。また、管理会社は適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

前記「（１）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日（以下に定義されます。）において、管理事務代行会社が購入代金を受領済みの任意のクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買い戻される受益証券の口数および関連する受益証券クラスを明記した英文目論見書の別紙２に添付される様式による記入済みの買戻通知（以下「買戻通知」といいます。）を、管理事務代行会社が関連する買戻日の午後６時（東京時間）または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および／もしくは日付（以下「買戻通知期限」といいます。）までに受領できるよう、管理事務代行会社に提出しなければなりません。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない該当するクラスの受益証券の各取引日および／またはファンドもしくは該当するクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドおよび／またはファンドの投資対象資産の流動性および／または価格の算定の実効性に悪影響を与えると判断されるその他の事由が生じた場合に発生したとみなされます。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限後に受領した買戻通知を、次の買戻日まで保留し、当該次の買戻日に、当該クラスの受益証券に適用される関連する買戻価格で関連する受益証券を買い戻すことができます。

受益証券１口当たりの買戻価格は、関連する買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日）に適用される基準価額として計算されます（以下「買戻価格」といいます。）。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます（下記に記載される条件付後払い販売手数料の適用を条件とします。）。買戻日において受益者が買戻しの請求ができる受益証券の最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、１口以上１口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を留保します。管理事務代行会社は、受益証券の買戻請求を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延または怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法等の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否し、または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受諾されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かにかかわらず、受益証券は該当する買戻日をもって有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、関連する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利（ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席し、または総会において投票する権利を含みます。）を行使する資格を喪失し、またこれを行行使することができなくなります。ただし、（それぞれ買戻対象となる受益証券について）買戻価格および関連する買戻日の前に宣言された分配のうち未払いの分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債権者の後位かつ受益者の先位に位置付けられます。

条件付後払い販売手数料

申込日（具体的には購入時における国内約定日）から５年未満で買い戻される受益証券について、条件付後払い販売手数料は、（ ）買戻価格（換金（買戻し）代金）と（ ）買い戻される受益証券の口数の積に適用料率を乗じて算出されます。算出された金額は、当該受益証券に関して本来支払われるべき買戻代金から差し引かれ、報酬代行会社に対して支払われます。

保有期間	条件付後払い販売手数料
1 年未満	3.0%
1 年以上 2 年未満	2.4%
2 年以上 3 年未満	1.8%
3 年以上 4 年未満	1.2%
4 年以上 5 年未満	0.6%
5 年以上	なし

条件付後払い販売手数料の適用対象となる保有期間を算出するにあたり、受益証券の保有期間は、購入時における国内約定日から関連する買戻日までの期間とします。

強制買戻事由の結果としてすべての受益証券が買い戻される場合、未回収の条件付後払い販売手数料相当額は、買戻価格の算定に用いられる関連する基準価額に反映されるものとします。かかる基準価額の調整はファンドのレベルで行われるため、その影響は、受益証券の保有期間にかかわらず、すべての受益者が負担するものとします。疑義を避けるために付言すると、本書面の規定に従いファンドが別途終了し、最終分配により受益者に金銭が返還される場合においても、未回収の条件付後払い販売手数料相当額は同様に当該最終分配金から控除され、同一の基準ですべての受益者に影響を及ぼすものとします。未回収の条件付後払い販売手数料相当額は、報酬代行会社に対して支払われます。

なお、換金（買戻し）が延期または繰り越された場合、条件付後払い手数料は、受益証券が実際に買い戻される買戻日を基準として決定されるものとします。

報酬代行会社選任契約の条項に従い、報酬代行会社は、報酬代行会社としての選任が終了した場合でも、引き続き、条件付後払い販売手数料を受け取る権利を有します。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となる、投資運用会社によるファンドの（またはある受益証券クラスに帰属する）投資対象の換金が可能でないと判断した場合（投資対象ファンドが買戻請求の停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限られません。）、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否または延期することができます。この場合、かかる制限は、当該買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望するすべての受益者が、同一の割合でかかる受益証券を買い戻せるよう、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかったすべての受益証券に関する買戻通知は、その後に関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関するすべての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、その時点で、かかる買戻通知の対象となるすべての受益証券が、（同一の制限に従い、かつ、以下に規定の通り）買い戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻請求のうち拒否および／または延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、引き続き純資産総額の増減の影響が及びます。その結果、請求された買戻日における基準価額は、かかる買戻請求が履行された日における基準価額とは大きく異なる場合があります。単一の買戻請求で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しとその都度大きく異なる買戻価格で行われることもあります。

上記は、受託会社が管理会社との協議の後、下記『停止』および英文目論見書に従い、計算の一時停止を宣言する権限を妨げるものではありません。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - （1）資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算（すなわち、いずれかのクラスの基準価額

の計算）ならびに／またはいずれかのクラスの受益証券の買戻しおよび／もしくは購入を停止することができません。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、ファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合も、停止を宣言することができます。

- () 受託会社が、管理会社および／または投資運用会社と協議を行った上で、(x) ファンドの資産の全部または一部の処分ができない、または(y) 当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、または当該処分の実行が受益者の最善の利益にならないと判断した場合
- () 投資対象ファンドが、(x) 投資対象ファンド投資証券の発行もしくは買戻し、および／または(y) 投資対象ファンド純資産価額の計算の停止を宣言した場合
- () 受託会社が、管理会社と協議を行った上で、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができないと判断した場合
- () 受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられた場合
- () 受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させるような事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社に承認された電子的手段またはファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社ならびにその適宜に授權された取次人および代理人のいずれも、ファックスまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または不受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象ファンドの事務管理者からの買戻代金の受領を条件として、買戻代金の決済は、関連する買戻日（同日を除きます。）から 5 ファンド営業日以内の現金決済日に、または管理会社が決定するその他の時期に、受益者に対し電信送金により支払われます。ユーロクラス受益証券に関する支払いは、ユーロ建てで、受益者に対する電子送金で行われ、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。円クラス受益証券に関する支払いは、日本円建てで、受益者に対する電子送金で行われ、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.5を切り上げて、整数に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者にのみ支払われ、いかなる第三者に対する支払いも認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストもしくはファンドが登録を行うことを要求され、課税対象となり、もしくはいずれかの法域における法に違反することになると判断した場合、または受託会社または管理会社がかかる受益証券の申込みまたは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、または理由（当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。）の如何を問わず、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量により適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の保有者に対し、当該受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に（後記「（4）受益証券の譲渡」の項目に記載される規定に従い）売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、これを行わなかった場合、当該受益証券は買い戻されます（以下「強制買戻し」といいます。）。

あるクラスの受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価格は、かかる強制買戻しの日（かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点（以下に定義されます。）において決定される（ファンドの流動化に際してまたはそれに付随して発生する債務を含め、当該クラスに帰属する債務を考慮後の）当該クラスの基準価額に等しい、強制買戻しの時点における基準価額（以下「強制買戻価格」といいます。）となります。

強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、該当する基準価額から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する金融費用および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。疑義を避けるために付言すると、上記に記載される強制買戻しが発生したことにより強制的に買い戻される受益証券については、条件付後払い販売手数料が適用されます。

「評価時点」とは、各評価日の午後４時（ボストン時間）またはファンドについて管理会社が随時定めるその他の時間をいいます。以下同じです。

（２）日本における買戻手続等

日本における投資者は、各取引日に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができます。買戻請求の受付時間は、原則として午後３時（日本時間）までとします。

換金（買戻し）価額は、各買戻日に適用される各クラスの基準価額とします。

買戻単位は、１口以上１口単位です。

日本における換金（買戻し）代金の支払は、通常、国内約定日から起算して４国内営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、適用あるクラス受益証券の基準通貨により支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

前記「（１）海外における買戻し手続等」の記載は、条件付後払い販売手数料を含め、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。

（３）受益証券の譲渡

すべての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および／または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます（譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。）。さらに、譲受人は、受託会社に対して（a）受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、（b）譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび（c）受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、すべての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの基準価額は、（必要な通貨換算を実施後）ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る英文目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- （a）手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合（その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。）を除き、その全額であるとみなされます。
- （b）下記（c）が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記（d）、（e）および（f）の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算はすべて、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関（当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー）により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関してすべての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- （c）下記（d）、（e）および（f）の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド（利用可能な場合）のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または（上記が利用可能でない場合）直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合

は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象（有価証券または現金）の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート（公式またはそれ以外）により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a) ファンドの勘定で行われる投資対象ファンドに対する投資の価額は、投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定する直近の利用可能な投資対象ファンドの純資産価額に基づき算出され、(b) 流動資産について、実際の現金価値で、(c) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および基準価額に関する情報を、当該評価日に受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由がないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、ファンド障害事由が発生した場合、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および／もしくはかかるファンドの受益証券クラスの基準価額の決定ならびに／もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および／または買戻しを停止すること、ならびに／またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の休日および祝日を除きます。）、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
 - (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
 - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
 - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
 - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考ええる場合
 - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、下記「(5) その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、() 2163年12月1日または() 強制買戻事由（以下に定義されます。）発生後に最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいい、管理会社が決定する通り、ファンドのすべての投資対象が清算されます。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年１月31日です。

（５）【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- （a）ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- （b）ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- （c）基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- （d）受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- （e）管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- （f）ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、受益証券は、次のいずれかに初めて該当する場合には、強制的に買い戻されます（以下それぞれ「強制買戻事由」といいます。）。

- （１）いずれかの評価日の全てのクラスの受益証券に帰する純資産総額合計額が3,000万ユーロ相当もしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全てのクラスの影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- （２）管理会社が受託会社と協議の上、ファンドのすべての受益証券について強制的に換金（買戻し）を行うべきと判断した場合（投資対象ファンドが繰上終了した場合も含まれますが、これに限定されません。）

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に１口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の１口当たり最終買戻価格は、最終買戻日（またはその日が評価日でない場合には直前の評価日）における基準価額（（管理会社と協議の上、受託会社の裁量により）ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。）となります。強制買戻事由の結果としてすべての受益証券が買い戻される場合、未回収の条件付後払い販売手数料相当額は、最終買戻価格の算定に用いられる関連する基準価額に反映されるものとします。かかる基準価額の調整はファンドのレベルで行われるため、その影響は、受益証券の保有期間にかかわらず、すべての受益者が負担するものとします。疑義を避けるために付言すると、本書面の規定に従いファンドが別途終了し、最終分配により受益者に金銭が返還される場合においても、未回収の条件付後払い販売手数料相当額は同様に当該最終分配金から控除され、同一の基準ですべての受益者に影響を及ぼすものとします。未回収の条件付後払い販売手数料相当額は、報酬代行会社に対して支払われます。

上記に記載された強制買戻事由によるかまたはファンドの終了に関する規定に従うかを問わず、ファンドの終了後に多額の残余金が残ることは想定されていません。上記にかかわらず、ファンドの終了後に残余金が残る限りにおいて、管理会社は、ファンドの終了に関連して、報酬代行会社のためにかかる資金を保持する権利、または慈善団体への支払いを含むその他の適切とみなす方法で、かかる資金を処理する権利を留保します。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証券および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証券の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知（受益者による決議またはファンドによる決議（場合による）により放棄することができる）により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または（場合に応じて）影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証券の修正信託証券により、基本信託証券の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、（i）かかる修正、改訂、変更または追加が、

- （a）既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または（場合により）影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- （b）財政上、法令上または当局による要請（法的強制力の有無を問わない）を遵守できるようにするために必要であること、または
- （c）明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議（必要に応じて）を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、（ ）かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、相手方当事者が破綻または支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、相手方当事者が破産または支払不能を宣告される場合、または現在もしくは将来有効となる適用可能な破産法、倒産法、またはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により終了されるまで継続しますが、かかる終了は、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証券に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社または受託会社のいずれも報酬代行会社任命契約を他方当事者に対して90暦日前の書面による通知を送付することにより終了することができます。報酬代行会社任命契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

投資運用契約

投資運用契約は管理会社または投資運用会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社または販売取扱会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社または販売取扱会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

（ ）管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストのすべてのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 2 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2026年9月30日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2027年1月31日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジーエルエルピーが行います。なお、ケーピーエムジーエルエルピーは、公認会計士法（昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港 中環 68デヴォーロード マンイービルディング 13/F ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・
トラスティ・サーヴィシズ(ホンコン)リミテッド気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは基準価額の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2026年5月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル（約1億1,715万円）です。

過去5年間に於いて、主な資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	18	2,555,195,535米ドル
			9,793,404ユーロ
			57,551,745豪ドル
			31,849,790,673円
			4,250,048,214トルコリラ
	私募	8	101,547,551,754円
	その他	8	48,196,634,741円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日までおよび2025年1月1日から2025年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	160,000	25,502	170,000	27,096
その他の収入	4	28,950	4,614	62,322	9,934
		<u>188,950</u>	<u>30,117</u>	<u>232,322</u>	<u>37,030</u>
費用					
監査報酬		6,489	1,034	4,340	692
取締役報酬	9(c)	107,606	17,151	107,053	17,063
その他費用		2,457	392	5,015	799
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,577</u>	<u>116,408</u>	<u>18,554</u>
税引前利益		72,398	11,540	115,914	18,476
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益および					
当期包括利益合計		<u>72,398</u>	<u>11,540</u>	<u>115,914</u>	<u>18,476</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,502	170,000	27,096
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	138
現金および現金同等物	6	2,153,157	343,192	1,955,991	311,765
資産合計		2,313,157	368,694	2,126,855	338,999
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,714
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	21,871	-	-
未払金		4,328	690	4,339	692
負債合計		141,546	22,561	27,642	4,406
純資産		2,171,611	346,133	2,099,213	334,594
株主資本					
資本金	8	735,000	117,152	735,000	117,152
利益剰余金		1,436,611	228,981	1,364,213	217,442
株主資本合計		2,171,611	346,133	2,099,213	334,594

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年 1 月 1 日現在	735,000	117,152	1,248,299	198,966	1,983,299	316,118
当期利益および当期包括利益合計	-	-	115,914	18,476	115,914	18,476
2024年12月31日および 2025年 1 月 1 日現在	735,000	117,152	1,364,213	217,442	2,099,213	334,594
当期利益および当期包括利益合計	-	-	72,398	11,540	72,398	11,540
2025年12月31日現在	735,000	117,152	1,436,611	228,981	2,171,611	346,133

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,540	115,914	18,476
調整：					
受取利息	4	(28,760)	(4,584)	(62,436)	(9,952)
		43,638	6,955	53,478	8,524
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,594	15,000	2,391
直接持株会社に対する債務の（減少）／増加		(23,303)	(3,714)	6,551	1,044
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	21,871	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	138	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,282)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(334)
営業活動より生じた／（に使用した）現金		168,406	26,842	(355,464)	(56,657)
受取利息	4	28,760	4,584	62,436	9,952
営業活動による／使用した正味キャッシュ・フロー		197,166	31,426	(293,028)	(46,706)
現金および現金同等物の純増（減）額		197,166	31,426	(293,028)	(46,706)
期首における現金および現金同等物		1,955,991	311,765	2,249,019	358,471
期末における現金および現金同等物		2,153,157	343,192	1,955,991	311,765
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	2,153,157	343,192	1,955,991	311,765

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グラント・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY 1 - 1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBS グループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を（特段の定めがない限り）初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項（続き）

I A S 第21号の改訂：交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如（I A S 第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂）」では、事業体はどのように交換可能性を判定すべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していないI F R S 会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂されたI F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S BはI A S 第1号財務諸表の提示に置き換わるI F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、I F R S 第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していない I F R S 会計基準（続き）

I F R S 第 9 号および I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年5月、I A S B は「I F R S 第 9 号及び I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」（本改訂）を公表した。本改訂には以下が含まれる：

- 金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および（特定の条件を満たす場合に）電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
- 環境・社会・ガバナンス（E S G）および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス
- 「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化
- 偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益（O C I）を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

I F R S 会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、I A S B は I F R S 会計基準の定期的な維持管理の一環として、9つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、I F R S 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」、I F R S 第 7 号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、I F R S 第 9 号「金融商品」、I F R S 第10号「連結財務諸表」、I A S 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。

- ）会社を支配している、または共同支配している。
- ）会社に重要な影響を与える。
- ）会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。

- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
- ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ）(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
- ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが小さく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が３カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融商品：

（ ）分類

I F R S 第 9 号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によって F V P L により測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産は F V P L により測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、F V P L で測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融負債

F V P Lで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にF V P Lにより測定すると指定された場合は、金融負債はF V P Lにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P Lで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

（ ）認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

（ ）当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

（ ）後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

実効金利法（「E I R」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「E C L」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

（ ）認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、I F R S 第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「E C L」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間E C Lに基づいた損失評価引当金を認識している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針(続き)

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の実践的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または負債の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル１ - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。

レベル２ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル３ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

4 . 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	160,000	170,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	190	(114)
	28,950	62,322

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5 . 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6 . 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	2,153,157	1,955,991

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	160,000	170,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株(2024年：735,000株)普通株式		
1株につき1米ドル(2024年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社 / 直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記 1 に記載のとおり、2025年 7 月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社である UBS AG に譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス（香港）リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス（香港）リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特征と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10． 財務リスク管理（続き）

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針（過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている）に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864
運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する債務	137,218	-	-	-	137,218
	137,218	-	-	-	137,218
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	23,303	-	-	-	23,303
	23,303	-	-	-	23,303

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル（2024年：5,000米ドル）を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）
米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）*
プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）
AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）*
J-REITアンドリアルエステートエクイティファンド（適格機関投資家限定）*
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）*
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）*
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）
米国・地方公共事業債ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）
外貨建てマン AHL スマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド
豪ドル建て短期債券ファンド*
インサイト・アルファ
USダイナミック・グロース
プレミアム・キャリー戦略ファンド

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

B S M D グローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i l 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
東海東京スビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド
L G T グローバル・プライベート・クレジット・ファンド
K K R プライベート・マーケット・エクイティ・ファンド
U B S トリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド #
U B S 欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド #
U B S 米国銀行株式ストラテジー・ファンド #
U B S テキサス州株式ストラテジー・ファンド #
U B S 米国債ファンド #
コロンビアU S コントラリアン・ファンド #
U B S オーストラリア リート ストラテジー・ファンド #
U B S ストラテジー・ファンド #

* 当該ファンドは2025年に終了。

当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
REVENUE			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
EXPENSES			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
ASSETS			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	2,153,157	1,955,991
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		4,328	4,339
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
NET ASSETS		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,436,611</u>	<u>1,364,213</u>
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS			
		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

Amendments to IAS 21: Lack of exchangeability

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person:
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(i) Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Financial liabilitiesFinancial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(ii) Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid:		
735,000 (2024: 735,000) ordinary shares		
of USD1 (2024: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

Maximum exposure and year-end staging

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
Total	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
Total	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund*
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund
 LGT Global Private Credit Fund
 KKR Private Markets Equity Fund
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#
 UBS US Treasuries Fund#
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#

UBS Strategy Fund#

* The funds were terminated during 2025.

The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」といいます。）は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動（以下「利益相反」といいます。）に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および／または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社（適切な場合）は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

（１）定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟およびその他の重要事項

有価証券届出書提出日現在および訂正有価証券届出書提出日の前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（Elian Trustee（Cayman）Limited）（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2025年11月末日現在の額は、100米ドル（1万5,939円）です。

（ロ）事業の内容

エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（旧名称：エリアン・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッド）（以下「ICSCL」といいます。）の完全子会社です。ICSCLは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCLは2022年11月にコーポレーション・サービス・カンパニーに買収され、現在は非上場企業です。

（2）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

（イ）資本金の額

2024年12月末日現在の額は、10億6,000万米ドル（約1,689億5,340万円）です。

（ロ）事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州、アジア、中南米等に所在する様々な機関投資家（投資ファンドを含みます。）向けのサービス保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法（改正法）が規定する規則206(4)-2(d)(6)の意味における「資格を有する保管会社」です。

（3）UBS証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2025年11月末日現在の額は、449億865万円です。

（ロ）事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。

代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

（4）東海東京証券株式会社（「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2025年4月末日現在の額は、60億円です。

（ロ）事業の内容

東海東京証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

（５）ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（UBS AG, London Branch）（「報酬代行会社」）

（イ）資本金の額

2026年11月末日現在の額は、3億8,600万米ドル（約615億2,454万円）

（ロ）事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行（1862年設立）とスイス銀行コーポレイション（1872年設立）が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社（Aktiengesellschaft）として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」といいます。）に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国ブルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびブルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

（６）ピムコジャパンリミテッド（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2025年6月末日現在 1,341万1,674.44米ドル（約21億3,769万円）

（ロ）事業の内容

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

金融商品取引法に基づき、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（Elian Trustee (Cayman) Limited）

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

（２）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（Brown Brothers Harriman & Co.）

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。

（３）UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

（４）東海東京証券株式会社

ファンドの受益証券の販売・買戻しの取次業務を行います。

（５）ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（UBS AG, London Branch）

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

（６）ピムコジャパンリミテッド

投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。

３【資本関係】

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（管理会社）、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（報酬代行会社）およびUBS証券株式会社（代行協会員）は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに依拠して解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるCIMAが、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者

の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請

手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下の通りである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下の通り要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島

または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態 (例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合) がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法 (改正済) により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を (ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に) 維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報法 (改正済) に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を (ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に) 維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも 1 名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で 50 年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に) 別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社において

は、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

(c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。

(d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらし能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、B O T Aに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（C I M A）による規制と監督

7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までにC I M Aにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) B O T A に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、B O T A に違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M A は、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知を C I M A に対して行うこと
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMA から求められたときは、CIMA の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を CIMA に対して提供する。
 - (b) 選任後 3 か月以内または CIMA が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して CIMA に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を CIMA に対して行う。
 - (c) (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 CIMA が特定する情報、報告書、推奨を CIMA に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと CIMA が判断する場合、CIMA は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMA は以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMA が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMA は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMA が第8.16項の措置をとった場合、CIMA は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMA のその他の権限に影響を与えることなく、CIMA は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMA は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMA が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法により CIMA によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請が CIMA 以外の者によりなされた場合、CIMA は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類は CIMA にも送付される。
- 9.3 CIMA により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

(d) ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

(e) ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと

9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、C I M Aが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(b) C I M Aが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に關係する場合

(d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M Aが法律に基づく職務を行う際に内閣とC I M Aの間で行われる取決めに關連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

(e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

(f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社また

はジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。

(c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

(d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

(e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

(f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - 届出の効力の発生の有無については、代行協会のホームページにて確認できる旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に以下の事項を記載することがあります。
 - ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属する旨
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (7) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある」と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書（続き）

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング
公認会計士
香港
2026年5月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。